

質問一 (中央大学 村田喜代治)

教育水準の上昇が行動半径の拡大につながっていることは御指摘の通りである。従つて御報告の重点が文化、生活の面に向かられているのは、拠点としての都市を文化的な都市の形成というこのみを主張しているのではなく、報告の基礎に逆流効果に耐えうる一定規模の産業の存在を前提としているものと理解してよい。

答 質問者の意見のとおりである。職場のないところには集まらないし、都市も形成されない。国家の財政需要に支えられた都市も存在するが、それには限度がある。文化、生活面の環境の整備は産業の育成・誘致という立場からも必要である。中堅都市は種々の公共施設の建設に当たっては、それを都市開発の戦略として活用し、総合センターとして、効率を高める必要がある。工業化時代の都市は、経済活動においても社会生活においても、安全で快適で効率の高い都市であることが要請される。

質問二 (桃山学院大学 竹内正巳)

(一) 大都市との接触の利益を求めての分散化が支配的である現状からみて、接触の利益の享受のうすい地域での拠点都市形成の条件は何か。拠点都市を性格別にわけて考える必要はないか。

(二) 極度に強い集積機構をもつわが国の場合、行政、企業経営

面において分権的なゆき方をどの程度とりうるかということが、拠点形成に重要な関係をもたないか。立地的側面以外に機構上、

制度上の問題をどう評価すべきか。

答 (一) 拠点都市とは、大拠点からの逆流効果を受けることが少なく、

準、家族関係、必要度といった教育を受ける側の要因と、産業構造の高度化、インダストリアリズムの進展、情報革命の進展といったハイ・タレントに対する需要の側の要因を考える必要がある。工业化・都市化と学歴構造の高度化との間には密接な相関関係がある。

日本は明治以来、経済発展の戦略要因としての教育投資を意識的に行なった国であり、この伝統の上に戦後の高度成長が開花したといえる。今後益々大衆社会化してゆくから、所得の上昇や産業構造の高度化の進展が、かりに除々であっても、学歴構造の高度化は傾向的に進展するものと思われる。

質問四 (東北学院大学 赤沢昭三)

先生の拠点都市論に全く同感です。但しこの方向に対しても、現在大きな障害の一つは地方自治ないし地方政治のあり方ではないかと思います。宮城県では「一町村一工場」という政策目標をかかげて、工場誘致に努めていますが、これは産業政策の立場からも、効率的都市への性向にも逆行することです。これが敢えて行われているのは、地方議員(市町村)の実績を競うに動かされているからでしょう。

答 「一町村一工場」論は、御指摘のとおり、集積の利益を無視した政治的発想で、合理性を無視している点が心配である。その企業やそれをかかげた町村の競争力が将来において低下することが心配される。このようにして誘致された企業の中には、成長性の高いものもあるが、体質改善を緊急に必要とするものもかなり見受けられる。しかし工場誘致を必要とするエネルギーを単に無視するのではなく、そのエネルギーを生かして、グーリングをしたり、工場の団

各地域の中で拠点性をもち、周辺地域に波及効果を及ぼしうる都市である。それには一定以上のスケールを必要とするが、帯広とか高知とか盛岡なども拠点都市としての条件をそなえている。大都市との接觸の利益は、情報、人材、技術的補完関係、市場的条件等にみられるが、その利益のうけ方と必要度は業種によって異なりうる。さらにもう資源加工型と金属加工型とでは異なるし、工業集積の利益のうけ方によっても影響をうける。拠点都市をその機能と特性と規模に分けて考えるべしという御指摘に賛成である。

(二) 日本のごとき高密度社会においては、距離に対する抵抗感が次第に切りくずされてゆくため、機械的な分権論は事実上困難だと思う。むしろ東海道メガロポリスの北上と西進を促進しながら、巨大都市の機能の入れ替えを行ない、都市間に合意的分業体制を確立するのが、合理的だと思う。ただし、現在進行中の都市化傾向の内容は、民間の採算ベースに立っているからこそ、過密の弊害よりも集積の利益が上回っているのであって、社会的便益と費用という要因を加味して再検討すべきである。公害についての発生者責任の原則、都市開発についての受益者負担の原則を導入して、拠点都市形成のための誘導措置をとることが必要であると思う。

質問三 (青山学院大学 森田優三)

教育水準の上昇は人口の行動半径を増加し、都市化を促進することは認めるが、逆に産業構造の高度化が、教育水準を上昇せしめることが考えられる。この因果関係の方向にどう考えたらよいのか。

答 教育水準の上昇を規定する要因としては、所得、父兄の教育水

地化をはかり、関連産業を育成したり、あるいは共同の厚生施設を作ったりして、効率の高いきれいな産業都市を建設する余地が存在する。行政当局が工業地域と非工業地域を分けて、なるべく工場をかためることがいまの段階には必要であると思われる。

質問五 (大分大学 杉浦茂治)

地方的な拠点都市の発展を期待されるような御報告であったが、現在は一般に都道府県別(行政区画)に芽生えており、拠点都市の過度競争の感がある。もともと望ましい拠点を日本の視野で選定し、これを促進することについての御意見を御教示いただきたい。

答 拠点都市の育成のために、政府はすでに全国総合開発計画で新産業都市と地方開発都市を選定している。また右の計画での拠点開発構想は、それぞれの都市の特性に応じた大・中・小の拠点を考えている。けれども御指摘のとおり、都市は競争をする。その結果ひき起こされているのが都市の自然淘汰現象である。都市は自治体であり、また個性をもつたものである以上、都市間に競争の行なわれるのは、ある意味で望ましいものと思われる。政府は拠点開発方式をいつそう促進し、とくに都市計画が樹立され、また住民の協力体制の整ったところから順番に、重点的な都市開発を進めるべきものと思われる。指定をめぐっての陳情の競争ではなく、都市計画受入れ条件樹立のための競争が望ましい。

質問六 (東洋大学 阿部源一)

御報告には都市化に眼を向けての論旨であると感じましたが、それとうらはらの関係にあるのが農業です。都市化の傾向の中で、

日本の農業の将来の姿はどうなるとお考えですか。三分の二以上

の兼業農家をかかえた日本農業は、簡単にはイギリス的農業にはなりえないと判断されます。

答 今後日本の農業はいっそう脱農が進むものと思われる。昭和二

五年におよそ一、六一〇万人であつた農民が一五年後の四〇年には一、〇八六万人に激減し、二種兼業を除いた農家戸数は四八四万戸から三三〇万戸へと激減した。二五年を一〇〇とする、前者は六七、後者は六八である。恐らく昭和六〇年には農民数は五〇〇万を下回るものと思われる。それは農業一年生が現在すでに年々六万人前後だということからも推定される。

われわれは統計上にでている農民や農家戸数は、実数よりも上回っているものと感ずる。二種兼業農家を農家と呼ぶのは適切ではないと思う。しかし脱農と農業の近代化には時間をかけて自然退職を待たなければ解決できない問題が伏在している。だが、長期的にはアグリビジネスの方向にむかうものと思われる。それを促進するものは学歴構造の高度化であり、また資本の自由化であると思う。この場合にきめ手となるものは、新らしい農業經營者の出現である。

それは農業にもニュー・エントリーが実現されることだと思う。二種兼業農家はいぜんとして存続するであろうが、そこから得られる農業所得は世帯単位でみた全所得のうち、ほんの一部しかしないことになろう。そのような農業はむしろホビー・ファーミングとよぶべきものである。なお日本の農業の土地生産性・労働生産性は今后も着実に上昇し、少なくとも一〇年後には過剰農産物対策が部分的に生ずるものと思われる。農業もまたインダストリアリズムと都

市化の中に再編成されるものと思われる。

工場団地の現況と問題点

——静岡県下における実態——

はじめに

「中小企業問題は、古くて新しい問題だ」といわれてきたが、中小企業政策もまた古くて新しい政策だといえる。だが戦前から近年にいたるまでの中小企業政策は、経済政策というよりは社会政策的な色彩をもち、また「政策」というよりは「対策」にすぎなかつたといえる。しかるに「復興から成長へ」のスローガンの下に展開された経済の高度成長の時期辺りから、中小企業政策は経済政策的な色彩を強めて、中小企業を企業として育成する方向に向ってきていた。その背景となっているのは、前近代的な性格をもつていて企業の広汎な存在が、経済の高度成長と大企業の発展にブレークをかけるようになってきたからである。

このような新しい展開をみせはじめた中小企業政策のうちで、この数年来、政府が最も力を注ぎ、また一見、華々しい成果をあげているようにみえるのが工場団地の制度である。工場団地という制度はわが国独特のものではないが、わが国の中 小企業の合理化と近代化のためには極めて有効な制度であることは疑いない。ところが政府は団地化によって個別企業の体質改善を図るだけでなく、これを契機として企業間での協業活動を展開させようとしている。もしこ

吉沢 栄藏

（東海大学）

れらが政府の意図通りに実現されたならば中小企業政策は大きな進歩だといえる。だが従来から中小企業の協業化の必要性が叫ばれていたながら思うような進展をみせなかつたのに、これを団地化によって大きく前進させうると考えることには大きな疑問がある。そこでここでは静岡県内の工場団地の協業化の実態を静岡県という経営風土からの分析を通じて団地化による中小企業の協業化の可能性を検討してみたい。なおここでは工場団地の成立の背景の一つである市街地の整備についてはふれないこととする。またこの稿の基礎資料は静岡経済研究所の調査によるものであることを付記しておきたい。

1 県内工業団地の概況

政府の指定団地の制度は昭和三六年に開始され、四〇年度末までに約一三四億円が貸出され、全国で一〇五の団地が造成されている。この団地に一一三組合、二九八〇企業（中小製造全企業数の〇・五%）が参加している。県内の工場団地は比較的早期から造成され、現在八団地が指定をうけ、このうち六団地が全面稼動をしている。これを全国比でみても団地総数の八・五%、貸付額の六%と比較的高く、団地化は相当に進んでいるとみてよいであろう。

この県内の工場団地の特徴についてみればつきの通りである。

進出の動機—立地条件の悪化の廻避、経営規模の拡大と経営体质の改善のこととき個別企業の必要によるものが主であって、これを国や県の助成策が促進していたといえる。

協業化の意志—協業化が団地化の動機となっているのは極めて稀であり、このことは協業化の実態についてみても明らかである。

企業間での関連性—協業活動のやりやすい生産関連型と製品競合型の団地は二団地あるにすぎない。

業種別の分類—団地数が少ないので決定的なことはいえないが機械・金属団地の比重が高い。

旧施設の稼動—旧施設を保持して稼動させている企業が五割に達し、他が全面移転しているにすぎない。

右からみると県内の工場団地は協業化が団地進出の主目的ではない。それなのに団地化が進んでいるのはつきのようない理由によるものである。(1)京浜地区と京阪地区の中間にあって産業に適した立地条件を備え、しかも近代工業の基盤となる地場産業が発展していた。(2)県内工業は地場産業と近代工業の二面的な性格をもち、前者では後進県からの「追いあげ」があり、後者では経営の合理化と経営規模の拡大が要請されていた。(3)工場の多くが市街地の周辺に自然形成されていたために都市の拡大により工場の経営環境が悪化してき、拡張期にある企業は早晚は移転せざるをえなかつた。(4)県の経済政策の中心の一つが「工業県への脱皮」であり、そのため工業基盤の整備と中小企業対策に力が注がれていた。(5)工場団地の参加者である県内経営者の経営意識が比較に高く、しかも「緩い結合関

のはどのような理由によってであるかをみると、つきのごとき点が指摘されよう。(1)各企業が団地への移転を契機として設備・機械の近代化と経営規模の拡大をなした。(2)団地に移転した企業の多くは県内の中堅企業であつて、すでに強い経営基盤をもち、その上に経営の近代化や規模の拡大を図っていたので工場移転から悪影響をうけることが少なかつた。(3)県内団地の多くが成長産業に属してゐたものとしては金利負担の過重化、運転資金難、輸送条件の悪化、人件費の上昇、従業員の募集難、経営内容の悪化などがあげられる。これらの問題点の多くは各企業に内在していたものであつて、それが団地への進出によつて表面化したとみてよいであろう。

ところで工場団地制度は各企業の経営効果をあげるためにものであるが、県内団地の場合にその効果を抑制する力がどのようなものがあるかをつきの三つの点からみよう。

個別企業 ここではつきの四点をあげることができよう。(1)自己資金の不足 比較的に安定した経営基盤をもつてゐた県内企業でこ

係」には慣れていた。

2 団地化の効果とその背景

県内の工場団地には建設途上のものや稼動後日数の浅いものもあるので団地化の効果について決定的なことはいえないがほぼつきのとくである。

生産能力・生産実績—一般的に向上して、二団地が全国平均を上廻つてゐる。

稼動率—低下しているがその原因是生産能力の向上と景気変動によるものである。

利益の増加率—生産実績の伸び率を大きく下廻つては全国平均に比べればよい成績を示している。

労働生産性—概して高く、殆んどの団地が全国平均を上廻つてはいるが、その伸び率はよくない。

さてこのような団地化の効果がどのような内容をもつてゐるかをみるとつきのごとくである。

個別企業—(1)規模の拡大と経営環境の良好化。(2)生産工程配置の合理化。(3)近代的機械設備の導入。(4)求人関係と従業員の定着性の良好化。(5)輸送の円滑化。

集団化—(1)土地取得の容易。(2)共同施設の整備の進展。(3)団地内取引の活潑化。(4)福利厚生施設の充実。

これらの効果の内容をみると、それは集団化や協業活動によつてもたらされたものではなく、個別企業の経営上での変化によるものだといえる。だがそれにもかかわらず団地化の効果があがつたという

うしたことがでできているのは、団地へ進出した企業の多くが積極政策をとつて経営の近代化と規模の拡大を押しつけてゐるにもかかわらず、多くの企業は旧来の土地や施設を必要資金の充当のために処分しようとはせずに保有していたからである。(2)安易な経営態度 団地へ進出した企業の多くは成長産業に属し、しかも深刻な不況や激烈な競合関係も経験していなかつたので経営態度は安易に走りやすかつた。このために企業体质の徹底的な改善にとり組もうとせず、また協業活動にも積極的に参加しようとはしなかつた。(3)生産拡大への指向 団地に進出した企業の多くは経営規模の拡大と生産能率の拡大を主たる目標として販売面の強化はなおざりにする傾向をもつてゐた。この販売面の弱さが露呈しなかつたのは企業の多くが成長産業に属していながらに他ならない。しかし一部の企業ではこれが稼動率の低さとなつて現れてゐる。(4)協業意識の欠如 団地に進出した経営者の多くは、団地化を協業化と結びつけて考えようとはせず、自己の企業内に閉ぢこもるという傾向をもつてゐた。そのために協業化による経営効果は極めて限られたものとなつてしまつた。

団地制度 これは全国的な問題ではあるが、県内団地ではつきの三つの点をあげることができる。(1)資金援助額の低さ 中小企業の団地への進出には巨額な資金を必要としているが、県内での団地へ進出した企業の資金の総需要額の1/3が助成されているにすぎず、他の自己調達に任せられている。このことは県内団地では経営規模の拡大と機械設備の近代化を図つたことによつて加圧され、しかも企業が協業活動によつて資金を節約するという方法をとらなかつたた

めに一層深刻化したといえよう。(2) 参加企業数の制約 団地化には多数の企業の参加が必要条件の一つではあるが、静岡県のごとき狭い地域で多数の団地が造成されているとき、積極的に協業化にとり組む企業を二〇以上も集めるとは難事である。こうした無理が生じたのは、県が政府の施策の忠実な実行者として行動して、積極的に団地数の増加を図るという姿勢をとり、団地化は「質より量」を追ったからに他ならない。それが結局は県内団地の質を低下させてしまったのだといえる。(3) 団地の審査 静岡県の中小企業指導所の体制と能力は全国水準をこえているにもかかわらず、団地の審査に当っては県の「質より量」を追う方針に盲従してしまった。そのためにとかく個別企業に対する審査が形式に墮して甘くなり、また審査の焦点が協業化から外れる傾向を生みだしてしまった。しかもそこでは指導所と参加企業との間の協議体制は確立されていなかった。その結果、団地に不良企業の参加を許したり、協業活動をなおざりにするという傾向をつくりだしてしまった。

団地の運営 静岡県という狭い区域で多数の団地が造成されたとすれば、その運営に問題が生ずるのは当然であろう。これについてはつきの四点をあげることができる。(1)建設期の不手際 計画の規模が大きく、またこれに参加する企業数が増加すれば建設期の不手際が数多く生ずるのは当然であろう。県内の団地では協業化の度が低いので決定的な不手際は生じなかつたが、それでも建設期につきものの不手際が発生している。それは根本的には団地の造成が拙速主義でなされたからであり、これに加えて企業間での協力体制の欠如と、計画の精密性と統制力に欠けていたことなどから生れたもの

である。(2) 協業活動の弱さ 全国的にみても協業化の高度な団地は数えるほどしかないが、団地数が多い静岡県で高度な協業活動がなされていないのは、もともと団地化の主たる誘因が工場の移転そのものにあって協業化にはなかつたからである。またこれは団地内の企業の業種と製品からみても、或いは県内経営者の性格からしても協業化を進める基盤がなかつたともいえよう。(3) 事後指導の不徹底 団地の事後指導の不徹底も全国的な傾向であるが、静岡県でもこうした傾向を示しているのは、県当局が「団地をつくる」を中心としているのに對して参加企業では「工場移転」そのものが主旨的であり、そこでは始めから「事後指導」という考え方の入る余地がなかつたからである。(4) 指導者の欠如 協業化の成功の必須条件の一つは有能にして強力な指導者の存在であるが、全国の団地でもこれが欠けている。静岡県内の団地でも眞の指導者をもつてゐるのは一団地にすぎない。それはまず地域社会が狭く、しかも参加企業間の較差が小さいために指導者が生れにくいからであり、さらには「工場移転」を主目的とした団地では経営者間の意匠統一の必要性があまり必要ではなかつたからである。

結び 一改善のための提案一

すでにみたように静岡県内の工場団地では協業活動は極めて低調である。だがそれにもかかわらず団地全体としてみれば成績が比較的よいのは、個別企業の経営規模の拡大と生产能力の向上、さらには静岡県の企業立地が恵まれていたからに他ならない。そうだとすれば静岡県内の工場団地では政府が当初、団地化に期待した効果

はあがつていいこととなる。それならば今後の団地化の成功にはどのような改善を加えることが必要なのだろうか。これについて私の提案を簡単にのべよう。

政策の確立と援助の強化 工場団地の主要目的が協業化の促進にあるとすれば、もつとその目的を明確化しなければならない。そこから団地数を徒にふやすことや企業をかき集めることよりも、高度な協業活動を伴つたモデル団地をつくるほうが有効だということがいえる。だがそれにしても団地へ参加する企業への資金面での援助額の少なさが団地化の効果を大きく削減し、この制度の致命的な欠点となつてゐる点も反省すべきである。

高度な協業活動の推進 団地化による協業活動はあくまでも各企業の主要な経営機能を包括することを中心としてなされるべきである。だがそのためには団地化→協業化→団地化という姿勢へと変えられなければならないであろう。

県の指導体制の確立 工場団地の実際的な推進と指導の担当者が県当局であるとすれば、県が政府の政策に盲従して徒に団地数をふやすことはかえつて中小企業の近代化を防げることとなる。それゆえ県当局はもつと主体性をもつて行動するとともに、眞に中小企業のためになる行政的な指導体制を確立すべきである。

取引機構の改善と製品の規格化 団地化による協業活動の強化は生産規模の拡大を伴うものである。この生産の拡大を阻害しているのは、一つは非合理的・非能率的な取引機構と流通機構であり、他の一つは製品・部品の規格化の遅れである。この二つの改善こそ中小企業の社会的分業体制を促進させることになるであろう。

経営者の意識の改革 中小企業の協業化の実行担当者はあくまでも中小企業経営者であるから、団地内の協業化が進展するか否かは主として経営者の意識のあり方にかかっている。殊にその意識は経営者が前途に対して「切実な危機感」を抱いているか否かにかかっている。それゆえ団地化があたかも中小企業の近代化の特効薬であるかのとく説くことは避けなければならないし、また各種機関では地道な経営者教育を進めることが必要であろう。

質問一 (新潟大学 佐藤元重)

(1) 大部分が機械金属工業団地であるとの報告がありましたが、関連のない同業種団地なのでしょうか。関連異業種団地はないのでしょうか。

(2) わが国の工業団地化政策はすぐれて中小企業振興政策として実施されているが、都市計画の一環としての面が縮薄となつてゐる。静岡県下の現況は如何でしょうか。

答 (1) 不完全関連型の団地が二つあります。が本格的な協業活動はなされておりません。関連型の団地が一つ(浜名部品工業団地)ありますがまだ稼動しておりません。この団地は将来は企業合併をする計画をもっております。

(2) 静岡県での団地化政策は都市計画とは直接的に結びついてはおりませんが、県下の大都市の状況からすれば、都市整備の考え方

が団地化政策の背景の一つになつてゐると思います。

質問二 (桃山学院大学 竹内正巳)

(1) 中小企業団地化の目的の一つである立地的な視点(地域工業化市街地整備)からする評価について。(報告は近代化合理化

問題が中心であったが)

(二) 公共投資を有効に利用するという観点から中小企業庁の行政の枠をこえたものが多いのではないか。

(三) 跡地処理問題等についてどう考えるか?

答 (一) 静岡県当局は「農業県から工業県へ」という経済政策の一つとして団地化を進めており、また東海道沿線の中間都市でも同様な意図をもって工場団地を誘致しております。いずれの場合でも県内の個別企業の合理化・近代化には相当に寄与しております。また地域工業化も郊外地や東海道沿線の中間都市では効果があがっております。ただ市街地整備については、市街地の整備計画と団地化が結びついていたために効果があがっていないといえます。

(二) 質問の趣旨が判りかねますが、「行政の枠」を「行政の目的」というように解してよろしければ、事実御説の通りでございます。殊に「中小企業の協業化」という中小企業庁の目的は達せられていない例が大部分の団地の実情です。

(三) 工場団地の造成が市街地整備の目的をもつものであれば、団地化と跡地処理の問題とは当然結びつけて計画的に処理されなければならぬにもかかわらず、静岡県ではそうした方法はとっておりません。したがって跡地処理は全く個別企業に任せられております。しかし跡地処理の問題は市街地整備と、さらには企業の資金手当の問題の二つの面から県と地方自治体の手によって計画的になされるべきだと思います。

質問三 (神奈川大学 大泉行雄)

(一) 「協業意識」の欠除という点が重く取りあげられたが、特に

静岡県に就いて、その原因はなんであるか。

(二) たとえば、現世代の経営者は「一城の主」的な意識が強く、次の世代の人たちになると、情況は異ってくるとは考えられないか。

答 (一) 静岡県の中小企業経営者が協業意識が低いのは、一般的な理由の他につぎのようなものがあげられます。(1) 経営者の多くが高度な協業活動に不慣れであったし、またそうした事例が少なかった。(2) 団地に進出した企業の多くが成長産業に属し、前途に対する危機感が少なかつたのでその必要性を認めていなかった。(3) 地域と業界が狭いために有能にして強力な指導者にかけていた。(4) 協業化の必要性に対して中小企業指導所或いは元方企業からの強力な指導・教育が与えられなかつた。(5) 団地内の業種と製品からみて、協業化のための基盤が整つていなかつた。(6) 団地への進出が個別企業では移転の形をとり、また経営者間での意志統一がでていなかつた。

(二) 御説の通り次の世代の経営者の時代になれば、協業化すまつてくるものと思われます。事実現在でもそのような傾向がみられます。しかしすでに工場団地化しているところでは、たとえそのような経営者がでてきたとしても大部分の団地では高度な協業活動をとることはできないものと思われます。つまり協業化は団地化するときでなければならないというのが実態です。

質問四 (電気大学 北沢康男)

工場団地及びその政策を見る場合の基本的な問題は「協業化」という事の内容であると思われる。協業化をどのように考えておられるのでしょうか。

答 「協業化」の完全な定義はまだできていないように思います。現在ではこれが恣意的に用いられているのが実情です。私はこれを

「個別企業が各々企業としての独立性を保ちながら、共通した利益目標を達成するため、各企業の自発性によつて主要な経営機能の一部分が単一意志で統括されること」と定義づけたいと思います。したがつてかかる意味での協業化はまだ静岡県内の大部分の団地ではなされていないことになります。

質問五 (桃山学院大学 庄谷邦幸)

協業化(意識)の進展の規定するものは①資本的性格—その近

代化の程度—と②企業集団の内部構造(階層性とその分布状況)、

③企業集団の協同化の歴史等によつて説明すべきであつて、地域性のみ帰すべきではない。静岡の家具団地の場合、団地化を契

機に工業資本的性格を強めているが、商業資本的性格(しかも

「間屋」的性格)が強いことが協業化を阻害している面があるのではありません。私は中小企業問題をすべて一般論として取扱うこと

の足を引つぱつとはいひない。さらに下請企業団地については元

方の協業化阻止要因もある。

答 御説のような要素が企業の協業意識を規定していることは私も

充分に認めております。しかしそうした前提からさらに進んで協業

意識がどのような要因の作用をうけているかを追求しようと意図いたしました。そしてその「要因の一つ」として地域性をとりあげた

にすぎません。私は中小企業問題をすべて一般論として取扱うことには疑問をもつております。企業の行動様式を規定するものとしてもつと「経営風土」が研究されるべきではないでしょうか。丁度、

質問六 (中央大学 村田喜代治)

報告者は工業団地における協同化なし協業化が行われていな

い理由を「静岡県が恵まれていて」点を指摘しているだけであるが、

例えば、協同化によつて行われる労働者の交流によつて賃金労働条件における違ひの相互的な認識の深化、従つて労働組合の強化、労働者の引抜き等に対する経営者の懸念が理由の一つとして指摘

答 御説のような「経営者の懸念」が団地への進出を鈍らせていることは考えられます。かつて静岡県内で中小企業従業員用のアパートをつくったところ、御説のような懸念から申込者（企業）がなかったという事例などはその証明となりましょう。しかしこうした経営者の懸念は、「団地へ進出するか否か」の決定の際は作用するものであって、「団地において協業化をするか否か」という決定には作用しないといえます。なぜならば静岡県内の団地では従業員の出身地の多くが地元であるために「団地化そのもの」によって労働者の交流（勤務時間外で）ができるしませんからであります。

なお静岡県内の団地で協業化が進展していない理由は「静岡県が恵まれている」ということだけでなく他に多くの理由がございます。これについてはすでに報告の際に述べております。

第1表 団地の業種別内訳

機械金属部門	55団地	(48.6%) (4)
製材木工部門	29団地	(25.6%) (1)
繊維関係部門	12団地	(10.6%)
食料品関係部門	4団地	(3.5%) (1)
雑貨部門	7団地	(6.2%) (1)
その他の部門	6団地	(5.5%) (1)
計	113団地	

(注) 助成対象団地は105団地であるが、連合会の各单一団地を含めると113団地になる。()内は連合団地の主要業種以外の業種の団地数を示す。

第2表 高度化資金貸付状況

対象年度	助成対象団地の数		高度化資金貸付額(千円)
	新規団地	継続団地	
36	10	—	600,000
37	20	10	1,737,000
38	25	29	2,569,747
39	25	41	2,298,273
40	14	48	2,512,471
41	11	60	3,376,125
計	105	188	13,093,616

はしがき

工業団地化の促進ないし助成方策は、懸案のわが中小企業に対する政府の経済政策の一つである。その主務官庁は、中小企業庁であるが、政府は、中小企業近代化促進法にもとづいて、昭和三六年以来、中小企業高度化資金の貸付を開始し、その助成対象の指定制度を設けた。以来今日まで年々助成指定を積み重ねて、別掲第1表に

示す通り全国総数で一一三団地に上っている。貸付累計額は約一三〇億円である（第2表参照）。政府の助成指定が開始される前から、民間では既に自主的に団地化を進めており、それが助成開始後指定対象となったものもあるが、助成開始の後でも指定申請を行なわぬいいわゆる指定外の自主的団地を加えると、全国規模で約一三〇団地に達しているものと推定される。

以上のような中小企業を対象とする工業団地化政策は、一体如何なる政策的意義があるのであろうか。また、問題の多いわが中小企業の体质改善や産業構造対策として果してどれほどの効果があるというのであろうか。いわゆる工業団地化の政策的意義と限界とを批判的に吟味する必要がある。

本稿の主旨的は、神奈川県下の工業団地化の現状、課題、特色などを要約的に紹介し、問題点を指摘することにある。その場合、先ず工業団地化政策の一般的意義や全国的規模におけるその状況とのかかわり合いにおいてみなければならぬ。

神奈川県における工業団地化の現状と課題 — 独占資本への奉仕的性格性批判 —

山田一郎

（関東学院大学▽）

の目的に関連して、昭和四〇年度『中小企業白書』のいゝ分をみてみよう。「わが国の中 小企業は、自然発生的形態で発展してきたものが多いため、今日においては、かえってそれが企業合理化の障害の一因ともなっており、この傾向は、市街地の急激な過密化とともに、工場敷地の狭い化による災害の増加、生産能率の低下、あるいは都市機能のまひによる公害の発生等、ますます憂慮すべき状態になってしまっている。また、一方において、このような環境にある中 小企業を組織化しようとしても、各企業が市街地に散在しているため有機的な結合による協力も、また、その効果も得がたく、機械設備についても二重投資が行なわれがちであるので、協業化的面でも行き詰まりの状態にあるものが多い。

このようなら多くの問題点を解決するためには、高度の共同化を中心として、中小企業者が一定の地域に集まって専業化、協業化等（いわゆる分業による協業化——筆者）による経営の合理化を図り、集積の利益を享受するのが一番よい方法と考えられる。」

更に、これと同 工異曲だが、全国中小企業団体中央会の文言を引用しよう。すなわち「工場団地組合は、事業協同組合等の組合員が、組合等の作成する工場集団化計画に基づいて、一定区画の土地に集団して計画的かつ經濟的に適正規模の工場、共同施設およびその他付帯施設を設置し、環境を整備して企業經營の抜本的体質改善をはからうとするための組織である」とや、一層具体的に且つ技術的叙述を加えて定義づけている。（同会発行『工場団地組合組織および運営指針』昭和三九年三月）

的充実を通じて、規模ないし協業のメリットをたかめること。
ここで構想されている工業団地化の類型は、後述の如きいわゆる「集団疎開型」を中心としているものといえる。それは、主に大都市を中心とする既成工業地帯の過密地域から適地へ転出せしめて集団化し近代化を促進しようというのである。

ところが、下記にみる通り、表面的にもせよ、団地化の主なる政策的目的である集団疎開型は、昭和四〇年度までの指定団地九四団地のうち、僅かに一三団地に過ぎない。

理由の第一は、転地先である適地とは、工業立地上の新適地という意味には違いかかるが、資金問題は一先ずおくとしても、地価の関係、交通条件、労働力確保難、市場喪失（殊に、独占的大企業への依存度が強い場合、元方大企業の外注管理上、納期短縮あるいは納入頻度化により流通費の負担転嫁、加重がみられるので、かかる市場からの疎隔離脱は当の中小企業の最もおそれるところである。）等の危険性や不便が伴ない、容易には適地なるものが得難い現状にあることが指摘できる。また物理的適地必ずしも經濟的適地たることを意味しないからである。自然発生的立地は、中小企業のみに止まらず、資本主義經濟体制下資本の自己法則の貫徹する姿で、あり、とりわけ独占資本こそが、無計劃性、無政府的立地たることにおいて正に自然発生的立地であるといえよう。独占資本の過密既成工業地域への割り込み、一層の地域集積による過密化の拡大生産と公害の激化に眼をおおって、過密化と公害化の原因が中小企業のみの自然的立地に帰して、中小企業のみを対象に集団的に疎開させることとは、正に独占的な大企業のためにのみ途を開き、中小

また、同資料は引続いて、別な視点から次ぎのようにもうたっていいる。「団地組合は、用地難、規模、騒音等の公害の発生等により、その近代化を阻害している中小工場を、集団的に郊外の工場適地に移転して、これらの制約から解放するとともに、高度の協業化を伴う計画的工場集団を形成することにより、中小工場の抜本的体質改善を図ることをその組織目的とするのであるから、組合の実施する集団化事業は、団地組合の事業の基本である。これを完成することによって、始めて新しい整備された環境で、共同施設の高度利用、組合員企業の体質改善を達成することとなるのである」と。

以上の団地化の必要理由は、誠に一面的で、本質的には独占資本体制の必然的要請（弱小中小資本対強引な独占資本間の資本対資本間の相対的もたれ合いと、中小資本の滅失と敗退を伴う競争）に基づくものであるにも拘らず、体制的視角を捨象して真実をおいかくし、全く表面糊塗的なものではあるが、ここでは額面金額通り一応の理由、目的としてうけとめておく。

そこで、その一応の目的なり、団地化の諸要件などについては以下の如く要約できるであろう。

- (1) 団地化の対象は中小企業であり、中小企業の近代化を促進、組合員企業の体質改善を達成すること。
- (2) 市街地における公害問題の解決をはかること。
- (3) 団地形成を通じて集団化すること、その場合、集団化以前に協同組合化していくようと、以後にそれを結成しようと何れにしても団地化はイコール団地協組たること。
- (4) かかる企業集団化は、何等かの業務提携（Verflechtung）、内実現させること。

企業を“狩り出し”、あるいは“追い出す”というのは正に団地化政策なるものの本姿を示すものである。この点団地化政策なるものは、誠に清水嘉治教授の地域開発に関連して指摘する独占資本中心の生産力主義推進に奉仕せんとする意図に通ずるものであり、否、その欠くことのできない一環をなすものと評してよいであろう。

△ 中小企業白書の型態別分類（昭和四〇年度までの指定団地）

これを類型的に分けてみると、

- (a) 産地集団化型
- (b) 下請集団化型
- (c) 集団疎開型
- (d) 都市計画型

△ 全国団地化計画の建設状況

- (a) ほぼ完成したもの
- (b) 計画通り造成進行中のもの
- (c) 当初より遅延しているもの

三七年度指定

一一団地

三八年度指定

八団地

三八年度までの指定団地のうち、計画年次を計画の変更、経済不況などのために約九団地が二~三年づれて完成

(b) 計画通り造成進行中のもの

六三団地

うち、一三団地が三年計画を四~五年に延期するということは、正に独占的な大企業のためにのみ途を開き、中小

一三団地

うち、今後三ヵ年後に完成見込みのもの二団地

大部分完成したが経済不況のため参加企業の多数が連鎖倒産し、目下再建中のもの一団地、残りは本年内に完成予定

(1) 昭和四〇年『中小企業白書』八六頁、第二節工場集団化の効果と問題点。

(2) 清水嘉治「地域開発政策における生産力主義批判」関東学院大学経済学会研究論集『経済系』一九六七年二月第七集所収、なお同教授の同様趣旨の論文は、同教授著『経済政策の理論と現実』(中央経済社一九六七年一月刊)においてより体系的にまとめられて収録されている。

二、神奈川県下工業団地化の現状

(I) 県下団地化の現状概観

県下団地化現象の基本的性格や特質は、既に述べた政府のかかる政策を打ち出さざるをえない一般的な背景に規定されており、一般的な団地化政策の政策的意義を逸脱するものではない。むしろ、当県の場合は、最も露骨に、政府の団地化政策の真実の姿——本質的性格を最も集中的に表現しているといってよい。

先ず現在の進行状況を概観してみよう。

県下における団地化の嚆矢は、規模は極めて小さいが(参加企業僅かに四企業)、日本住宅公団の手による相模原地区の大山工業団地で、昭和三四年度のものである。その他は概ね昭和三八年頃の経済不況の時に着手したのが多い。土地造成未着手で計画中のものを

含めて九団地である。(戸塚中小企業団地の第三次分、田名工業団地の第一次分を加えると、単位団地別には一二団地である。)全体の状況については、第3表をご覧願いたい。(各団地毎の現状表示は省略)

そのうち、土地造成完了、参加企業の進出も終えてほぼ稼働を始めたのは、戸塚中小企業団地(第一次、第二次)田名工業団地(第一次)、馬入工業団地、寒川工業団地、大山工業団地の六団地である。土地造成を終え、一部進出稼働建設中のものは、中津工業団地、大庭工業団地の二団地。目下土地造成中のものは、田名の第二次分、藤沢工業団地(予定地内にある既存の四工場はもちろん稼働中である)の二団地、土地造成着手未定のもの二団地(戸塚第三次分、久里浜鉄工団地)である。神奈川県の団地化は全國総数の一割にも満たず、数が少ないのに、類型分けは困難だが、前出の純粹の都市計画型(全体が首都圈整備法による規制をうける。神奈川県の場合、もちろん昭和三六年公布の低開発地域工業開発促進法を中心とする地域開発の対象地区とはなっていない)および集団疎開型は、戸塚の第一次、第二次、強いてこの部類に算入可能なのは藤沢(石川地区)工業団地のみである。下請集団型は、田名工業団地(三菱重工業中心の元方ぐるみ)および大庭(藤沢地区)工業団地(荏原製作所中心)の二団地に過ぎない。

(II) 個別的現況

以下に各団地の個別的現況を紹介する。

(1) 中津工業団地
事業主体は神奈川県(企業庁を中心とする県開発公社)であり、

造成は四一年三月完了。厚木市上依知と愛甲郡愛川町にかかる旧陸軍飛行場跡を入手造成したもので、総面積二三六万平方メートル、県下はおろかわが国でも最大規模の工業団地である。面積が広大ばかりではなく、正に県が工場公園(Industrial Estateといふよりは Industrial Park といった方が可)と自讃する通り、公害発生の伴わない工場を厳選、建坪率四〇%(敷地面積に対する建物用面積の割合)、道路の総延長約一六キロメートル、幅員二〇m(両側歩道、側溝、グリーン・ベルトをもつ)のもの四〇〇メートル強に及んで団地内を縦横に走っている。

道路幅員二〇m—四三三四m
一六m—一一、一二九m
一二m—一八、二四〇m
六m—一一、二八七m
四m—一〇〇m

中津団地は誘導異業種団地で、企業参加別は以下の通りである。

精密機械
電気機械
金属加工
その他

三七

その他には企業以外の施設も含まれ(第4表参照)、今後もそ

れらはふえる模様なので実際は八〇施設の参加が見込まれている。

問題点を拾い出せば、地価は神奈川県内としては安い方である。が、進出決定済のものでも、昭和三八~三九年度の不況がたり、未だ二九工場が建設未着手であり、中には進出を見合わすものが

あるかも知れない状態にある。住宅施設はまだ不十分、従って労働力確保が困難である。この団地にはコロンビアを始め大企業も多数あり、純粹の中小企業団地化とはいえない。この例は、田名、藤沢、馬入、寒川、大庭の各団地についてもいえることであり、神奈川県下の団地化の最も著しい特長をなす。また、中津団地への参加企業七五企業のうち、県内業者は僅か三二企業で、他の過半数は県外からの参加である。今後工業用水の不足が懸念される。

(2) 戸塚中小企業団地

事業主体は横浜市(開発公社)、第一次、二次とも完成、誘導異業種団地、第一次は自動車工場、パン製造業中心、第二次は印刷業者中心で過半数を占め、約五分の二程度は一般工業である。この団地は、市内商業・住居地域に立地して公害が発生し、且つ立地的制約から発展が阻止されているものを参加の条件にしたため、いわゆる集団疎開型(尤も市周辺のため地価が最も高く、且つ過密地域からの本当の疎開とはいえない)および都市計画型に属し、他府県にみる中小企業の団地化の典型例といってよい。共同施設の共有公用等の共同化も、県下の団地例では、十分とはいえないが、一番進んでいる団地である。

(3) 田名工業団地

三菱重工業横浜造船所鉄権部門、外資合弁事業三菱キャタピラー社を中心とする機械金属工業下請系列団地である。元方企業の誘導による。第二次は目下造成中であるが約五〇万平方メートルに近い面積を三菱重工業一社(自動車部門)で占めることになつ

第3表 神奈川県下工業団地化概況表

(昭和41年12月現在、神奈川県、各市当局資料並びに実地調査などから山田作表)

団地名	所在地	事業主体	造成時期	造地面積 (千m ²)	事業費 (千円)
中津工業団地	厚木市上依知 愛甲郡愛川町 中津	神奈川県 (企業庁)	昭和36年10～ 41年3月完了	2,355	3,524,400
戸塚中小企業団地	横浜市戸塚区 上矢部町	横浜市 (開発公社)	(第一回) 38年6月～ 39年12月完了	135	479,285
			(第二回) 40年2月～ 41年2月完了	115	616,000
			(第三回) 計西中未定	68	不詳
田名工業団地	相模原市田名	相模原市 (開発公社) (但し、第 二次のみ)	(第一回) 38年4月～ 39年3月完了	590	506,089
			(第二回) 今後間もなく 造成	487	12,584,000
藤沢工業団地	藤沢市円行石 川町	藤沢市 (開発公社)	40年4月～ 目下造成中	545	1,590,800
馬入工業団地	平塚市馬入町	日本住宅公 團	37年4月～ 38年8月完了	571	667,498
寒川工業団地	高座郡寒川町	同 上	38年10月～ 39年9月完了	221	218,770
大山工業団地	相模原市大山 町	同 上	31年6月～ 34年12月完了	363	169,172
大庭工業団地	藤沢市大庭町	荏原製作所 を中心とする 系列企業	38年1月～ 40年6月完了	769	3,211,500
久里浜工業団地	横須賀市久里 浜町	横須賀市	計画再検討中 未定	200	未詳

坪当分譲価格 至工場数	参加企業乃 業種別	備 考
第一回最低 5,067円～ 第五回最高 9,500円 75	機械金属その他 の施設 1.精密機械工業 2.電気機械工業 3.金属加工業 4.その他	土地造成は既に完了 1.既に稼働開始 22 2.目下建設中 24 3.参加決定済で進出未定 のもの 29
約 13,465円 24	異業種混合型	当該団地は、横浜市当局の積極的な誘導によるもので、疎開型団地の典型的なもの。立地工場対象は、市内の商業、住宅地域に立地しているもので、公害が発生し、且つ立地的制約から合理化的余地がなく、発展が阻止されているもの。第一次、第二次共団地協組を結成し、若干の共同事業を行っている。
約 21,700円 63	異業種混合型 (但し、印刷工 場中心で全体の 5分の3)	
未 定		
最低 2,950円 うち半数 の7企業 未進出 最高 3,300円 14	機械金属工業型	三菱重工業横浜造船所機構部門、相模原工場並びにキャタピラー三菱を中心とする下請協力企業
未 定 1	同 上	三菱重工業一社のみ(自動車工業部門 進出予定)
12,000円 20	機械金属工業中 心型	業種別、参加条件は中津工業団地と同 じ。地区内に既存の稼働工場4工場あり、 これを含む。いすゞ藤沢工場の下 請関係が多い。
12,000円 23	機械工業型 (その他を含む)	若干未進出企業あり。
8,400円 10	異業種混合型	
1,700円 4	機械工業型	
16,500円 6	機械工業型 (下請系列中心)	他にも参加予定企業あり、まだ土地は がらあき
未 定 40	鉄工機械工業金 (鉄工中心)	横須賀市が計画を樹立、参加希望者を 募集したところ、申込殺到、既に40企 業内定済、併し地価の著高で計画は頓 挫

番号	会社名	主なる製造品名
37	株式会社富士鉄工所	ミッション部品、スチアリング部品
○38	厚木瓦斯株式会社	ガス供給
39	昭和石油株式会社	石油製品
○40	大島工業株式会社	プレス加工、鋳金
41	恵豊工業株式会社	トラッククレーン製造、ショベル組立
△42	日本フルハーフ株式会社	バン型トラックボディ、セミトレーラー
○43	日本鋼管工事株式会社	配管工事、プラント工事、異形管
○44	株式会社木村ボーリング工場	油圧シリンダー、シリンダーライナー
45	牧野フライス・サービス株式会社	フライス盤、各種部品
○46	馬淵建設株式会社	建設機械車輌の整備修理
△47	日本インカ株式会社	エアレイショングリット、汚水浄化装置
○48	千代一工業株式会社	石油プラント類配管、鉄骨
△49	合資会社久保製作所	鋼製パレット、各種輸送機
△50	日本国土開発株式会社	建設機械及びプレハブ製造修理
△51	東京電力株式会社	電力供給
52	株式会社牧野フライス製作所	立フライス盤、万能工具研削盤
○53	日本真空技術株式会社	真空装置、ポンプ、バルブ修理
54	岡田産業株式会社	各種工作機械、専用機設計製作
55	協和加工株式会社	食品加工及び包装
56	ダイアボンド工業株式会社	工業用接着剤(デービーボンド)
○57	株式会社古屋自動車部品	各種合板、組立ハウス
○58	六郷木材紙工株式会社	各種段ボール函及び機械包装用木箱
○59	株式会社岩岡工作所	鋼製パレット、木製パレット
△60	永大産業株式会社	ハウス、各種合板
○61	日本通運株式会社	路線貨物運送、倉庫
62	中野倉庫運輸株式会社	倉庫業及び運送業
△63	日本新潟運輸株式会社	路線貨物運送
○64	シェル石油株式会社	石油製品の研究
○65	神奈川トヨタ自動車株式会社	トヨタ自動車の新車整備
△66	株式会社東洋内燃機工業社	ロードパッチャー、ロードローラー製造
67	大和運輸株式会社	路線貨物輸送
○68	横浜トヨペット株式会社	自動車整備、修理
○69	日本発条株式会社	自動車用シート
△70	日興産業株式会社	潤滑油
71	品川化工株式会社	鉛丹、リサージ、鉛系安定剤
△72	神奈川県自動車会議所	自動車の検査及び登録
△73	東京陸運局検査場	住宅建設
△74	財團法人神奈川県住宅公社	病院
△75	財團法人聖マリアンナ会	

第4表 中津工業団地分譲会社一覧表

○印は既に稼働中のもの (22工場施設)
 △印は目下建設中のもの (24工場施設)
 無印は未定のもの (29工場施設)
 (註S.43.3現在では若干変化)

番号	会社名	主なる製造品名
○1	神奈川県内陸工業団地開発委員会	
2	東洋敷物株式会社	タフテット、カーペット、フック付刺繍感光紙、複写器、事務器
3	株式会社流商店	ロール及びロール機械、精選機械
4	明治機械株式会社	断裁加工、ダンボール製造
5	株式会社玄林堂	薬品製造
6	星製薬株式会社	ペルプ、紙、化学繊維の研究
7	興国人網バルブ株式会社	三菱自動車の整備、修理
8	三菱自動車販売株式会社	飴菓子、洋かん、甘納糖
9	株式会社細田協佑社	拡声装置類、ITV装置
○10	日本コロンビア株式会社	端子、端子類、ラジオケース、展示灯
△11	佐藤部品電気株式会社	金型、ダイス、切削工具
△12	東京瑞穂工業株式会社	テレビ送受信用高級測定器、中央集中方式装置
○13	日本通信機株式会社	配電線用器製造、合成樹脂成型加工
14	株式会社富田電気製作所	チャートリーダー、カーブアナライター
○15	株式会社太陽社	電源、電子機器応用器械器具
○16	株式会社日本電気応用製作所	石油製品
17	有限会社プラザー石油商会	自動車部品、カメラ部品、ライター部品
18	第一金属工業株式会社	分析機器、基礎実験機器
19	ヤマト科学器械株式会社	ローフィンチューブ、プレートフィンコイル
△20	株式会社長尾製作所	ラヂエーター
△21	日本ラヂエーター株式会社	自動車気化器、農業気化器
22	株式会社日本気化器製作所	トランジスター・チェック・直流安定電線
△23	北斗電工株式会社	銛剤機、製粒機一般加工
24	株式会社烟鉄工所	紙加工製品
△25	伊勢藤紙工株式会社	段ボールケース、段ボールシート
○26	日吉梱包株式会社	モーターブリミ減速機、トランスミッショ
27	大久保歯車工業株式会社	ン自動車硝子加工
○28	堀硝子株式会社	鉄製ボイラー、鉄製ラジエーター
△29	高砂暖房器株式会社	ブラケット、カムシャフト、レバー
30	大器機械株式会社	計算機部品、複写機部品
31	株式会社内田製作所	三脚クレール、土砂受ホッパー
32	日興重機株式会社	イクヨ化学工業株式会社
△33	不動建設株式会社	自動車用ゴム及び合成樹脂製品
△34	由利ロール株式会社	シルバーカール工法 SCS板の製作
△35	日輪ゴム工業株式会社	機械コーティング、機械カレンダー
36		ブレーキホース、高压ホース

ている。低廉な地価での土地提供、工業団地として、独占資本への光を投する政策の最も具体的な例示である。

(4) 藤沢（北部石川地区）工業団地

藤沢市が事業主体となって目下造成中、機械金属工業中心の誘導団地、参加予定工場は附近にあるいすゞ自動車藤沢工場の外注下請関係のものが多い様子である。これも団地化政策の独占への奉仕的性格を示すものである。一般的にもいえることであるが、特にこの団地は予定面積（約五五万平方メートル）の七五%が農地に当っていることで、団地化が農業生産の縮小、農地浸食を招来せしめる典型例である。一般に、わが国経済の高度成長は、重化学工業化であり、（神奈川県の重化学工業化率は八六%に達している）。それを中心とする独占資本の既存工業地帯への集積を通して行われている。そして神奈川県への工業集中、生産集積は著しく、臨海地域は全くの満腹の飽和状態であるところから、次第に県内陸地帯に工場進出がみられ、農地蚕食は著しい。その批判的研究については、関東学院大学吉武昌男教授論稿についてみられた。

(5) 馬入並びに寒川工業団地

ともに、平塚地区にある団地群である。事業主体はともに日本住宅公団であり、機械金属加工業が中心だが、他に異業種もあり、異業種混合団地、馬入団地には未進出企業若干あり、これには第5表に示す通り、大企業多数が参加しており、政府政策の対象としての中小企業近代化促進のための工業団地とはいえない。そういえるのは、神奈川県の場合、戸塚団地、久里浜鉄工業団地（地

第5表 馬入（平塚地区）工業団地概況

進出会社名		面積(坪)	進出契約日
1. 殿内	製作所	8,764.95	昭和39. 9.31
2. 共栄	工業機械	8,000.65	38. 3.25
3. 東洋	車体(1次)	2,187.40	38. 3.25
4. 日産	車体(2次)	26,014.60	38. 3.20
		5,000.06	39. 3.31
5. 三興	製作所	19,045.56	38. 3.25
6. 日本特	特殊塗料	8,000.00	38. 3.30
7. 本ク	ラウンドル	5,000.00	38. 9.27
8. 東洋	運搬機	4,320.00	38.10. 4
9. 第一	セメント	8,764.95	39. 3.31
10. 新田	和重工業	4,000.01	39. 3.31
11. 平相	模石工	3,839.62	—
12. 相日本	模石工	3,000.00	38. 3.20
13. 横浜	化成工業	4,000.00	38. 9.30
14. その他	諸企業	2,500.00	38.10.10
15. 県	並びに平塚市施設	7,166.24	—
16.		4,267.05	—
事業経過			
地区	区決定	昭34	
区画整理事業認可(施行者平塚市)		昭37	
公団土地買取		昭34～昭36	
仮換地指定期		昭38	
公団土地処分		昭38～昭40. 4	
換地処分		昭39.12. 3	
土地利用状況(計画を含む)			
所関有係	区分	色別	地積
住宅公団	工場用地		134,653.57坪
	公益事業用地		3,469.23
	計		138,122.80
その他	公園緑地		2,556.00
	道路等		16,040.20
	一般民有地		16,054.00
	計		34,650.20
合計(区画整理事業面積)		172,773.00	

価昂騰のために計画が頓挫し、目下練り直し中、従って造成未着手、完成未定。成立が危うまれているもの。）、大山工業団地の三団地に過ぎない。これにしても、独占的大企業への奉仕的性格をもつ中小企業の“狩り出し”そして“かこいこみ”団地に過ぎない。い。

(6) 大庭（藤沢地区）工業団地

ポンプの荏原製作所を中心とする自主的系列化団地。現在六企業進出済、他にも参加が見込まれている。
以上、大山、久里浜団地の言及は省略。なお、計画中と伝えられるものに以下の三団地があるが、内容は未だ十分に煮詰まっている。
(1) 厚木鍛造団地—県企業庁、候補地未定
(2) 伊勢原工業団地—県企業庁、四五年度完成を目指し目下計画中、面積予定二一八万平方メートル、精密機械工業中心
(3) 横浜造船臨海団地—横岸湾埋立地に、中小企業五八社集結（海上輸送業二五社、中小造船業社一九社、食品業一六社）、自主的に団地協組を結成、運輸、給食などの共同化をもくろんでいる。若し、これが計画通りに進めば、県下、否わが国でも唯一の臨海中小企業団地となる。

(1) 吉武昌男教授稿「神奈川経済の高度成長に対する農業—農村の対応過程」前出『経済系』第六八集参照。

三、神奈川県工業団地化の特色と問題点

(I) 過密地帯への集積に拍車

わが国経済の高度成長過程において、独占資本を中心とする既存四大工業地帯（大東京工業地帯、近畿工業地帯、中京工業地帯、比重は低下したが北九州工業地帯）への生産の集中をし、周辺の中小企業や工業地帯を自己に強力に従属させる形で不均等な地域的集積、発展を示していることは周知の通りである。山下正雄編『日本の工業地帯』（岩波新書、第二版）はこう言及している。「京浜、阪神、名古屋、北九州などの既成四大工業地帯の比重は増大しそれ以下することはない」（同書一六頁）かかる地域的集積の、しかも重化学工業を主軸とする独占的大企業の生産的集中性は、当神奈川県が筆頭である。重化学工業化率は前述の如く八六%、しかも、大規模大企業数がわが国全体の四〇%を占めている。県下全工場数約一二、〇七七（昭和四一年度は一二、一二二工場）そのうち九八・六%が三〇〇人以下のいわゆる中小企業で占められている。かかる過密地帯において、中小企業の大部分が大企業の外部経済に包摂されながら、ひしめき合っているのである。その限りにおいて、中小企業のあるものは相対的に安定し、発展する部分もあり、あるいは倒産し、敗退することを繰り返しているのである（四〇年度の全国倒産件数五、九七一件、当県は一六三件）。このような状況にあるために、中小企業は、大企業によって占有されている臨海適地から追い出され、しかも余り遠距離ならざる周辺に集結せしめられこととなる。これが現代版「かこいこみ」的性格の団地化の必要理由であり、神奈

川県下の特色である。

更に、今一つ見逃せないのは、既に指摘した通り、県下の中小企業の集団化が中心ではなく、各団地に進出した参加企業は、過半数が東京を始め他府県からの参加である。これは別な意味では、追い出しの意味と、狩り集めの意味をもつものといえる。地域的視点からいえば、個々の工場疎開とはなっても、より一層の産業集積を無計画的に押し進め、結局は独占企業への奉仕性を高める作用を結集しているに過ぎない。そして、地域社会の経済的機能や文化的な生活機能を益々破壊せしめつつあるのである。

(II) より個別的事情の若干

(1) 労働力不足——一般的にいっても当県は愛知県に次ぐ労働力不足県であり、その県外依存度は高い。ために当県の人口増加率はめざましい。卒業者五四%強、高卒者四三%強の県外依存率といわれる。従って、一般的の充足率も低い。このような事情の下での県内各団地の労働力不足は甚だしい。初任給も高騰し、労務費增高の圧迫をうけ、それだけ団地化のメリットは減殺される。

(2) 大企業の進出工場も、東海道沿線の湘南、平塚地区に伸びていることは周知の通りであるが、従って、いわゆる工業団地は益々内陸へ指向せざるをえない。内陸地帯は、工場適地として必ずしも十全な条件を具備しているとは未だいえない。

(3) 当県下の団地は何れも、政府の直接助成指定対象ではない。

これは、他府県にみるような純粹の中小企業団地の類例が少なく、

むしろそれを混えての大企業のための誘致方策の如き感があり、

いわゆる中小企業一色の近代化促進団地とは称し難いためである。

点を御詫怨を願いたい。

質問一（東海大学 吉沢栄蔵）

(1) すでに団地化した中小企業の高度化、近代化は可能であろうか。（手直しとして）

(2) 神奈川県のことく、計画性をもたない工場の拡大化は、他方で拠点開発（計画的な地域開発の意味にとる——山田一郎挿入）をすすめる政策をとらない限り、東海道メガロポリスの形成を促進するものになるのではないだろうか。

答(1) 中小企業経営の高度化、近代化は、敷地、建物、機械設備等の物理的乃至物量的、技術的改善措置に尽きるものではなく、有効市場の存在を前提とする進出企業同志の何等かの形での共同化（協組化、業務提携—共同事業化、補完施設の共有共用等）を通ずる集積のメリットを期待するわけであるが、後者の共同化は期待されるほどには進んでいないことは既に私の報告において明らかにした通りである。お尋ねの趣旨は、「手直しの意味」でということのようであるが、その進んでいない共同化措置の面で、今後種々の局面において、工夫をこらせば、そうした意味での経営の高度化、近代化がより一層促進されうる余地なり、可能性がないか、という風に理解すれば、各団地の特殊性によって事情は異なるけれども、そして

周面周面によって可能性も異なり、問題解決の方向も異なるであろうが、それはまだまだ可能だと考えられる。ただし、問題なのは、わが国の産業構造の上の二重性や不均衡性の中で、果してこのままではわが中小企業の経営がどれほどの高度化、近代化が可能であろうか、ということである。

〔付記〕

本稿は、四二年五月、青山学院大学において開催された第二回日本経済政策学会において報告したものとの要約である。ここでは紙数の都合上、報告の全体を含んでいないのみならず、当日資料として参会者に配布した各種の図表もここでは割愛せざるを得なかつた。

(2) 正に然り。しかもあたり構わず、住民をけちらし、農地を浸蝕し、断末魔の大蛇がのたち廻る如くに。しかし、わが国の産業経済は、自然的にもせよ、東海道メガロポリスを形成しうるまでに全体として成長しうる可能性があるでしようか。その前提条件たる市場はどこにあるというのでしょうか。

質問二 (明治大学 寺田由永)

工程ミックスをメリットとされていることは一般的には結構ですが、未来中小企業は、大企業の生産工程をそのまま適用できないような場合、(そのまま適用できない工合いに……)といふに解釈(—山田挿入)業種(的)に成立しているのではないでしょうか。そうした時に、工程ミックスはどういう意味をもつのでしょうか。

答 集團化(この場合團地化によるそれ)企業同志の業務提携の一形態としての、工程ミックスのメリットを、それが実現されれば、高く評価されるべきだ、ということなのですが、このことは、御指摘の通り、一般的には首^{フサ}われるはずのものであります。ところが、工程ミックスといつても、團地化加入企業にも、加入の事情や市場関係も種々雑多であり、業種の違いもあって、なかなか簡単には実現しえないものである。仮りに、工程ミックスを実現するような業務提携を行う場合でも、

(1)たとえば、印刷業團地の如き、同業者同志の進出一團地化の場合、印刷工程のある部分を共同処理したり、分業化して工程ミックスを行う場合。

(2)親企業の専属を離れて、独立メーカーたる中小企業の異業種

だし、当地神奈川県の・また・の事情を一般化された、といわれるのであるが、逆に、工場團地化なるものの真の意義——一般的条件、その法則性の、もつともあらわな、そして集中的表現が当神奈川県下の工場團地化の姿とみてゐるのであって、神奈川県のみの特有の事情をもって、そのままが、眼にみえる通りのわが国全体の工場團地化の具体的な姿だといふのではない。工場團地化の政策的意義を、わが国独自資本の支配体制——その貫徹の姿を、その法則性を、抽象的といふ方であるが、マクロとミクロ、本質と現象、目的と手段、内容と形式等の有機的関連性、相互規定性においてみたのであって、中小企業自体にとっての、相對的效果——團地化による高度化、近代化のメリットを全然抹殺しているのではない。

の数グループが、工程分業化による専業化を行つて、技術的合理化を実現し、あるいは、量産体制の途を開く場合。

(3)團地全体がある同一親企業の下請工場からなる場合、部品加工を一括共同受託して、工程分業化によって、ユニット化し、納入する場合。そのユニット部品に関する限り、大企業たる親企業の全完成品の觀点からすれば、一種の工程ミックスとなり、團地化が分工場化する場合。この場合、既存の親工場の生産工程を廢止することも可能。また、このことは、ある特定團地の團地ぐるみでなくとも、参加企業の数個のグループでも可能。但し、このような親企業対下請企業間の計画的、丸抱え的工程分業は、自動車工業の一部(トヨタの関係子会社に対する)を除き、現実的にはむしろ排除の方向にある。

質問三 (南山大学 中村精)

工場團地の意義は「經濟的適地からの中小企業の追い出しであり、また別の意味のエンクロージュアだ」といわれたが、日本における大工業と中小工業との主要な関係は補完的関係であり、競争的関係は従的関係であると見ると、そのご意見は神奈川県のたまたま的事情を一般化しそぎることにならぬか。むしろ高度成長の結果、中小企業にも過密化、狹隘化が生じたこと、他方設備近代化が大企業の補完者としていよいよ要請されるに至つたこと、これが工場團地の主要意義でなかつたか。そして政策はすべて矛盾なく行なわれ得るものでない筈だ。

答 ご質問というよりは、貴台の御意見を開陳されてゐる反面、一応、表面的、現象的に理解する限り、ご意見通りに同意します。た

エドガー・サリーン 『政治経済学』

——プラトンから現代に至る
経済政策理念の歴史——

橋本昭一
<関西大学>

Edgar Salin: Politische Ökonomie. Geschichte der wirtschaftspolitischen Ideen von Platon bis zur Gegenwart. Fünfter Auflage der Geschichte der Volkswirtschaftslehre. Tübingen und Zürich 1967. J. C. B. Mohr (Paul Siebeck) und Polygraphischer Verlag A. G. S. xi+205.

昨年（一九六七年）二月十日、エドガー・サリーンは七五才の誕生日を迎えた。その同じ日に本著『政治経済学』が出版されている。この著はサリーンの名を一躍高めしめた『国民経済学史』(„Geschichte der Volkswirtschaftslehre“)の増補第五版であるが、旧版（第一版一九二二年、改訂第二版一九二九年、増補第三版一九四四年、増補第四版一九五一年）とは題目を変え、さらに「プラトンから現代に至る経済政策理念史」という副題をつけている。『国民経済学史』から『政治経済学』へと表題を変えたことについて、著者はその序言で二つの理由を挙げている。一つには今迄のタイトルは著者自身がつけたものではなく、この著の第一版（それは僅か四

きな変更はない。ただ著者の方法論が展開されている部分（付論 S. 175—193）が、第二版ではこく要約的に、しかも特別の章を設けずに本文中に挿入されているにすぎなかつたのに対し、第三版以後付論として独立し、第四版、第五版と追加拡充され、第五版では最近の学説の展開をも考慮してある。また「後継者と先駆者」の編も第三版以後の補充が目立つ。これらの諸章がもともと興味あるところであろうが、まず型通りに本文を概観することにする。

本書は三編、一付論よりなる。第一編は「前史」、第二編は「歴史」、第三編は「後継者と先駆者」である。第一編でサリーンはまず「前史」の意味を説明する。彼によれば、「科学としての政治経済学は、もっぱらヨーロッパ・アメリカの近代に現われる現象であ」り、その歴史は「個人主義的精神の覺醒、国民的な領土や国家の成立、中世の因襲的な経済行為に対する合理的な資本主義の勝利をもつて」始まるとする。政治経済学の概念をこのように歴史的内容によって規定し、あわせて最近四世紀間のこの学問の現象形態を考える時、「総てのそれ以前の経済に対する觀察を前史」として把えることが必要となってくる。「それらも確かに十九世紀、特にドイツ語圏において政治経済学が有していた意味において、国民経済学の前形態である」以上「一般経済学説史において同種同等の顧慮を要求するに充分な権利を持っている。」ところが、経済や科学に対する人間の立場が、近代の政治経済学の研究におけるそれと異なっている。サリーンによれば「全ての古代人の生活、それゆえギリシャ・ロー・マの経済はボリスのうちに拘束されており、そこから経済の法則を受け取り、ボリスの現存^{アザイ}を高めることに目標をおき」また中世の

四頁のものである）が法学及び国家学百科全書（Enzyklopädie der Rechts und Staatswissenschaften）の一冊として出版された時、その全書の編纂者であった A. ショピートホフがつけたといふことである。ショピートホフは極端な国語淨化主義者であったため、純粹のドイツ語である “Volkswirtschaftslehre” という言葉を選んだ。同時に著者自身ドイツ語を重んじる気持には変りなかつたし、また事実四〇年以上前迄はこの語は言葉本来の意味を持っていたので、ショピートホフの意見に従つたが、「今日では」の言葉 자체が歴史的なものになつてしまつていて（S. viii）ので、改めて “Politische Ökonomie” というタイトルを採用したと述べている。そして第二回、より前向きの理由として「全ての経済学はその本質及び目的からして政治的科学（Politische Wissenschaft）である」とを挙げ、全ての経済学は政治経済学であるという論点を新しいタイトルによって明らかにしたとしている。この書は版の變る度に献辞がかわっているが、本書第五版には「In memoriam Arthur Spiethoff」という献辞がある。この書の内容と、ショピートホフがシモラーの第一の後継者であり、『シモラー一年報』の編集者であったことを思うと、七五才のサリーンの心境なども伝わってくるかと思ふ。

II

本書についてはその第一版の邦訳が高島善哉教授によつて二通りなされている。『ザーリン 国民経済学史』昭和十年、『ザリーン 経済学史の基礎理論』昭和十九年がそれである。後者は前者の改訳版である。表題が改められた第五版においても構成そのものには大

キリスト教的生活、それゆえまたキリスト教的経済は、「神の国に対する準備であり奉仕であり、聖書と教父達の道徳論のうちに経済の秩序を有し」しているために、共に自律的な独立の科学としての経済学の展開を示していない。かくしてサリーンは第一編で、アテネ、ローマ、カトリック・ヨーロッパ（中世）を別々の章でみてゆく。

「政治的《Politisch》」という言葉が、なおその一般的なボリス起源（の意味）も結びついているとすれば、古代の経済学説を中世の宗教的、倫理的経済学説あるいは近代の自律的経済学から区別するのに「政治=ボリス経済学」という語が適しているだろう（S.3）として、ギリシャの経済思想を特徴づける。しかも超経済学（Metäökonomie）としても、それが必要となつたところにボリスの死滅の印を見ようとする。彼によればホーマー、ヘシオドス、ソロンの詩句や箴言の中には未だ「経済の中にギリシャ人の生活の統制ある威容と厳肅なる形式にとつて危険なものとなりうるかも知れない諸力が含まれている」という思想はなかつた。ペリクレスの死後「アテネ人民の公共心は党派心の背後に追いやられ」、「アテネの民主主義はスペルタ人を敵視すると同様にアテネ貴族の代表者をも敵視」（S.4）するようになる。そのような中でプラトンの『國家論』に表われるような形での「政治的一哲学的経済学説」が成立する。分業論を例にとると、そこでは「分業の技術的意味」ではなく分業の「人間的起源と国家的重要性」が強調される。アリストテレスの貨幣論からも、サリーンはその歴史・ボリスとの有機的なつながりの強調を指摘し、彼らが共通に自然な経済として家内経済をあげることを一つの特色とみる。しかも当時のギリシアでは「経済が個有の

論争や個々の考察を形成するには余りに重要でなく、かつ意味のないものであった」(S. 13)ような状況ではなく、むしろ相当程度の交換経済が発展していただけに著しい現象として評価される。経済が発展していたが故に、交換・貨幣・需要といった経済独自の概念がアリストテレスによつても取り扱われており、また後のローマ以上に貨幣利子・農業政策などの諸問題も論ぜられてゐる。ただそれらがそれ自身として個々の価値を認められてゐなかつた所に、科学としての経済学の限界をみている。(S. 16—17)

ローマ時代の経済観についてはサリーンは僅かしか触れていない。「経済関係が科学や体系を形成する力を有しているとするならば、あるいはまた精神的形態が物質的な発展の上部構造にすぎないもの」ならば「ローマは古代の経済学説にとっての中心点になつていてなければならないなかつた」(S. 19)筈であるが、一つにはローマがギリシャの経済学説の主要目標であった「ポリスの自給自足経済」が、適応・発展させられない程の「世界経済」であったこと、さらに今

一つはローマ人の心情が余りに政治的なものであつたために、独自の経済学説は育たなかつた。サリーンによればローマは契約法・個人財産の尊重によって強大な世界帝国を維持しようとする以外に経済的目標を定め得ない状況にあつた。ローマの没落とともに交換経済は沈滞し、ついにローマ特有的経済学説は芽ばえなかつた。中世カトリック・ヨーロッパは、スコラ哲学の支配する時代であり、スコラはまた古代の客観的正義を継承するものであった。したがつて経済は神の国に服従するものであり、その限りにおける経済活動として、中世学者の研究の対象となつた。それ故に「経済の内

の見解では) △自然△秩序又は△永遠△秩序を表わすもので(S. 44)あるという確信に立つてゐる。そこでボーダンからアダム・スミスに至る重商主義理論を、彼はその国の経済的事情と国民性を考慮しながら、その時々での有用性・必然性を論証してゆく。例えば重商主義が金属主義的、地金主義的傾向をスペイン・ポルトガルで示したのは、「イタリア人の財政的優越力に対抗する」必要があつたからであり、そのためには「ただ他の源泉から金を得ることのみに」たよらなければならなかつた。それゆえに「理論的正当性は認めないにしても、なお歴史的必然性は充分に評価されなければならない」(S. 48)といった具合である。他に保護主義の代表者としてボーダン(サリーンは彼をそれ以上のものとして評価しているが)を、支払差額論者としてマンを挙げ、その社会的・経済的背景との必然的つながりを述べている。このようにこの章では彼は「国民性や政治的形成ならびに科学的躍進の諸段階に応じて、種々の国における政治活動の個々の領域を取り扱う力点も異なつてくる」(S. 53)ことを特に強く主張している。

第二章では「体系的科学」として「重農主義学派と古典派」が取りあげられている。まず重農主義については、「原因と結果の間の因果的連関のなかに現実を分解することを課題とみ」(S. 61)なず自然科学的方法からケネーの経済図表が演繹されてゐることを指摘し、経済学が個々の行為分析から「経済全体の統一」と「財の流れの結合性」が示されるようになつた点を進展であるとする。と同時に「経済において唯自然のみが創造力を有しているという信仰ほど大きな誤まりはほとんど考えつかない」(S. 62)と断じてゐる。しかし

サリーンにとってより重要なことは、いかなる理論も抽象という方法をとらないではあり得ないにしても「わずかな直観的な、歴史的政治的要素」をも「歴史的現象として認めず、それを永遠の△自然△基本形態とみまちがえた」(S. 63)ことである。彼によればこの悪い面はそのまま古典派に受け継がれる。したがつてサリーンはヴォルテールやガリアーニの重農派批判を高く評価し、純粹理論に対する「歴史の体験を引きあいにだして対立した」(S. 68)点を後の方法論争にさえ例えている。重農派に代つて抬頭したイギリス古典派に対しても、華々しい産業革命を成し遂げたイギリスがこの時代を支配すべきというアダム・スミスの信仰を取り出して、スミスは「極端な個人主義者でもなく、また一面的な工業主義者でもなく、過激な自由貿易論者」でもなく彼は「重農主義者に比して、より封鎖的な、従つてより狭い構築物の中に、これらすべてのイギリス的因素を附加加えて……これを拡張した」(S. 71)とみなす。重農学派より封鎖的である理由は、スミスの価格機構の分析によつて「社会的全体のうちから部分体が」「機械論的に」論ぜられているからである。サリーンはリカードにもマルサスにも「うわべは直観的理論の上になり立つてゐるようで」ありながらも、その論議を支える「経験上及び認識上の証明が一つもない」(S. 79)ことによつてスミスに對する同じ評価を下す。マルサスの人口法則も、リカードの収穫過減の法則も、スミスの価格分析が犯したと同じ方法的誤まり(アボリガニズム)を含んでいることとなる。それゆえにフィジオクラートも古典派も「一つの法則を求めるために」歴史的関連の認識を誤まつたと結論される。(S. 80)

やがて近代的な経済体制が確立するに及び、歴史学派と社会主義者が古典派理論を克服するに至る。このようないかんから「発展的科学」として「社会主義と歴史主義」が論ぜられる（第三章）。そして『資本論』の経済図式がリカード派の構想よりも歴史的直観を有している点で、古典学派に対するマルクスの優位を主張し（S.109）、歴史学派は「経済の図式をこねまわすのではなく、代表的形態のうちに経済の現実をみ」（S.123）ている点でより秀れた政治経済学を提唱し、実践したとみなされる。この点では、マルクスにおいてさえ彼がみたものが運動の自然法則であり、豊かな歴史的躍動力を見ていたのではないに対し、経済的生活状況同様政治経済学もまた歴史的發展の成果であるという基本的視点に依存しているのが政治経済学の歴史的理諭である（S.133）。そして、歴史学派を上位におく。但し「合理的理論も必ずしも全然直観を欠くものではない」（S.124）と同様、直観的歴史理論が「理論的問題提起と確固たる概念構成を欠」（S.139）いってはならないという点を正当に考慮しなかったところに、歴史学派の限界があるとサリーンは主張している。この点は特にドイツにおいて、彼の合理的理論と直観的理論の対比論とともに、多くの議論を呼んだところである。

第三編「後繼者と先駆者」は、マーシャル、ピグー、ニッジワースらは「新しい概念、新しい問題、そして新しい方法によって古典派を受けついでいる」（S.144）とし、単なるエピゴーネンではないことを認めたりするといふが、原則的には初版当時（實に四十余年以前）の考え方を固持している。合理的理論の推進者としてケンブリッヂ学派の人々を評価したとしても、彼らを新しい理論（合理

III

本論で周知のものとして用いられてきた「合理的理論」と「直観的理論」の対比については、「理論的研究の方法について」という附論で主に述べられる。政治経済学の歴史的考察、それがとりもなおさずサリーンにとって経政策理念史であるが、それはいろいろな「科学的方法」によって取り扱われてきている。主なものは普遍主義—個人主義、動態—静態、文化科学—自然科学、といった对立によって考察対象と方法を区分するものである。しかもサリーンにとっては「記述のちがいたやり方を特徴づけるために特別の概念」としての合理的直観的対比が、また政治経済学の理念をもつとも明瞭に区分する概念となる。サリーンはこれを説明して「総合認識と部分認識との認識理論的区別から出發する」ものであるとストーマルクス—ケインズの型は経済の総合認識を目指している。この論争では「メンバーは勝利者である。そしてそれにもかかわらずメンバーの方法を拒否することによってショモラーは正しかった」のである。それはショモラーが「直観的理論は正しい合理的認識、総合認識に関する理論を直観的理論と呼び」（S.181）と言っている。サリーンによれば方法論争はまさに両者の対決であった。

この論争では「メンバーは勝利者である。そしてそれにもかかわらずメンバーの方法を拒否することによってショモラーは正しかった」のである。それはショモラーが「直観的理論は正しい合理的理論をそのうちに含むことができるし、また含まなければならない」

的理論をうちにも含んだ直観的理論）の先駆者としては認めようがない。この直観的理論と合理的理論の統一への道を開いた者として、ゾムバートとマックス・ウェーバーの名が挙げられる。「ドイツの経済学の年誌にはウニーバー程偉大な人物は記録されていない」（S.148）とし、価値自由の問題の論争を「それが科学的良心を鋭くして、集団や党派の見地に基づく実質的研究と素朴な評価との救い得ない混亂を取り除いた」（S.149）限りで効果があつたとする。しかしそれ（価値自由）は結局「実証主義的宗教の最後の形態」に陥っているとみなされている。さて今一人のゾムバートについては、彼が先人や同世代の者と比較して「総括すなわち綜合への意志が支配的のように見え」「新旧歴史学派がなおざりにしたもの、すなわち理論的に貫徹する態度と、歴史的素材を直観的一体系的に構成することを敢行」（S.152）、ドイツの伝統を経済体制という概念の中に把握したと評価する。この限りで、ゾムバートは「本質的部分」において「直観的理論を成し遂げ」た。『近代資本主義』に於て「非歴史的な合理的理論と理論のない歴史」の「融合」が実現しているとサリーンは言う。しかも完全な直観的理論はその中で合理的理論をアプローベンしたものでなければならないが、サリーンによれば未だかかる事業の樹立者はいないのである。しかも合理的理論の側からのアプローベーに対しては、後述するように、その先駆性を消極的にしか評価しないのである。

以上のようないかんのサリーンの独特のmethodと記述については、我国でも先賢が紹介や批判を試みておられるが、残された紙面で二、三の問題点をあげてみたい。まずこの書は「政策理念史」という題を取り得るかどうかである。確かに重商主義の分析の中には、その時代背景

との関連で時々の政策を、それなりに肯定しようという態度がうかがえる。しかし古典派の評価に至っては、彼の方法論からして、否定的側面が強調され、その政策的有效性（少なくも当時のイギリスにおける）が軽んぜられているようと思われる。とすればこの書はやはりシン・ペーターの「学史」同様、一つの立場への貢献度によって学説が評価されているものとみなされるべきではないか。さらにこの方法論によって、政策的有效性も比例的に評価制定されている点に不満を抱かざるを得ない。かつてモンベルトも同様の非難をしている。(Arch. f. Sozialw. u. Sozialpol. Bd. 65, 1931, S. 244ff.)

次に直観的理論と合理的理論の関係であるが、サリーンは前者の「ドイツ的伝統」にこだわりがちであるよう思える。他方サリーン以後者がどれだけ内包されてゆくかという観点に立って学説を取りあげてゆくが、逆の合理的理論の積みあげの中に総合認識への道が開けるという立場も当然考えられるのであって、この点余りに「ドイツ的伝統」にこだわりがちであるよう思える。

他方サリーンの「総合」の意味するものは、マルクスへの批判の中にもみられるように、科学としての経済学の領域を越えるものである感をうける。詳細な批判をなす紙幅もないために大略のみを紹介したが、色々の不満は意欲的な書物につきものであって、その点を考慮するなら、この書はなお二十世紀後半にあっても、政策理念としての学説を概観する新鮮な視点を示唆してくれる好著だといえる。

ホルトマン 『競争政策の理論』

繩田 栄次郎
<関西学院大学>

(一) 本書の梗概

著者は、アムステルダムの Free University の教授であり、本書の発行所は、同じアムステルダムの North Holland Publishing Company である。

本書の構成は、その標題と副題が示すように、競争政策という著者独自の概念の展開を主題として、特にそれを、経済理論と政治原理ならびに法律原理との対決の形態において把握し、その政策理論が、現存の国民经济の分析に対して重要な視点を与えるものであることを、その主要な内容としている。この内容にしたがって、本書は、六つの章から成りしている。それゆえ、その順序にしたがって、各章の概略を示すことが、紹介者の責任であろう。しかし、その理

論の展開については、目次のなかに、著者による詳細な指摘があり、恐らくその一覧によつて、本書の分析領域の大体は推察することができるであろう。冗長な各章の概説よりも、目次による内容理解の正確性を考慮して、いさざか長い引用ではあるが、それによつて、本書の梗概を示してみたい。

第一章 競争政策の概念

第二節 序

第二節 議論の概観

第三節 方法論的考察

第二章 競争政策と経済秩序

第一節 経済秩序

第二節 競争政策と純粹資本主義モデル

第三節 規範としての純粹資本主義

第四節 資本主義は変わったか？

第三章 経済理論における競争

第一節 序

第二節 経済過程における競争の役割の同時的分析

二、純粹競争と完全競争

三、市場の構造

四、競争の様式

質的竞争

産業間競争

場所的競争

五、寡占の理論

六、規範としての完全競争？

第三章 経済過程における競争の役割の通時的分析

一、競争の衰退

二、創造的破壊の概念

三、新しい競争

四、相殺力の概念

五、有効競争の概念

一、有効性基準

二、動態的过程としての競争

三、制限的実際

四、再販価格維持政策

一、経済集中の内包

企業の統合

「支配的地位」による経済力の行使

第六節 競争の予想される経済理論

一、企業の理論

二、産業の理論

第四章 競争と政策

第一節 政治と政策

第二節 公政策と競争

一、公政策の諸原理

国家の観念

Bastiaan De Gaay Fortman: Theory of Competition Policy
—A Confrontation of Economics, Political and Legal Principles—,
1966. pp. 341.

公共の利益

公政策の主題

二、競争と諸公政策

第三節 全体としての公的経済政策の枠内における競争政策

一、公的経済政策の意味

二、競争政策と経済政策の一般的規範

国際的平和の維持

経済的成长

経済的安定

経済的正義

三、競争政策と経済政策の手段

経済構造に干与する政策

経済過程に干与する政策

競争政策の機能とその手段

一、競争政策の機能

競争政策と不公正競争の概念

競争政策と競争の私的制限に反対する意見

競争の私的制限に対する賛否の意見の政策的内包

「独占」問題

競争政策に関する経済分析の使用

二、競争政策の手段

第五章 競争政策と法律

第一節 序

二、競争法の公共性

三、競争法と民法

四、司法か行政か？

五、自由裁量の行使

六、競争政策の実際

第一節 アメリカの反トラスト政策

二、競争政策としての反トラスト政策

三、反独占政策としての反トラスト政策

第二節 ドイツの反カルテル政策

三、イギリスにおける競争政策

一、禁止か統制か？

二、司法審査

四、制限的実際に関するフランスの政策

五、オランダの競争政策

六、ヨーロッパ経済共同体（EEC）における競争政策

七、結論的考察

文献抜粋

人名索引

題目索引

以上によつて、本書の理論的構成と内容的論点の概要については、おおよその傾向を把握することができるであろう。しかし、著者独自の概念については、二、三の解説が必要である。

たとえば、競争政策（competition policy）という用語である。著者は、この場合、「独占政策」、「反トラスト政策」のような用語よりも、むしろ「競争政策」を選んでいる。その理由は、競争政策の本質的基準を構成するものが、企業行動が結果する市場構造の種類でなくて、そのような行動が、経済秩序の原理としての競争と矛盾するということである。すなわち、この概念を規定するいま一つの概念は、経済秩序（economic order）という用語である。この言葉は、経済過程（economic process）と対比されながら使用される重要な接手段であり、同時に、著者の規範的（normative）アプローチを呈示する重要な概念である。これらの諸点については、後述の分析において、その論理的連関を示すつもりである。

やらないいま一つの概念は、第三章において展開されている分析方法の分類である。すなわち、同時的分析（synchronous）と通時的分析（diachronous）といふ用語である。もちろん、これらは、「静態と動態」に相応する概念であるが、著者によれば、後者の概念が余りに力学的であり、経済発展の示す複雑なニアンスを把握するためには、前者の概念の選択が必須とされるのである。たとえば、現代の高度資本主義において試みられる有効競争（workable competition）の概念は、方法的には、同時的競争理論と通時的競争理論の一つの総合の試みである。

これらを概要の補足として、次に、本書の基本的立場とその方法的特色について述べてみよう。

（Ⅰ）本書の特色

標題の副題が示すように、本書の特色は、主題としての競争政策に関する、経済理論と政策ならびに法律との間の「対決」の場を強調したものであり、競争政策は、その本質において政策であり、單なる理論の応用ではないことの主張である。もちろん、経済理論を抜きにした経済政策は、現実的効果をもたず政策の指針ともなりえないであろう。しかし、経済政策が単なる応用経済学ではないということは、ほとんどすべての人のいうことがらである。問題は、どのような構造連関において、その論理的展開を示すかということである。著者は、これを、政策原理と法律原理との対決において試みようとする。すなわち、その方法は、政策を政治（politics）との関連において、法律を法原則一般との関係において捕え、その構造において、特定政策の現実的決定を考えようとするものである。それゆえ、競争政策を考へる場合、われわれは、三つの立場から論究せねばならない。経済原理と政策原理と法律原理である。第一の原理は、「正義」の実現と「秩序」の創造である。競争政策は、これら三つの原理に適合する形態においてはじめて、現実の政策と法律として実現するのである。この過程における著者の方法的特色は、これら三つの領域のそれそれにおいて、常に「全体とし

て」考えることであり、たとえば、競争は経済秩序のなかで、競争政策は公政策 (public policy) のなかで、競争法は法秩序 (legal order) のなかで考究され、その各々における位置付けを確立することである。著者の意図する「対決」の真意は、これらの三つの領域のそれぞれが、基本社会を共有する人間的文化活動であるにかかわらず、必ずしも合一した方向を示さないという事実の指摘にある。むしろ、これら相互の矛盾的動向のなかで具体的な政策の決定がなされ、その複雑な過程的事実が、ほかならない政策過程の困難性の根拠であるといえよう。この観点に、筆者は、本書の方法的特色の基本的方向を見るものである。

しかし、それは同時に、これら三つの領域が関係する基本社会に対して、より全体的な、より高次の選択的価値觀を要請せざるをえないであろう。それを、著者は、「規範的」アプローチとして主張している。本書前半においては、実証的方法 (positive) に対立するものとされ、その後半においては、目的論的 (teleological) および観念論的 (ideological) なアプローチに対立するとして表現されている。それは、二つの課題に答えるものである。一つは、古くして新しい方法論的課題であり、いま一つは、規範的方法の価値論的内容である。前者に対して、著者は、競争政策の分析にとって、分析者の態度決定は否定することのできないものと考え、人間および文化 (社会) に対する価値觀を、明白な前提として肯定する。もちろん、その具体的内容は、前述の経済的、政策的、法律的複合体を対象とするものであり、その要請は、おのずからその価値論的内容を求める。すなわち、人間および文化に対する著者の価値觀の具

体的内容が、実は、競争政策の理論の展開にとって最も原初的なものであり、その意味において、本書の基本的立場を示すものといえる。著者は、それを、政策原理を中心とした「公共の利益」の概念において、次のように分析している。

公共の利益 (public interest) という言葉ほど、広範に使用され、しかもこれほどあいまいな言葉はない、ということがしばしば聞かれる。確かに、経済、政治、法律の三領域の分析にとっても、競争政策が関連する窮屈の概念は、公共の利益という価値基準である。競争が促進され、あるいは抑制される論理的根拠は、当該社会の經濟秩序における公共の利益という基準であり、政治的秩序における集團統合に基礎付けられた公共の利益という要請であり、さらに、法律秩序における公權の基本的前提としての公共の利益という尺度である。しかし、これほどの重要性と一般性をもつ公共利益概念が、その内容の規定に関して、どうしてそれほどのあいまい性をもつものであろうか。著者は、この点に関して、次のような論点を主張する。すなわち、公共利益概念の正しい理解は、私益 (private interest) と公益 (public interest) の対立的分析からは出てこない。たとえば、私益からの推論による公益としての、「一般的幸福」 (general happiness) や「共通の善」 (common good) の観念は、いずれも正しい公益概念の理解ではない。それらは、いわば、「セネラル・モーターズにとって善なるものは、アメリカ合衆国にとって善なるものである」という言葉の、いすれかの利益に力点を置いた表現にしか過ぎない。いずれも、私益からの推論であり、真的一般性も共通性ももたないものである。著者は、この難問に対して、新しい独自

の概念を主張する。それは、公共の利益という概念が結合される社会を、生活共同体 (a living community) としての社会概念に見ようとするものである。もちろん、この社会概念が、極めて政治的なものであることは、いうまでもない。著者は、それを、公的政治的共同体 (the public political community) として考えている。その意味は、限定された領土の同じ文化的地域で、平和と正義のうちに一緒に生活せんとする人々の共同体である。それゆえ、公共の利益という概念は、平和と正義において共同に生活しようとする事実に関係するものである。政治的秩序における統合の原理が、平和と正義の規範を内包するものであることは、いうまでもない。このような著者の論点が、公共利益概念を分析する基本的立場であるとするならば、それが、競争政策の決定基準として前提されることも当然の推論であろう。そのゆえにこそ、競争政策は、促進されるとともに規制される対象となるのである。

しかしこの場合、競争政策に関しては、より根本的な価値觀の主張が考察されねばならない。著者は、ここで、その価値論的内容を明白に表言していると、筆者は考える。それは、次のような主張である。すなわち、平和も正義も、人間の言葉では完全に理解されえないものであり、特定の規範は、人間生活における基本的な規範性からの単なる抽象にしか過ぎないということである。それゆえ、正義は、あらゆる人が彼の当然与えられるべきもの (his due) を受けるべきである、ということを意味するのであり、人々の当然与えられるべきものの内容は、彼らがその人間的尊厳において尊敬され、彼らの人間的尊嚴が促進され、彼らがそれぞれにふさわしく自らを

実現することができるということである。換言すれば、正義は、人が神の像 (the Image of God) として十分に生きることができる、ということを必要とするのである。もちろん、ここには、著者の余りにも個人的な信念が露呈されているかもしれない。しかし、競争および競争政策に関する著者の規範的アプローチの根底には、価値論的具体性として、以上の表白が伏在しているものと筆者は考える。競争政策を経済秩序に関連せしめる著者の基本的立場が、現存諸国家の競争抑制の動向を是認しながらも、なお経済政策の基本的方向として競争政策を主張しうる所以もまた、経済秩序における人間観の論拠に基づくものである。

さらに、本書の特色を示すものとして、たとえば第三章における分析の方法、すなわち、経済過程における競争の役割を考察する場合の、同時的、通時的分析が内包する諸概念を指摘することができる。ここには、現代の資本主義が示す競争と独占に関するすべての議論が、紹介されているといえる。たとえば、経済行動を規定する古典的利潤動機が、現代の資本家行動において、どれだけの現実性と、同時に論理性を表明するであろうか。これら既定の主体的動因に関する多くの反省が、特色ある推論によって展開されている。特に、最後の章において試みられた競争政策の実際にに関する考察は、競争政策の理論が、どの程度の現実理解の分析的効果をもつかという、いわば著者の理論適用の技術程度を、実際の形において示したものといえよう。殊に、E E C における競争政策の分析のごときは、著者の特色ある問題提起の一例ということができる。

しかし、これら多くの主題と、その特有な分析の展開については、

本書の参照を乞うことを願い、ここでは割愛せざるをえない。その補足をも併せて、次に、本書に対する二、三の感想を述べ、その理解の一端としての参考に供したい。

(三) 本書の批判

競争政策の理論が、特に経済分析と政治ならびに法律の諸原理との対決の形態において展開されるとき、それは、極めて構造論的な考察とならざるをえない。すなわち、それは、単に経済理論の分析的方法の選択のみにとどまらず、政治における価値原理、あるいは法律における秩序原理に関する態度決定をも含むものである。このようないくつかの問題を必要とする主題として本書が取り上げられるものであるならば、経済、政治、法律の三分野に限定された方法は、そのアプローチの構造論的限界を示さざるをえないであろう。たとえば、その主題としての競争政策が、現代の先進工業資本主義国家の必須の政策条件として主張されながら、事実は、その競争の抑制に現代的課題をみようとしているのである。もちろん、著者は、競争の規制とは言語矛盾であり、それは競争の量的比較にしか過ぎないと考量している。しかし、ここで問題は、競争はなにゆえ抑制されねばならないのか、規制政策が現代経済政策の当然の政策手段となつたという事実変化は、どのように説明されるのであるか、といふことである。これに対しても、著者は、過当競争(cut-throat competition)の概念を用意している。すなわち、競争は、本質的には対抗(rivalry)の状態であり、人間社会における基本的な生活形式であつて、問題は、その行動と成果に依存するのである。それゆ

変容されるのか。これら明せきな構造運営の分析は、資本主義の体制論的な分析に待たなければならない。その構造は、私有財産を中心とする法律秩序の分析であり、階級構成を中心とする政治秩序の分析にほかならない。その欠如が、本書の主調音としての「対決」を弱めるいま一つの論点である。もちろん、これに対する「生活共同体」としての社会という基本概念を提示している。しかし、問題は、生活共同体の構造であり、その変化と適応の動的な生活論理である。それなくしては、適応の叙述は、単なる変化の現象的追跡であり、現状肯定の別の表現にしか過ぎない。競争は、なぜ抑制されねばならないのか。過当競争はなぜ規制されねばならないのか。当然の措定として前提されるこれらの課題こそが、対決の真のロードス島であることの指摘に、本書に対する第二の批判を筆者はある。

競争政策に関する基本的前提概念の一つとして、著者は、過当競争の実際を提出している。その場合、「規制」が、その対抗措置であり、それは、競争政策と密接な関連を示している。現代の先進工業諸国において、規制は、競争政策の主要な手段である。しかし、過当競争は、競争に関連する概念であるとともに、独占に関連する事実である。少くとも、その事実的結果は、それを証明する。同時に、規制は、単なる競争政策の一環ではない。それはまた、独占に関連する重要な方策である。以上のような推論が示すその論理的構造は、過当競争と規制の前提が、独占の是認を結論するのではなくらうかと、いうことである。過当競争は、規制されねばならないといわれる。しかし、その規制は、「統制」と「計画」に連なる概念系

え、過当競争による公共利益の損害は、その規制によって、社会的成果に変容されねばならない。しかし、ここでもまた、問題は、過当競争はなぜ起るのかという課題である。これに対しては、恐らく、変動論を包括した社会哲学と、歴史的決定因を明確にする歴史觀の確立が、前提されねばならないであろう。筆者は、競争政策を主題とする著者の広範な研究領域に敬意を捧げる。しかし、同時に、その理論の展開が示す成果が、現存の研究分野の熱意ある渉獵であることを、遺憾に思う一人である。著者の意図する新しい政策理論の展開は、その社会哲学と歴史觀による構造論的体系化によって、現実的な課題をみるものであり、それが、本書に対する第一の批判である。

競争政策の理論が、競争に限定された主題であり、経済政策の環としての競争政策にほかならないという立論は、筆者の前述の批判に対して、無い物ねだりの反批判を用意するであろう。しかし、競争概念に、資本主義的価格メカニズムの不可欠要因をみ、その行動様式に資本主義生産の動因をみるかどうかは、見解の分れるところである。資本主義の体制論的課題として競争を分析することは、競争政策の基準を稀少資源の最適配分に局限することではない。配分の形式的効果は、もちろん、生産性の内容的充実であり、国民所得水準の実質的上昇にほかならない。その基準を中心にして競争政策の良否を論ずることが、本書の副題が示す「対決」の真意であると考える。経済、政治、法律の相互関係が、この「良否」を決定する要因として示されなければならない。それは、単なる関係の指摘に終始するであろう。競争政策は、なぜ、どのように政治と法律によって規定されるのである。競争政策は、なぜ、どのように政治と法律によって規定されるのである。競争政策は、なぜ、どのように政治と法律によって規定されるのである。

列ではないのか。過当競争の抑制は、有効競争の維持ではなく、寡占体制の創造に結果しはしないであろうか。一体、これらの課題に対して、著者は、どのような具体的な市場構造、産業構造、あるいは企業形態を考えているのであるか。この映像は、著者にとっては鮮明でない。この点が、第二の批判に連関する筆者の疑問点である。この場合、以上の推論の背景に伏在する経済秩序は、筆者については、公益企業(public utility)の地位にほかならない。恐らく、現代資本主義におけるテクノロジーの進展と、規模の経済が示す経済の原則は、各産業における寡占あるいは独占の可能性と、公共の利益に連関する政府規制の要望を予想せしめるであろう。筆者は、そのような産業構造と企業形態を包括するものとして、公益企業体制論の必要性を感じる一人である。その主要な政策手段は、独占「是認」政策である。それは、独占の是認による競争効果の実現であり、総括原価に基づく公正にして合理的なレート・マーキングである。それゆえ、公益企業規制における要点は、料金決定における「公正・合理の原則」である。恐らく、公益企業体制論における重要な政策課題としての類型もまた、価格決定における公正・合理の原則であろう。しかし、この場合、さらに強調されるべき論点が存在する。それは、独占の是認と規制の実行が依拠すべき窮屈の基準である。すなわち、著者の言葉を借りれば、生活共同体(a living community)としての社会であり、筆者は、それを共同生活体(a communal life)と呼ぶ。それは、同時に、共同生活が示す重要な原則を要請するものである。すなわち、独占の是認政策と規制政策の原理として要請される「共同・存立の原則」にほかならない。著者によ

つ提出された生活共同体の観念に、大きな賛意と敬意を抱きながら、しかもなお、共同・存立の原則を主張せんとする筆者の意図は、以上のようないくつかの経済構造との対決をもたない著者に対して、一つの展望を試みんとしたことである。それは、具体的な政策として、「制度的競争」を主張するものであり、公企業と私企業の競争に、有効競争の成果を期待するものである。それゆえ、競争は、一つの制度として、共同・存立の原則に基づいて変化し、あるいは衰退するかもしない。しかし、それを決定するものは、共同生活体としての基本社会である。それゆえ、著者において、このような具体的な政策の提示がみられないことに対する配慮が、本書に対する第三の批判を構成するものである。

A. クラーセン編

『見えざる手』

—自由企業経済哲学論集—

内藤英憲

（日本大学）

A. Klaasen, Editor; *The Invisible Hand: A Collection of Essays on the Economic Philosophy of Free Enterprise*, Henry Regnery Co., Chicago, 1965, pp. 223.

表題から明らかなように、本書は、多数の人によつてそれぞれ別個に発表された論文または著書の一部を、改めて編集しなおしたものである。したがつて各論文は、粗密もさまざまであり、執筆の時期にもかなりのずれがあるが、もちろん無秩序に選んであるわけではない。一言にしていえば、それは「見えざる手」への確信の方向に統一されており、しかも復活してきたその古典派的思想の、基本的な事項に焦点を絞つて揃えてある。

論文の執筆陣は、編集者ホーブ大学準教授A・クラーセンのほか、L・H・ホッジス、G・J・ステイグラード、K・ブラント、W・アレン、ウォーリス、F・A・ハイエク、G・ディーヴィ、J・チエム、バレン、H・C・ウォーリック、G・L・バック、W・J・ボーモル、I・ゼス、D・C・ハーリグ、A・W・ストニア、R・J・ソールニア、M・フリードマン等であるが、このうち何人かは自由主義経済学者として、われわれにとってすでに親しみ深い名前であるといえよう。内容は次の通りである。すなわち、クラーセン自身による序論、および第一部「経済的无知の危険」、第二部「自由企業論」、第三部「組織の本質」、第四部「経済知識の応用」という構成であつて、この各部は、おのの数個の論文を含んでいる。

二

クラーセンの序論から紹介しよう。これは序論ではあるが「近代

経済学における人間観」という題がついており、そのまま一個の独立した論文ともいえるものである。クラーセンは、近代経済学を、古典派五〇・パーセント、マルクス主義二五・パーセント、制度学派一〇・パーセント、ケインジアン一五・パーセントの折衷物とみなす。したがつて人間観という主題についても、この四つの方向に整理する。

まず古典派であるが、その人間観はおよそ次のとく要約される。すなわち人間は個であり、協調より競争が好きであり、快楽追求の本能と気質に充たされている快樂主義者である。人間はアンビシアスかつ節約的であるとき善であり、怠惰そして浪費であるとき悪である。人間は個人資産の所有に強い動機を有し、個人的自由を最も金のかからぬ資産だと信ずるものであつて、強制を苦々しく思ふ性格の動物である。そしてこれらの諸性格は、結局神の与えるところであり、宇宙の自然的秩序の一部である。またケインズであるが、クラーセンは、人間の見方というものになにか新しいものを加えたかといふに、おそらくそうではないとする。この点に関しては、その見解は古典派と一致しているものとみる。

明らかに古典派と背馳する人間観は、マルクス主義のそれである。「能力に応じ、必要に従つて」という信条にみられるように、マルクス主義においては、自分個人の福祉より、集團の利益を重んずるという従順な性格も考えられている。人間は社会的創造物であり、人間の個性や動機は、生物学や自然的傾向というタームでは説明できないのであって、現存の性格はその社会的条件によって形成されるのである。ヴェブлен、コモンズに代表される制度学派は、マルクス主義的見方に完全に一致するものではないが、自然的秩序とい

うものを否定する点では軌を一にする。したがつて「経済人」の概念には疑いをもつてゐるのであり、もし人間が慾の深いものであるとするならば、文化的環境がそうさせるのであり、また、人間の個人主義、自己信頼、熱望、快苦の心理等これらはすべて制度的強制の所産であるとする。

かのように、四つの方向における人間観には、相似たものもあり、また真向から対立するものもある。にもかかわらず、最初にこの人間の性格についての約束を明確にしておかないので、さまざまの經濟体系の説明において、経済学者は失敗するのだとクラーセンはいふのである。社会には、たとえは個人的自由か國家権力か、インフレか失業かなどいろいろの判断が存在し、それにいたる最良の経路を追求するのが経済学であるわけだが、その最良の経路の選択は、人間の性格といふものに依存するところ大であるからである。

もちろん経済学は、人間の性質 자체を研究するものではない。しかし改めて自由を論ずるという本書のよろいわば根源的な企画があたつて、研究者が人間をどう考えるかといふクラーセンが取上げたこの主題は、けだし出発点としてまず妥当なところであろう。

三

第一部「経済的无知の危険」へ移らう。ここにはホッジス「われわれは経済のABCに落第している」、クラーセン「経済的知識を通じての國力」、ステイグラード「インテリと市場」の三つの論文が含まれている。

ホッジスは、現在のアメリカ人があまりにも経済学を知らぬすぎ

るとする。高校で経済コースを要求しているのは、五〇の州のうち

一六に過ぎない現状であるばかりでなく、オピニオン・リサーチ・コーポレーションの大学程度の対象に関する調査によれば、生活水準の上昇が、マン・アワーあたりより多くの財を作ることによってもたらされるという真実を認識しているのは、全体の二五パーセントだけであって、多くは賃銀上昇によってだとか、政府支出の増大によってそれが可能になるだとか、本筋から離れた答をだしている。

こういう無学の結果が、たとえば一九六一年だけでも一六、〇〇〇件にのぼる倒産があつたように、国家に多大の損害を与えているのである。そればかりではない。現社会における重要問題が常に経済問題であることを考へるとき、そして共産主義に直面し、西ヨーロッパおよび日本と競争していかなければならないアメリカの現状を考えるとき、かような経済知識の欠陥は許されぬところであろう。

それは一般的のアメリカ人はどの程度の経済学を知つていればよいのであらうか。具体的にいえば、私的経済における優先順序はどうのよう決まるか、資源はどのように使われるか、分配はどうなるのか、安定成長を維持するにはどうすべきか、さしあたりこれらの問題を考える準備があればよいわけで、そのためには、労働生産性、収益遞減、貯蓄、投資、利潤動機、国民所得、成長率などの諸概念が身についていればよいであろう。かような大衆の経済知識向上のためには、いまでもなく教育の方法ということから考えいかねばならないが、ここでホッジスは、高校における経済学の時間の延長と教授能力の向上、ならびに成人教育の必要を提案し、またそのため、事業家、経済学者、労組指導者等の経済学普及活動への

貢献を要請している。

クラーセンやステイグラーは、むしろインテリの考え方の混乱を指摘する。たとえば宗教的インテリは、共産主義の経済学と政策を承認し、宗教としてこれをきらう。また政治学者は、経済学あるいは宗教としては悪くないし、政治組織としてこれをきらう。こういうところにわれわれ陣営の分裂があるので、経済がすべての抗も統一され、もっと強力なものとなるであろう。いつてみれば、効用函数の第二次導函数云々というようなことから始まるので、現在一般的のインテリにとって、経済学は近づき難いものとなっているが、これではいけない。市場経済というものは変わらざる魅力をもつてゐるのであり、インテリは経済知識を更に深めてもっとよくこれを理解し、おおいに協同してもらわなければならぬ。

四

第二部「自由企業論」には、プラント「自由社会のための経済的諸条件」、アレン・ウォリス「自由企業価格体系の利益」、ハイエク「自由企業における道徳的要素」の三つの論文がある。

プラントは、自由社会の経済的目的が、生活と人間の権威を両立させることであり、人間と資源との結合形成において、決定と危険負担の非集中化をはかることであるという定義から始め、生産手段としての私有財産とくに不動産が、自由社会の本質的要素として、

自由企業を促進せしめるものであり、報酬と罰金の体系が、ビジネス・リーダーの行為を通じて、資源を有利な方へ移動せしめるものであること、そしてまた市場で決定される価格の他には、価値を決定する基準はないことを述べる。また、自由経済において、責任ある個人や集団の他に、有力な国家がなくてはならないことにも論及する。もともと、そういう国家とは、経済を健康に、拡張的に、自由に保たんとする国家であって、そのため、どちらの側の独占力、すなわちトラスト、カルテル、協同組合、労働組合等のいずれにもくみしないような国家である。そしてかような国家の具体的な機能の第一は、強力な安定的な通貨を維持するところの、健全な貨幣政策を用意することであり、換算すれば、適正な貨幣量と適正な貯蓄、貸出量を用意することである。第二の機能は自由経済と両立しうるフィスカル・ポリシーであって、インフレ、デフレの回避の機能である。

自由競争と自由企業は、統制経済より生産的であるが、社会的生産物の成長は、富ならびに所得の法外な格差を生ぜしめ、風紀をみだし、社会的正義の概念を弱体化し、自由社会の基盤を危くする。であるから、企業家意欲をそこなわない限りで、財産税、相続税等により、所得の再分配をはからねばならぬが、これも政府の役目である。

しかしながら、プラントの自由経済の条件に対する結論は、以上のような物質的な面に対する視角だけでは不可とする。つまり道徳的基盤を忘れてはならないということである。自由は人間の尊重とは不可分であり、そのこと自体純粋な物質的ゴールの追求とは背馳

するのであって、自由社会は社会的良心なしにはありえないである。したがって、自由市場の経済地域が拡張できるかどうかは、自由経済のすばらしい実績がどうの、またソ連圏の食糧問題がどうのということではなく、自由な国における一般大衆教育が成功するかどうかにかかっているのであり、また自由社会に対するイデオロギー的攻撃が成功するかどうかにかかっているのである。

アレン・ウォリスは、個人主義と集団主義の相違は、価値達成の手段の技術的分析にあるとし、われわれが解決すべき問題を、生産の量と順序、資源の割当て、分配問題、一時的変動および成長の対策というように整理し、その達成の方法を、軍隊式、蜂や蟻のようなカースト式および価格機構の三つに分類しうるとする。それで価格組織の下でこそ、最も効率的な社会組織がえられるのみならず、最大の個人的自由と最小の強制が結果されると主張する。そしてアレン・ウォリスの結論によれば、自由経済の繁栄について圧力をかけるものは、水素爆弾でもなく、国際政治でもなく、社会主義者のアゼでもなく、やはり、経済学を知っている人が少なく、このような自由経済の良さを理解する人が少しきれないことだといふ。他方ハイエクは、自由経済の道徳的側面を議論するのであるが、注目すべき見解は、自由な行動が強い道徳的確信をもつて行なわれるときのみに存在し、したがって自由の利益というものは、自由が既に確立されている社会にのみ存在するという考え方を、旧式だとしている点であろう。ただし、道徳的基盤が欠けている自由社会がよろこばしくない社会であることは当然であるが、しかし、自由のないところよりはましだというわけである。自由社会が、個人的責任を

強く要求される社会であることはいうまでもないが、人間が知と善を完全にうるまで自由をまつならば、永久にまたねばならぬことになるであろう。

五

第三部「組織の本質」は、ディーソエ「財産権の絶対的重要性」、チエムバレン「資本主義の財産基盤」、ウォリッチ「財産」、ハイエク「社会における知識の効用」、バック「私企業体系は基本的経済問題をいかに解決するか」、ボーモルおよびチャンドラー「競争」、グリフィン「競争の価値」、ラムル「利潤動機」、ミーゼス「利潤および損失の経済的性格」、ハーグおよびストニア「企業」の一〇個の論文からなる。

最初の三つの論文ディーソエ、チエムバレン、ウォリッチは、私有財産に関する論文であって、チエムバレンはこの種の議論の必要性について次のように述べている。自然的にせよ、あるいは法的にせよ、権利についての討論が経済学の本にふさわしいかどうかは別にして、権利は人間のエネルギーの流れに重要な影響を与える市場の交換を通じて富の創造に役立つのであり、経済学は、自由財産についてあらかじめ確立されている権利の概念なしには存在しないであろう。

三編を通して、私有財産の有用性、たとえば、私有財産は自由にとって必須であり、人が財産を奪われるならば個性の発展は遅れようとか、私有財産は責任感というものを教える有力な道具であり、考えるための閑暇と思慮深い行動の自由を与えるものであるとかが

述べられているのであるが、しかし最も中心的な論題は、財産権と結びつく自由と平等の関係である。独立宣言は、一見富者より貧者にとって望ましく、財産の保護よりその分布の公正こそ好ましいといっているようであるが、ディーソエは然らずという。生活、自由、幸福の追求は、人間の奪われえない権利といえるが、平等はそうではないからである。宣言の最も重要な原理は、平等ではなく、むしろ自由である。

さらにウォリッチは、財産権保護主張の今日的意義を次のように述べている。すなわち、私有財産はもはや所得不平等の数々の原因のうちの一つに過ぎない。しかも、人間が作りだした財産は、天然の財産を凌駕し、潜在的資本蓄積能力は天井しらずであって、土地のみが主たる財産であった昔とはちがって、諸権利、請求権がこれにかわっており、自分のうるところは他人の失うところではない。国有化の数次の実験は幻滅に終ったといえるのであり、「われわれのものはかれらのものよりよい」というのが社会主義者の言葉であったが、国有化をしても、結局、その組織はわれわれのものではなく、かれらのものであるという疑いを消すことができなかつたではないか。

ハイエクとバックの論文は、価格体系に関するものであって、バックの論文は、価格体系が生産すべきものを決め、その量を決め、分配をきめ、現在と将来つまり経済成長を決めるという、そのメカニズムを要領よく整理したものであるが、ハイエクの方は、経済計画と知識との間の基本的関連を、とくにとりあげて述べたものである。経済計画が権威者によって集中的になされる場合と、多数の個

人の中に分散してなされる場合つまり競争の場合とを比較するとき、そのどちらが効率的であるかは、そのどちらの下で、既存知識のより充分な利用が期待できるかによって決まる。ハイエクはいう。統計的知識にもとづく集中的計画は、統計というもののもつ抽象的性格の故に、特定の時間、空間に結びついた個々の事情を直接に考えることができない、これが欠点である。他方それだからといって、無条件に競争的場面の方が良いのだということにも賛成しがたい。

とくに経済学者が考へている一般均衡体系については、多数の人々の知識が完全だというその仮定に、そもそも疑問をいたかざるをえない。調整のための時間という観点からして、同時的決定として想定される均衡分析は、実際問題研究のための、準備以上のものでないことを、一応わきまえておく必要がある。

ボーモルおよびチャンドラーとグリフィンの論文は、競争のメカニズムと、アメリカの現状が政府と市場競争であることを平板に述べたものであるが、ラムルとミーゼスの論文は、利潤動機というものをかなりつっこんで札讀している。ラムルによれば、利潤は、法律の枠内で、競争的企業によって、補助金なしで、特例的な公的保護なしで獲得されなければならない性質のものであるが、それでも、それは諸資源を、より豊かな結果をもたらす方向へ押しやるものであり、また資本追加の源泉となるものであり、公的福祉にとって、こんな役立つものはないとされる。さらにミーゼスは、資本主義のもとでは、企業家が資本を生産の各部門に配分することになるが、利潤は、その調節が悪くならいための賞金だとする。そして重要なのは、企業家利潤なしに、非社会主義体系あるいは第三の可能な

第四部「経済知識の応用」には、ウォリッチ「経済的自由対体制」、ソールニア「国家目的と経済政策の戦略」、フリードマン「経済的自由と政治的自由の関係」の三つの論文がある。

ウォリッチは、かつてロシアの実績を軽視していたアメリカ人が、スパートニク以後、逆にロシアを過大評価するむきがあることを指摘しているのであるが、反面、社会主義経済の効率ということをかなり評価している。というのは、社会主義経済の非効率の理由として、常にあげられてきた、価格ならびに需給を知りえないという欠点は、資本主義経済でも市場は必ずしも完全ではないということと、社会主義経済における膨大な研究要員の投入、および計算機の発達からみて、少くとも現在では、もはやさほど重視できないとみるからである。生産財から消費財へと、生産をたくみにスイッチできれば、むしろ社会主義経済の方が能率がよいとみる。

ただ、アメリカの自由経済とロシアを比較するようなとき、経済的理由と自由というものを、分けて考えなければならないとする。われわれは自由を欲しており、自由に対しても経済的価格を支払おう

とし、強制された経済ならえられたかも知れない大きな生産を犠牲にしているのだという。さらに、最もくだらないのは、民主的社会主义だともいう。そこでは、資本形成に対する刺激がなくなってしまふからである。「計画がそれをそなさせるであろう」という信頼は、既に衰えつてあるのであって、一層の自由経済への志向は強化されているのである。ソールニアも、われわれの考へている個人的発展とは、中央集権的な外部の力によって導かれたものでなく、自己主導的なものであるということから語りはじめるのであるが、それが成功するかどうかは、やはり、私的イニシアチブ、私的努力が可能なかぎり行なえるかどうかによると述べている。

フリードマンは、政治と経済が無関係に分けられるという見解に反対し、経済的自由を用意する資本主義は、政治的自由をも促進するのだと主張する。ファンストイタリアや、大戦前の日本などのように、資本主義体制でありながら、政治的自由がないということもありうるが、経済的協同が自由私企業交換経済でなされるならば、そのときは、まず自由の直接的分力として市場組織が存在するばかりでなく、かつ間接的に政治的自由が考えられるとする。なんとならば、消費者は多数の売手の競争によって、また売手は多数の消費者の競争によって、強制から保護され、その行為が政治的勢力から分離されるからである。とはいっても、かような自由市場の重視は、もちろん政府不要ということにつながるものではない。むしろ逆に、政府は、ゲームの規則を決定する法廷として、不可欠なものといえるであろう。なお、この最後のフリードマンの論文は、彼の近著「資本主義と自由」のうちの一章である。

七

以上が本書に含まれる諸論文の概略であるが、多数の人が別々に書いたものであるから、それらの論旨には、ある程度の不一致があると認められるものもあるし、逆に自由市場経済の方が効率的であると認めるものもいるし、あるいは、社会主義者のイデオロギー攻勢を重視する論文もある。たとえば、集中的経済の方が、生産面では能率的であると認めるものもある。また政治と経済を分離して考へる人もあるが、そうではなく、経済的自由が政治的自由をもたらすのだとその関連を説く学者もある。そしてこのことの責の一部には、クラーセンが序論で指摘したような、最初の出発点におけるいろいろの約束ごとに違つていうものもある。また政治と経済を分離して考へる人もあるが、そうではなく、経済的自由が政治的自由をもたらすのだとその関連を説く学者もある。そしてこのことの責の一部には、クラーセンが序論で指摘したような、最初の出発点におけるいろいろの約束ごとに違つていうものもある。

しかしながら、かように一冊にまとめられた諸論文を、改めて通読して感じられるところは、福祉と平等を自由に代わる標語としても、ケインズに代表される二十世紀の自由主義者達に対し、ここに登場する筆者の多くは、自由の拡張を、福祉と平等の方法と考える十九世紀的自由主義の近代的後継者であるということであろう。したがつて、繰返しみられる主張は、平等に対する自由の重視、私有財産の尊重、可能な限りにおける経済統制への嫌悪、そして民主的社会主义への不信である。また、自由市場で行なわれえないことは、国家がなすべきであるとする点、あるいはアムバイヤとしての国家の役割を承認する点において、十九世紀の自由主義と袂をわ

かっているのはもちろんであるが、できるかぎりにおいて、政府権力の分散が述べられているのも共通している。議論が思想的なテーマに集中していることと、長い論文がないことなどによって、具体的な政策を云々しているものはないが、大づかみに国家干渉というような面からいえば、各論調には、少くともいまよりは、さらに自由への方向が暗示されているといえよう。

これらフリードマン、ミーゼス、ハイエクに代表される自由主義経済学者は、現在の経済思想の流れの中で、あるいは少数派であるかも知れないが、しかし一方、かれらが近代経済学における最高水準の理論家であることを忘れてはならない。いわば、対岸からの批判ではなく、われわれの側における警告なのである。とくに、一方において大規模な経済計画が企画され、政府への期待がますます増大しつつあるわが国の現状を省りみると、たとえば、計画に関する政府の経済的干渉が果して必要であるかどうかというよくなじみについてだけでも、基本的な問題に対するかれらのオーソドックスな考察態度には、傾聴に倣するものが、多分に含まれているようと思われる。

K. A. フォックス
J. K. セングプタ
E. ソーベック

『数量的経済政策の理論 —経済成長と安定化への応用—』

飯 原 慶 雄

〈南山大学〉

K. A. Fox, J. K. Sengupta and E. Thorbecke, *The Theory of Quantitative Economic Policy with Applications to Economic Growth and Stabilization*, North Holland Publishing Company, Amsterdam, 1966, pp. xxiii + 514.

第五章 経済政策模型の予測とデータおよびデータ修正の不完全性の意義と重要性

第六章 経済政策模型の予測と決定規則

第七章 経済政策模型のプログラミング面

第八章 経済政策の理論への制御理論的接近と、それの最適成長と安定化政策への応用

第九章 危険と不確実性の下での経済政策の意思決定

第二部 経済成長と安定化への応用

第十一章 先進国での安定化模型、米国の場合

第十二章 安定化政策 地域的成長、計画

第十三章 開発計画のための経済政策模型

第十四章 先進混合経済での国民計画模型

第十五章 農業部門と経済発展

第十六章 結論的考察

この目次から察せられるように、この本は数量的経済政策の理論を他方面から分析しているが、それらの間の関係は必ずしも密接なものとはいえない。この点、著者はこの本は三人の共同によるもので、著者名の配列もアルファベット順によるものであると断わっているが、十分な共同成果となりきっていない感じがする。

この本の第一部では、ティンバーベンの経済政策の理論をうけついで経済政策の理論を第1図のように把握することから始める。ここで、変数は外生変数と内生変数に区分され、外生変数は、さらに制御可能な『政策変数』と、制御不可能な『データ』とに分けられる。

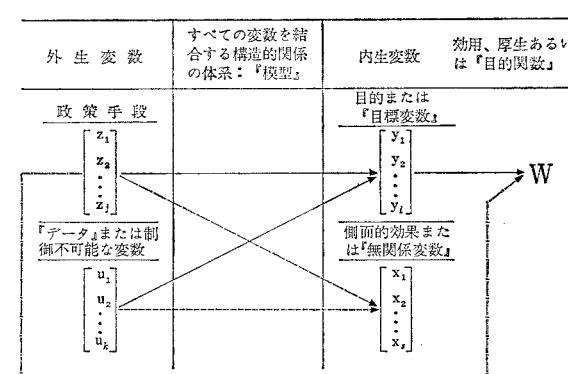
$+a_3X + a_4G_c + a_5G_i$ 消費 : $C = b_1Y$ 雇用 : $N = c_1Y$ 國際取支 : $B = p_{yx}X + p_{ym}M$ が考えられる。このとき、変数は、内生変数と所得 (Y)、輸入 (M)、消費 (C)、國際取支 (B)、雇用 (N)。外生変数 : 投資 (I)、輸出 (X)、政府消費支出 (G_c)、政府投資支出 (G_i)。目標変数 : 國際取支 ($B = B^*$)、雇用 ($N = N^*$)。政策変数 : 政府消費支出 (G_c)、政府投資支出 (G_i)。データ変数 : 投資 (I)、輸出 (X)。無関係変数 : 所得 (Y)、輸入 (M)、消費 (C) である。目標変数の値を実現するための政策変数の値は

$$\begin{bmatrix} G_i \\ G_c \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} b_1 & b_1 \\ -g_4 & -g_5 \end{bmatrix}^{-1} \begin{bmatrix} N^* - b_1 & (L^* + X^*) \\ B^* - (p_{yx} - g_3) X^* - g_2 L^* \end{bmatrix}$$

$$= e/(1-b) \quad g_3 = p_{ym}a_1 + p_{ym}a_2/b/(1-b) \quad \text{であり、} \quad L^* \text{ と } X^* \text{ は } I \text{ と } X$$

の予測値である。つまり、 a_1 と a_2 が等しければ、政府消費支出と政府投資支出は同一の効果を持つことになり、政策変数は政府支出 (G) だけになる。一般に、政策変数が一個のときには、二個の独立の目標水準を同時に達成することは不可能であるから、この場合に、目標を $W = w_1N + w_2B$ の形に変え、 $W = W^*$ (固定目標) を達成する政府支出を求めるか、できるだけ大きな W (可変目標) を達成する政府支出を求めなければならない。個々の目標変数は社会厚生の観点から評価され、目的関数を構成する。なおこの際、目的関数は目標変数だけではなく、目標を実現するために必要な政策の値にも依存することに注意しなければならない。

以上のように経済政策の理論を考えると、当然、まず最初に、模型の推定の問題が出てくる。しかし、実はその前にもう一つ問題がある。たとえば、ある財の価格と取引量についての観察値から価格



第1図 経済政策の理論

p と数量 q の関係として $p = \alpha + \beta q$ を推定したとしても、それがはたして需要関数を示すものか、供給関数を示すものか、それとも、そのいずれでもないものを示すのかを識別できなければ意味がない。この本では、この識別の問題について、これまでに知られていることや、線形モデルについて、その係数行列の構造の差によって生じる推定上の問題について紹介している。次に、模型の推定の問題については、最小自乗法の性質についての最近の研究成果を紹介するとともに、多重共線性の問題、連立方程式法にふれ、最後に非線形推定の問題を論じている。

モデルが推定されると次にデータが予測されなければならない。データの予測はモデルによるものや、その他の方法によるものがあるが、いずれの場合にもその予測値の正確度や、予測値の修正の問題が出てくる。この本では、モデルによる予測の例として米国の農産物価格の例を取り上げ、観察値から求められた回帰線と真の回帰線との偏差の尺度としての「推定の標準誤差」を分析し、推定の標準誤差の大ささに影響する要因を求めている。予測の誤差の尺度としては推定の標準誤差の他に、推定された回帰線と真の回帰線との偏差を含めた「予測の標準誤差」が考えられる。また、経済変数の測定誤差については、面接調査により、各人の測定の正確さについて判断を明すとともに、指標の使用に伴う誤差の問題にもふれ、この問題を解決するための統計的仕方を説明している。

連立方程式によって計量经济学モデルを推定する場合、その推定値と観察値の近似の程度を示す尺度として、單一方程式の場合の重相

他方、これら外生変数によって決定される内生変数はさらに、政策の目標に関する「目標変数」と、それ以外の「無関係変数」に分けられる。そして、これらの変数間の関係を示すものが「模型」である。経済理論では、一般的に、外生変数が与えられたときの内生変数の値が問題になるが、経済政策では、逆に、内生変数のうちの、目標変数の値が与えられたとき、これを達成するために必要な政策変数(外生変数)の値が問題になる。たとえば、国際取支残高 (B) と雇用水準 (N) をある水準にするように政府消費支出 (G_c) と政府投資支出 (G_i) をきめる問題を考えてみる。この場合、線形体系のモデルとして、所得 : $Y = C + I + X + G_c + G_i$ 輸入 : $M = a_1C + a_2I$

関係数を一般化したものがいくつか考えられる。また計量経済学模型の外生変数の予測方法の一として、指數平滑法が考えられるが、この本ではこれらの事柄について説明するとともに、予測についての経験的結果として、オランダおよびスカンジナビアの例を取り上げ、また予測値と実現値との不一致の程度を示す尺度としての不一致係数について紹介する。次に、著者は決定規則の導出について、穀物貯蔵の例と経済安定化政策を例にして説明する。

経済安定化政策の問題では、タイルの例を上げ、 y をGNP、 x を政府支出とし、 $y = a + bx$ なる関係があるとき、 y と x の「重まし」の値を η と ϵ とし、 y と x の実際値と望ましい値との偏差の平方の加重和 $h(x - \epsilon)^2 + k(y - \eta)^2$ を最小にするためにはどうしたらよいかという問題を考える。もちろん $\eta = a + b\epsilon$ であれば問題はないが、こりでは、この関係が成りたないようになり η と ϵ が決められた場合を考える。 y の問題の最適解 x^* は $x^* - \epsilon = kb(\eta - a - b\epsilon)$ / $(h + kb^2)$ で与えられる。この式が、 x と y の重まし値が与えられたとき、最適な x を決定する最適決定規則である。 y の本では、さらに、GNPがその期の政府支出だけではなく、前期の政府支出にも依存するような動学モデルについても、最適決定規則を求めている。

数量的経済政策の理論で、最適な経済政策を求めるときには、政策変数と目標変数の値が取り得る範囲について十分考慮しなければならない。不等式の形の制約条件を取り扱う手法として、戦後、数理計画法が急速に発展してきたが、この本でも、この問題を経済政策のプログラミングの侧面として取り上げている。しかし、著者が

くときに、所得の変化額の分散 $\text{Var}(ΔY)$ を最小にする投資配分率を二部門の場合について求めている。そこでわざと、 β_1 の確率密度関数が $f(\beta_1, t) = \exp[-\beta_1/h_1(t)]/h_1(t)$ 、 $h_1(t) = a_1 - b_1 \exp(-c_1 t)$ という指數分布であるとき、先の目的関数 Z を最大にする二部門模型での投資配分比率を求め、 $\lambda_1 = (h_1^2 + h_2^2)^{-1} [h_2^2 + w_1(h_1 - b_2)/2w_2(h_1 + h_2)]$ という結果を得てある。これらの考え方をインドの計画統計資料に基づいて現実の経済に適用した例も紹介されているが、プログラミングの思考という点からは少々問題があるようと思われる。

著者は安定化政策の分析例として、次に、乗数と加速度に基づくケインズ模型をとりあげる。ここで、かれらは所得が有効需要と一致する均衡模型と両者が一致しない不均衡模型を考える。政策変数としては課税額 T と政府支出額 G を考える。不均衡模型では所得の変化額は所得と有効需要の不一致額に比例するものとする。所得を Y 、有効需要を Y^d 、消費を C 、投資を I とするとき、模型は $C_t = c_0 + c_1(Y_{t-1} - T_{t-1})$ 、 $I_t = v_0 + v_1(Y_{t-1} - Y_{t-2})$ 、 $Y^d_t = C_t + I_t + G_t + A$ 、 $Y_t = Y_{t-1} - \lambda(Y_{t-1} - Y^d_{t-1})$ である。課税額は所得に比例して、政府支出は所得に比例する部分、所得の変化額に比例する部分、最近の三期間の所得の合計に比例する部分の三つからなるものとする。 $T_t = u_1 Y_t$ 、 $G_t = -u_1 Y_t - u_2(Y_t - Y_{t-1}) - u_3(Y_t + Y_{t-1} + Y_{t-2})$ (y の形の政府支出の決め方はフィリップスの比例型、微分型、積分型政策の混合型に対応するものであるが、フィリップス模型では変数は均衡値から偏差であるが、こりでは絶対額であるから、係数が正であるといふ仮定には問題がある。) 上の 6 個の式を整理すると Y に関する非同次線形三階差分方程式 $Y_t = \theta_1 Y_{t-1} + \theta_2 Y_{t-2} - \theta_3 Y_{t-3} + B$ となる。

その例として取り上げたドーマー型成長模型の理論は、この点十分なものとはいえない。彼らは、多部門模型を考え、所得の成長率を G 、貯蓄率を α 、所得資本比率を β としたとき、 $G = \alpha \beta$ というドーマー型成長模型を基礎にして、貯蓄率が各部門 α_i との貯蓄率 α_i と全所得に対する各部門の所得の比率 β_i の積の和 $\sum_i \alpha_i \beta_i$ となり、同様にして、所得資本比率が各部門の所得資本比率 β_i と全投資に対する各部門の投資の比率 λ_i の積の和 $\sum_i \lambda_i \beta_i$ となることから、 $G = \sum_i \lambda_i \alpha_i$ 、 $(\sum_i \lambda_i \beta_i)$ という模型を考える。 y の α は一定であると仮定するが、投資は必ずしも期待通りの所得を生みだすとは限らない(特に、発展途上国ではこの可能性が大)ので、 β_i を確率変数と考へ、その期待値を $\bar{\beta}_i$ 、その分散を v_i とする。政策の目標としては、成長率の期待値が大になるとともに、その分散が小になるものを求める。各部門の所得比率は統計的に独立であると仮定すると、成長率の分散は $\sum_i \lambda_i^2 v_i$ に比例し、成長率の期待値は $\sum_i \lambda_i \bar{\beta}_i$ に比例する。そこで、目的関数として $Z = w \sum_i \lambda_i \bar{\beta}_i - w \sum_i \lambda_i^2 v_i$ という形を考える。政策変数は、各部門への投資比率 λ_i であるとして、これに、 $\lambda_i \geq 0$ 、 $\sum_i \lambda_i = 1$ という制約条件を加える。 λ_i の和が 1 より小さくなるときには、投資総額が各部門に全部配分されないことを示す。しかし、この可能性が指摘されるだけで、実際には、 λ_i の和が 1 に等しいという条件から、三部門模型について最適な λ が求められる。しかも、この λ_i が非負になるかどうかについても吟味されてない。ただ、成長率の分散を最小にするためには、 $\lambda_i = V/v_i$ 、 $V = v_1 v_2 v_3 / (v_1 v_2 + v_2 v_3 + v_3 v_1)$ でなければならないことが指摘されているだけである。次に、同じ模型で投資総額が一定の成長率 P で増加していく見られない。

近年、動学的模型についての最適政策を求めるための手法として、制御工学を中心につれてきたいくつかの手法が注目されてきた。この本でも、これらのうち、「ボントリーゲンの最大原理、リップノーフの第一法などについて紹介している。経済政策の問題の中に

この y で、 θ は先の 6 個の方程式の係数によってきまる係数である。著者は Y の安定条件を求めて、先の 6 個の方程式の係数がすべて正であるとき、 $\theta_3 = \lambda(v_1 + v_2) > 0$ であるから、 $\theta_2 < 0$ 、 $\theta_1 \theta_2 - \theta_3 > 0$ が Y の安定条件であるとする。(ただし、これは微分方程式系の安定条件であって、差分方程式系の安定条件でないから、この結論は正しい) 次に、 n_i や u_i を政策変数として、 Y の安定が求められるかどうかが問題になる訳であるが、この点についてはほとんど検討されてない。均衡模型では $Y = Y^d$ となるから、 Y についての非同次線形二階差分方程式になる。この模型についても、先の場合と同様、くわしい分析は行なわれていない。これらの模型にプログラミング的色彩を与えるために、消費と投資の上限と下限を考える。消費および投資の需要がその上限を構成し、他方、消費および投資について一定の成長率をもつ下限を考え、現実の消費と投資はその中間にあるとする。模型は $C_i \leqq c_0 + c_1(Y_{t-1} - T_{t-1})$ 、 $I_i \leqq v_0 + v_1(Y_{t-1} - Y_{t-2})$ 、 $C_i \geqq (1+r_1)C_{i-1}$ 、 $I_i \geqq (1+r_2)I_{i-1}$ 、 $Y_i = C_i + I_i + G_i$ となる。著者は、この模型を消費と投資がともに上限に一致する場合、消費が上限に投資が下限に一致する場合、消費が下限に投資が上限に一致する場合の三つの場合に分けて、 Y の動きを分析している。その説明には線形計画法の用語を使っているが、内容的には何の関係も見られない。

は、 $\dot{y} = G(y, z, t)$ (模型), $y(0) = y_0$ (初期条件), という条件のもとで, $W = \int_0^T f(y, z, t) dt$ (累積的社會効用または費用) を最小にするとところ形で表わされるものが多い。ここで, y は n 個の要素からなる目標変数ベクトルであり, z は m 個の要素からなる政策変数ベクトルである。 y と z はそれぞれ状態変数ベクトル、制御変数ベクトルと呼ばれることがある。この問題は古典的変分学の手法で解くこともできるが、古典的変分学の手法で解ける問題の種類に限界があり、その計算にも困難が伴うために、最大原理の使用が注目されてきた。先の目的関数は、 $y_{n+1}(t) = \int_0^t f(y, z, t) dt$ とすれば、 $y_{n+1}(t) = f(y, z, t)$ となるから、この条件と初期条件 $y_{n+1}(0) = 0$ の制限のもとで、 $y_{n+1}(T)$ を最小にする問題になる。この問題は、いろいろな形の動学的な問題が、 $\dot{y} = G(y, z, t)$, $y(0) = y_0$, $z \in Z$, という条件のもとで $W = \sum_i c_i y_i(T)$ を最小にするところ問題に変形できる。ここで、 Z は制御変数ベクトルの許容範囲を表わす。このような問題を解くために、次の関係を満足する補助関数 $H_p(t)$ とハミルトン関数 $H(p, y, z, t)$ を導入する。 $H = \sum_i p_i g_i(y, z, t)$, $p_i = \partial H / \partial y_i$, $p_i(T) = -c_i$ など、 g_i は G の第 i 要素である。ボントリーギンの最大原理は許容可能な制御変数のうちで、ハミルトン関数を最大にする制御変数が W を最小にすることを示す。最適経済成長政策への最大原理の応用例として次のような問題を取り上げる。政府支出が資本と労働と並んで生産要素となり、国民所得がこれらの生産要素のコップ・ダグラス型関数として表わされるものとして、次の模型を考える。 $Y = K^\alpha L^\beta G^\gamma$, $K = sY$, $L = L_0 e^{\exp(m)t}$ 、所得の達成目標 Y_T が与えられたとき、最短時間での達成目標に到

率的計画法では、確率的に変化するそれぞれの状況に対して求められた最適政策の結果が、どのような確率分布をもつかを研究する方法や、制約条件を満足しない確率がある一定水準以下に保ちながら、目的関数の期待値その他の尺度を最大にしようとする機会制限計画法や、制約条件を満たさなかった場合の費用を考慮する二段階計画法などがあるが、この本でも、これらの方針について紹介する。

以上が第一部の大略で、これに統いて、第二部で、各国の計画模型にふれながら、より具体的な内容にふれている。

以上見てきたことから知られるように、この本は、現段階で、数量的経済政策の理論に応用できると考えられるものを、模型の推定の問題から始めて、予測の問題、決定規則の問題、不等式による制限を含むプログラミングの問題、動学的な計画の問題、不確実性の問題の各分野について網羅的に取り上げ紹介するとともに、現在までの数量的経済政策の例をいくつ紹介している。そして、各章末にはかなりの数の参考文献が挙げてある。こうした点から、この本は、数量的経済政策の理論を研究しようとする人のためのガイド・ブックとして価値ある書物ということができるであろう。しかしながら、この本で紹介されている範囲は非常に広いが、個々のものについての説明は必ずしも明解ではなく、数学的誤りもかなり含まれており、経済学的あるいは経済政策的にみて、取り上げられている例はかなり問題がある。(最後の点について、著者は、それぞれの手法を紹介するのが目的であって、経済政策的内容を問題にするものではないと断っている)また、文献についても、その数はかなりなもので、いろいろな分野のものを含んでいるが、それらが、

必ずしも、十分吟味した上ででのせられたものとは思われない。さらに、一九一頁から一九二頁にかけてのように、文章の一部を入れ替えることによって、この本は、これによって数量的経済政策の内容を知ろうとする人よりも、これから、この分野で新しい研究を行なおうとする人のガイド・ブックとしてより適切な本ということができるよう

K. A. フォクス
J. K. センガpta
E. ソーベック

『数量的経済政策の理論 —経済成長と安定化への応用—』

藤枝省人
<慶應義塾大学>

K. A. Fox, J. K. Sengupta and E. Thorbecke, The Theory of Quantitative Economic Policy—with Applications to Economic Growth and Stabilization—, North-Holland Publishing Co., Amsterdam, 1966, pp. xxiii+514.

達するような政府支出の型を求めるのが問題である。この問題にたいして、著者は $y_1 = Y$, $y_2 = t$ とする。 $\dot{y}_1 = \dot{Y} = Y(\beta n + \gamma G + \alpha S Y^{1-(1/n)} G^{\gamma/(n-1)})$, $y_2 = 1$, $p_2 = -1$ となるからハミルトン関数は $H = p_1 \beta n Y + \alpha S p_1 Y^{(2-1/n)} G^{\gamma/(n-1)} L^{\beta/\alpha} + p_1 \gamma T Y \dot{G}/G - 1$ となるとして、この関数を G について偏微分して、 $\partial H / \partial G = 0$ から答えを求めている。(著者は s と γ を混同して間違った解を求め、それを基礎にしていろいろな分析を行なっている)しかし、この模型では、 y が Y と G だけではなく $\cdot G$ の関数でもあるから、 $y_3 = G$, $y_4 = \dot{G}$ として、あるハミルトン関数に $p_3 G$ を加えたものが正しいハミルトン関数であり、このハミルトン関数を最大にする $\cdot G$ を求めなければならない筈である。また、この問題のように計画の終点が固定していない問題では、ハミルトン関数の最大値が零になるという条件を追加しなければならないが、この点についても考慮が払われていない。この本では、次に一般的な安定条件を求めるリープーノフの第二法を紹介する。リープーノフの第二法は、均衡値からの偏差 y にたいして、 $y \neq 0$ では $V(y) > 0$ だから $\dot{V}(y) > 0$ となり、 $\dot{Y} = 0$ では $\dot{V}(0) = V(0) = 0$ となるようなノルム $V(y)$ が存在するならば、体系を安定させる制御変数の中で、目的関数を最大にする制御変数を求めるようとするものである。この理論の経済政策モデルへの応用も考えられているが、他の場合と同様十分な政策的分析が加えられていない。

経営科学の分野では、近年、不確実性の問題の重要性が認識され特に、数理計画法の分野で、確率的計画法の研究が進んでいる。確

本書は H. Theil の監修による「Studies in Mathematical and Managerial Economics」シリーズ第五巻として書かれた五〇一ページにわたる著書である。近年多くの国々において、経済成長とその安定のための計量経済的アプローチが急速に発展してきたが、本書はこれらの発展から

得られた多くの成果を、特に国民経済の政策モデルの計量的分析と
いう観点から総括的に取り上げ、それらを体系づけるとともに、そ
の問題点を明らかにしようとしたものである。

本書の目的が経済政策に対する計量的アプローチにあるため、全
体を通じて随所に数学的手法による説明がなされていることが一つ
の特徴をなしている。この点は経済政策に興味を持つ者でもあまり
数学的取り扱い方法に詳しくない読者には、かなり難解な書物であ
ると思われる。しかしながら、このシリーズ全体を通して読む機会
を持ちうる者にとっては便利な書物であると言えるであろう。

枚数に制限のあるこの書評では本書のすべてを論評することは不
可能であるため、本書を貫ぬいている基本的なアプローチに限定して
その内容を検討することにしたい。

一国の経済社会の諸活動を巨視的な立場から分析し、その構造的
諸要因を明らかにする必要性が広く認められるにつれて、国民経済
的フレーム・ワークのもとで計量経済学的モデルの作成が政府機関
および経済学者の間でより具体的に検討されるようになったことは、
周知である。この国民経済モデルは、基本的には国民経済構造を構
造的与件と構造的要因とに分け、これらの関係をモデルに設定する
ことである。

国民経済モデルを政策的観点から分析する計量的経済政策論は、
国民経済モデル自身に種々異なる政策を評価し比較しうる基準ある
いは選好閾数を付加することに特徴がある。これは主要な経済的諸
要因の相異なる価値系列が、ある種の選好基準によって評価され
ることを意味している。

がってやゝ詳しく検討しよう。

本書は第一部、第二部に分かれている。第一部においては、主と
して計量的経済政策の基礎理論が考察される。第二部では経済成長
と安定化への実践的適用の諸問題が取り扱われる。まず第一章の計
量経済政策序説について、第二章では経済政策論に対するJ・ティ
ンバーゲン的分析方法の一般化を試みる。J・ティンバーゲンの経
済政策論に対する分析的フレーム・ワークはつぎのように説明でき
よう。

通常の経済理論と経済政策論の分析方法の相違はつぎの通りであ
る。目標変数と手段変数について、経済理論は手段変数の値を与え
てその経済効果を分析するのに対し、経済政策論は少なくとも目
標変数の値を与えてそれを達成するために必要とされる手段変数の
総合的組合せを決定することを課題としている。つまり、著者達は
これを言い換えて、「通常の経済理論は政策担当者の選好閾数につ
いての特定化問題を無視して、たんに手段変数と目標変数とを結び
つける経済モデルを積極的に分析するだけであって、目標変数間の
相異なる関係を示すさまざまな選好閾数をもとにして得られる解の
多様性を検討していない。一方、経済政策論は目標変数と手段変数
との間に連の関係を設定しようとする。政策モデルは予測のために
使われる通常の計量経済学的モデル以上の中である。そして後者の
特徴とは、手段変数は過去からのトレンドから予想される値を示
すような変動的なものではなく、さらに選好閾数は変化しうるもの
であり、また過去においては目標変数とされたある種の変数は将来
手段変数にさえなりうることである」と考えている。そしてその結

著者達の経済政策モデルに対する考え方は「いままで相互に別々

にあらわれてきた広範囲にわたる経済問題を研究するために、計量
的経済政策モデルは統一的な視点を提示するものであると考える。

本書は計量経済学、国民所得会計、経済発展、一次形式、二次形式
による計画、統計的決定理論、景気循環、貨幣政策あるいは財政々
策のような特定の問題を分析しようとするものではない。しかしな
がら、われわれは、本書が上述のすべての分野において経済学者と
経済学を専攻する学生に対して新しい洞察力を与えるものと確信す
る」と序文に述べていることに明らかである。かくして、著者達の
真の意図は経済政策モデルによる計量的意志決定の組織的な検討を
通じて、経済政策論の基本的な問題を理論的に分析しようとするこ
とであると考えてよいであろう。

経済政策論は経済的諸条件の分析と政策問題を主題とする。これ
らの問題を考察するのに欠かすことのできない計量的分析は、著者
達によればつきの三つの部分に分けることができる。

(1) 政策問題の描写：選好閾数、計量モデル、制約条件の設定。

(2) 選択問題：諸変数の偶然性、直接的および間接的コントロール
の可能性、時間的変化の考察。

(3) 問題の解決：静学的および動学的最適意志決定プロセス、リスク
と不確実性、新しい情報が付加されることによる経済的諸条件が
変化する上で、最適意志決定プロセスのフレクシビリティを明ら
かにする。

以上の分析方法は計量経済政策論の基本的なアプローチであること
は一般的に認められるところである。このプロセスを著者達にした
は

果得られる最適政策の信頼性やフレクシビリティを統計的決定理論、
工程管理、情報理論によって判定することの必要性が強調される。

J・ティンバーゲンの経済政策モデルはつぎの基本的な要素から
なりたっている。第一は政策担当者の選好閾数の設定である。この
閾数は目標変数系列と手段変数系列とを同時に含むものである。第
二は経験的な計量モデルの設定である。このモデルは目標変数と手
段変数との間の統計的、経験的関係を設定することである。第三に
は、目標変数、手段変数に関する制約条件を設定することである。
政策モデルでは目標は固定しているとは限らない。目標がフレクシ
ブルであるときは、選好閾数を最大（あるいは最小）にする値が目
標となる。政策モデルによって設定される計量的関係は構造的関係
であるが、これらのなかには行動的、技術的、定義的性格のものが
ある。なかでも最も重要なものは行動的性格を示す構造的諸関係を
含んでいる。これらの諸関係を著者達は一般的につぎのようにあら
わしている。

最適化すべき選好閾数Wが一次式であらわされるとき、

$$W = ay + bz \dots \quad (1)$$

制約条件として、

経済モデルMを、

$$Ay = Bz + Cu \dots \quad (2)$$

たゞし、A、B、Cは係数行列、y、zは目標変数、手段変数の

ベクトルであり、 u は政策担当者によってコントロール不可能な変数のベクトルである。政策問題にとって未知数は z であるから、(2)式から z を求めることができる。もし行列 B が正方行列であり、かつ非特異であれば、逆行列 B^{-1} が存在するから、ベクトル z は(2)式に B^{-1} を左側から掛ければユニークに解がきまる。すなわち、

$$\frac{\partial W}{\partial z_j} = \sum_{i=1}^n \frac{\partial W}{\partial y_i} \cdot \frac{\partial v_i}{\partial z_j} + \frac{\partial W}{\partial z_j} = O(j = 1, \dots, m) \quad \dots \dots (7)$$

(4) 式からわかるように、手段変数 z の解が目標変数 y に依存する関係は行列A、Bの構造によってきまる。A、B、Cの構造係数が与えられたものではなく、統計的方法によって経験的に推定すべきものであるとすれば、問題はさらに複雑になる。
 もし、Aが正方行列で、かつ非特異であれば、(2)式に逆行列 A^{-1} を左側から掛けることによって、政策モデルMの誘導形を導くことができる。やむを得ない。

A、B、Cの構造係数行列の統計的推定をするには、(5)式は重要な役割りを担っている。
何故ならば、最小二乗推定法は誘導形に対し適用されるからである。

よる経済効率の問題が生ずる」とになる。簡単な例として、選好関数 W が目標変数ベクトル y と手段変数ベクトル z から構成されるスカラーの関数であると仮定する。つまり、

$$W = W(y_1, y_2, \dots, y_n, z_1, z_2, \dots, z_m) \dots \dots \dots \quad (6)$$

 y の選好関数が微分可能であれば、

(1)予測の種類：すべての予測技術、あるいは予測方法の特徴を明らかにする。

(2)予測の有効性：予測の不完全性の程度を示す予測誤差の許容範囲を決定する。

(3)最適予測：種々なる予測技術の評価をおこない、最適予測方法

が満足されるならば、(7)式を z_1 に関して解くことによって、 z の最適解を得ることができる。(これは勿論制約条件を満足しなければならない) この経済政策モデルの理論的メカニズムについて、第三、四章では経済モデルの計量経済学的推定法についてその基本的特徴を考察する。経済構造が相互依存型であるときには、構造係数の認定可能性が確保されることが必要である。第三章では認定可能性の条件が主に検討される。第四章では(5)式で示される誘導形の推定方法について、その統計学的プロセスが明らかにされる。以上の二章で説明されている内容は計量経済学的分析方法になじみの少ない読者にとっては手引きとなるであろう。

を確定する。したがって、最適予測方法の選択はあらかじめ与えられた許容範囲内に入る有効性が保持され、特定の目的に適合する基準にしたがって最適と思われる方法を確定することになる。このようにして経済モデルの予測力が検討され、モデルの構造係数が確定すると、つぎは選好閾数の最適化をもたらす意志決定プロセスを明らかにすることである。

一九五〇年以降、統計的決定理論がより広い分野で応用されるようになるにしたがって、経済政策論の分野にも適用されることになった。この分野ではすでにR・フレッシュやJ・ティンバーベーゲンによってはH・タイルが初めて決定理論の総括的アプローチを試みている。著者達の説明はH・タイルが前掲書において明らかにした思考方法を簡単な例にしたがつて解説を加えるにとどまっているが、本書の基本的な思考方法がこの統計的決定理論にあることは明らかであるから、より詳細な説明と検討が望まれるところである。

決定理論の経済政策への適用に際して最も重要なアプローチはつぎのようなものと思われる。さきに示した経済モデル(2)式のペクトル \mathbf{L} は、政策担当者がコントロールしうる諸変数である \mathbf{x} を操作して達成すべき目標を意味している。たとえば国民所得の構造要素がそれに当るであろう。そして \mathbf{L} で示される变数は経済モデルを計量経済学的に推定する際に生ずる誤差項と考えるならば、経済モデル(2)式はH・タイルが定式化した如く、

つぎに政策担当者が直面する選好関数Wは(6)式をより具体的な形に特定化しなければならない。この特定化の最も一般的な形は二次形式の選好関数である。それはつぎのような理由による。政策担当者が目標変数と手段変数に関する望ましい値を設定することができるならば、彼らは現実の諸変数をその望ましい値にできるだけ近づけるように政策を立案し実行する必要があるであろう。したがって、これらの諸変数の望ましい値から現実の値ができるだけ乖離しないことを示すような選好関数を設定することになると考へることができるであらう。しかし、この選好関数の設定には異論がないわけではない。それは元來手段変数は目標変数の望ましい水準を達成するためには政策担当者が独自にコントロールしうる変数であるから、選好関数に手段変数を含めて考へるのは理論的に齊合的でないからである。この点に関してはL・ロビンズとG・ミルダール両者の討論点が考慮されなければならない。L・ロビンズは、目標値は達成されるべきものであり、したがって、選好関数は目標値のみの関数である、と考えるので対して、G・ミルダールは手段変数と言えども必ずしも常に中立的な意味のみを有するものではないと考え、その観点から、手段と目標は分離しうるものではない。さらに、時間の経過を含めるならば、ある時点での目標値はその後の時点では手段変数となりうることが指摘される。この両者に対しても、著者達はJ・ティンバーベーゲンの立場は基本的に実用主義的であると考え、その根拠をつぎのように説明する。(1)社会的選好関数はニードクに設定することは非常に困難であろう、(2)市場価値以外の価値を含む

$$g_0 = \frac{1}{2} \sum_i \sum_j E b_{ij} \text{Cov}(S_i, S_j)$$

G は $m \times m$ 行列であって、 k 行 k 列目のエレメントは、 $g_{hk} = \sum_i E b_{ij} D \sigma(v_{ih}, v_{jk})$ である。EW(z, y) の最大値をもたらす手段変数の最適解を z^* とすれば、 k^* は手段変数とは独立であるから、
 $z^* = (\mathbf{F}(\mathbf{K}))^{-1} \mathbf{F}(\mathbf{k})$

$$\Delta z = z_2 - z_1 = \lfloor (EK - G)^{-1} - (EK)^{-1} \rfloor EK$$

著者達が以上の理論的展開についても言及していたならば、例題による説明もより容易に理解出来るものと思われる。

第二部では第一部で体系化された経済政策モデルの理論的応用の問題を六章こつたって展開する。第十章では全員成長モデル、第十

第一章では成熟した経済の安定化モデル、第十二章では地域経済の成長とその計画、第十三章では発展計画のための経済成長モデル、第十四章では混合経済における国民経済計画モデル、第十五章では農業部門と経済発展がそれぞれ取り上げられる。

第二部で考察されている諸問題は決して体系的に理解出来るものとは言い難く、いさゝか問題の取り上げ方に網羅的な感じがなくも

で成長・発展問題を取り扱うことであった。だが、今日では先進国における成長問題についても積極的に取り組もうとする試みが、数多くなされている。そこで取り上げる書もそぞろした試みの一つであるといえる。なお著者エルディスは、National Economic Development Officeに勤務した後、現在オックスフォード大学(Exeter College)のフェローの地位にある。本書の構成はつぎのようなるのである。

第一章 設資、技術並步的二家怪奇成長

数学的補論

第二章 研究および技術進歩

解説 技術進歩の「中立性」

補論 I 利潤率および資本と消費

補論Ⅱ 「コップ・ダグラス」生産関数

第四章 完全雇用における経済成長 第二章

第六章 政府の成長政策——III 資本集約度に影響する政策

第七章 成長と国際収支

第八章 結語

本書の内容を順を追つて明らかにしてみよう。第一章では、成長率は基本的には技術進歩と人口増加に依存すると規定したうえで、完全雇用のもとで成長率を引き上げる方法について論じている。技術進歩率の上昇は、経済成長のプロセス——縦軸に産出高を、横軸

ないが、第一部の理論的理解が進めば、もり沢山な内容も比較的容
易二つ三つで理解することができる。

易に把握出来るであります。
本書を一読して感することは、経済政策の計量的問題を広範囲に
わたって論議することは多くの努力を要する、ということである。本

書は、広範囲にわたる諸問題をより精緻に体系づけることには多くの難点を有するとしても、著者達が払つた努力には充分敬意を表わすとともに、この種の諸問題に興味を持つ研究者には非常に有益な書物であることは疑いないものと思われる。

分析と政策』
川 清 明
<明治大学>

W. A. エルティス
『経済成長—分析と政策』
高川清明
<明治大学>
W. A. Eltis :Economic Growth
—Analysis and Policy, Hutchinson
& Co., London, 1966, pp. 173.

最近の成長理論の発展にはめざましいものがあるが、その発展の方向ということになると様々である。これまでになされてきた一つの試みは、先進国モデルのもとで安定問題を、後進国モデルのもと

に時間とった場合に描かれる線（GG線とする）の勾配をいって、う急なものにする。技術進歩率が上昇すればするほど、古い資本に比して新しい資本はより大きな生産性をもち、資本の置換が頻繁であればあるほど、収益は大きなものとなるであろう。したがって技術進歩率の上昇の効果は、GG線の勾配が急になることと、それがいつそう高い水準へとシフトすることとの二つである。技術進歩率が成長率を高めるのはこのような理由によるものである。政策的には、成長率を高めるために技術進歩率を上昇せしめる方策をとるということが、ここから示唆されるであろう。

認める収益性と両立する最大進歩率」を完全自然成長率 (full natural rate of growth) を考慮するとすれば、完全自然成長率と自然成長率との関連はつきのようになる。もし諸産業が同時的に拡張するならばはじめて使用されよう未使用の規模の経済があるという場合、完全自然成長率は自然成長率よりも高い。もし経済がこのような状態にあるとすれば成長率の上昇は可能であろう。投資率の上昇あるいは個々の産業によって計画される拡張率の設定のために政府が刺激することは、成長率を高め經濟をその完全自然率で成長させることになるであろう。

成長率を高める第三の方法は、金融上の非弾力性や企業の非効率性を生ずるようなファクターを除去することである。これら二つのことを除去するとすれば、經濟は資本の耐用年数の短縮および新資本の資本产出高率の増大を通じて、いっそう高いGG線へとシフト

国民生産高における投資の割合の増大は、最初は GG 線の勾配を急なものにすることによる成長機会の増大にとっては必要なものではなく、むしろ GG 線をより高いところへとシフトするためには必要である。したがって、総投資のシェアの直接的な増大は、いつそう速い技術進歩に結びつくよりも、金融上のアベニラビリティの増大あるいは企業の効率の増大による GG 線のシフト・アップに結びつくといつてよい。

国民生産高における投資のシェアの増大は、いつそう速い成長機会の増大のために必要とされる。技術進歩率が投資のシェアに関連するかぎりは、投資は成長機会を創出するだけである。そして投資それ自体は収益遞減を克服するために、充分な技術進歩を生じそろともない。したがって利子率が与えられるとすれば、国民生産高に占める投資のシェアには限界がある。

完全雇用の場合、最大可能な成長率の達成のためには、できるかぎりの成長のための技術機会が創出され、これを利用するための充分な投資機会が保証されなければならない。逆に、かなりの失業の存在する経済では、成長のための技術機会はほとんど無限である。したがって、最大可能な成長率の達成は、最大可能な投資のシェアがえられるかどうかに依存する。

第二章においては、研究開発に関連して技術進歩の内容を二つに分類している。その一つは、新資本なしには利用されない技術進歩であり、投資を必要とするものである。それは「体現された技術進歩」と呼ばれる。もう一つは、新資本の追加がなくても利用されるものである、「体現されない技術進歩」である。

完全雇用におけるそれよりも低い。貯蓄はまた、NNP の低下に伴ない少なくなる。したがって、完全雇用が達成されるための必要条件は、完全雇用のときなされる貯蓄の NNP に対する比率が、投資をすることが収益的であるペーセンテージをこえてはならないということである。

ある期間における投資機会は投資の技術的な機会によって制限される。技術進歩が産出高を増大させる率は、ハロッドのいわゆる G_n 、換言すれば長期的に維持される極大成長率を決定するのに役立つ。資本はこれよりも速い率で自然には増大しないであろう。 $G_n Cr$ は NNP に占める投資のシェア——資本がこの率で増大するときの一である。

完全雇用において NNP のうちで貯蓄される割合が S であるとする。成長率が G_w あるいは $(S - k) / Cr$ (k は直接利潤に関係しないような投資、たとえば社会的な投資) であるとすれば、投資はこの完全雇用貯蓄を吸収するのに充分である。 G_n が G_w よりも小であるとすれば、完全雇用貯蓄は長期にわたって利用されえない。この条件のもとでは失業が存在する。もし G_n が G_w よりも大であるとすれば、完全雇用貯蓄は経済の潜在的な成長を実現するのには不充分であり、その結果インフレーション、ないしは構造的な失業が存在するであろう。

多くの貯蓄決意は直接投資機会に関係するものではない。それだけに、 C_r あるいは S が G_w と G_n を等しくさせるという保証もない。労働不足のない完全雇用の持続的な成長の必要条件は、政府が社会的投資の変化を通じて k を変更させるか、あるいは予算を通じて S を

変更させるかによって、 G_w と G_n を均等化させることである。

第五、六章では経済の潜在的成長率を実現するための政策について論じているが、第五章では一般的な投資水準に対する政府政策を明らかにする。

企業家が投資量を決定する場合、それはいくつかの要因に依存する。第一に、生産費を減少させるために、いつそう高い生産能力をもつ資本と古い資本とを置き換えることである。この理由による投資量は、新資本からの最小限予想利潤率を R で表わせば、 $R \% \times GMP$ (k を除く) であり、主として技術進歩率に依存する。第二に、企業家のもつ資本がその時々の産出高を生産するのに理想的であると考えられる額よりも小さくとすれば、その不足を補うために投資がなされる。この場合、 GNP (k を除く) のうち、

$$Cr \left(\frac{\text{output} - \text{capacity}}{\text{output}} \right) \cdot 100\%$$

が投資される。第三に、企業家は需要が年々 $G_e \%$ だけ増大すると予想すれば、この需要の予想される増大に対して GNP (k を除く) のうち $Cr Ge \%$ を投資するであろう。したがって、企業家が投資しようとする総合計は、 GNP (k を除く) のうち

$$(R + CrGe + Cr \left(\frac{\text{output} - \text{capacity}}{\text{output}} \right)) \cdot 100\%$$

である。

かくしてこのかみ、政府が投資率を統制する方法が導きだされる。投資奨励金の変化を通じて R に影響を及ぼしうる。 $(S - k)$ のコントロールを通じて産出高と能力の関係を統制することによつて、

中小企業が研究開発をしない場合、独立が収益性の限界にまで研究開発の費用を支出しない場合、科学者や技術者が欠乏している場合、さらには一般的な教育水準が低い場合、経済はいつそう少ない体现された技術進歩をもつことになる。労働者が生産性上昇の利益を享受しないと考へるならば、経営者が機械設備の修正と改善を充分にしないとすれば、また経営者が他産業他企業の修正と改善に無知であるとすれば、いつそう少ない体现されない技術進歩がみられるであろう。

第三章では、経済成長にとって投資量が重要であるのと同様、資本集約度が重要性をもつことを明らかにする。先進国において資本集約度の増大、すなわち労働者一人当たりの資本の増大によって成長率を上昇させる方法は二つある。一つは、アメリカ合衆国における生産方法を、他の先進国経済が利用するということである。

成長率が資本集約の増大を通じて引き上げられるもう一つの方法は、利潤率の低下を通して引かれてられるものである。利潤率の低下は、いつそう高い資本産出高比率をもつ技術を利用する誘因を、増大させることになるであろう。なお、ここでは資本集約度は資本と労働のもつとも収益的な組合せを決定する企業家に依存するという前提のもとに、論議が進められてきている。しかし、労働と資本以外の生産要素の資本集約度に対する影響についても考察する必要のあることを、示唆している。

これまでの三つの章は需要水準がつねに完全雇用をもたらすと仮定して論述されてきているのに対して、第四章ではその必要条件を求めるのである。失業が存在するような場合においては、NNP は

に影響しらる。もとに、「指導的」な計画を通じて、そして現実に維持することに成功した成長率を通して、 G_e に影響しらる。貨幣的な要因を考慮するとすれば、税引き後の未分配利潤に影響を及ぼすことによつて、さらに貨幣政策を通じて企業の金融的側面に効果を及ぼしうる。

しかしながら、政府政策が金融の供給 (supply of finance) を通じて投資に影響を及ぼすとすれば、投資の削減は部分的には費用を削減する投資の犠牲においてなれる。そうであるとすれば、経済がその潜在的成長率を達成することは困難になる。

投資の一般的水準に対する政府政策の効果を論ずる場合、その政策が資本集約度に対して、同じような効果をもつかどうかは疑わしいといふことに留意しておかねばならない。この章の論議は、景気循環の理論とは別に取り扱われている。政府の誤算の結果が景気循環となつてあらわれるという想定のもとに、論議がなされているのである。

第五章では、 C_r および資本の耐用年数は所与とされ、したがつて潜在的成長率の存在が認められている。ここで指摘された政策が成功的に遂行されたとすれば、その潜在的成長率が達成されるのである。

第六章では資本集約度に対する政策について論じられているが、前章で述べられた政策がそれが可能となりうるよう状態のもとで行なわれ、新投資は新しい労働を吸収するにちょうど等しいように

調整されるという仮定がなされている。企業家が価格を設定する場合、それは新設備を正常能力で稼動させてえられる R に依存するとする。したがつて、 R が低いことは貨物費用に比して価格が低いことを意味する。

このことから三つの効果が生ずる。第一には、高い C_r をもつ生産技術は低いそれの生産技術よりも収益性があり、したがつて企業家は前者を用いる。第二には、資本は、 R が低下すると古くならないうちに置き換える。第三には、技術進歩率の上昇があるである。 R の低下から生ずる C_r の上昇と資本の耐用年数の短縮とは、投資のシェアを増大させ、このことは技術進歩を促進するであろう。したがつて、 R が低下することによって、経済の潜在的成長率は上昇するであろう。 R の低下から生ずる C_r の上昇と資本の耐用年数の短縮は、経済をいつそう高い GG 線に移動させ、技術進歩率は GG 線の勾配を急にする。

R は、つねに現実に実現された平均利潤率 (r) と等しいとはかぎらない。 $R = r$ ならば $S = I$ であるが、 $R > r$ であるとすれば、現実の利潤率は企業家が投資からえるはずであるそれよりも小さい。もし資本が現実に正常の能力で稼動しているとすれば、 r は R よりも小ではありえない。

経済の潜在的成長率は R とともに変化する——それは R が低ければ高い。失業および過度の能力すなわち潜在的な率で拡張が必要とされる以上の過剩能力を避けるためには、 r が R に等しくなるように、節儉 (thriftiness) がつねに調整されなければならない。あるいは、過剩能力の稼動が潜在的な率での拡張にとって必要とされる

ない。だが、このようにして資本集約度を高めることに困難もある。高い資本集約度を誘因するに必要な利潤率の低下は、望ましい効果とは反対のそれをもつかもしれないからである。もし利潤率の低下が単に貯蓄の増大によるものであるとすれば、企業家はいつそう高い C_r をもつ生産技術を採用しそうにもないのである。

第七章では、これまでの数章においてネグレクトしてきた国際收支を導入して成長を論じようとする。しかし、この章においては、成功的な政策が遂行された結果として、成長は過度の需要のない潜在的な率で維持されていることが、論議の出発点になつてゐる。

E_f は国内で生産された財貨の需要の外国所得彈力性を示し、 E_h は外国の財貨の需要の国内所得彈力性を示すものとする。 E_f は、percentage rise in foreign imports of the home country's goods

percentage rise in foreign real incomes

であり、自國財貨の外國の輸入と輸出のとのであるから、percentage rise in imports in the home country
percentage rise in the home country's exports
percentage rise in foreign real incomes

であり、 E_h は、

percentage rise in exports in the home country
percentage rise in real incomes in the home country

である。やむに、 G_f は外國の所得增加率をあらわすものである。

自國の経常勘定が均衡したままであるとすれば、輸出と輸入は同じ率で成長しなければならないし、したがつて $E_{fG} = E_{hG}$ でなければならぬ。 $E_{fG} > E_{hG}$ であれば、輸出は輸入よりも速く増大し経常勘定に余剰が生ずるに至る。逆の場合には、逆の結果になる。このことを整理すれば、

資本集約度を高めることによって長期的に潜在的成長率を高めようとする政策は、 R を漸次的に低下させるものでなければならない。 R の低下につれて貯蓄が増大するというようなものでなければならぬ。

$G < G_f \frac{E_f}{E_h}$ の場合 → 黒字の増大

$G > G_f \frac{E_f}{E_h}$ の場合 → 赤字の増大

として示すことができる。輸出と輸入とが同じ比率で増大する場合の成長率を基準的成長率 (critical growth rate) と呼び、 G であらわすこととする。

G は、部分的には、 G_f に依存するのであり外国の所得が安定的な率で成長するとはかぎらないので、安定的ではありそうにない。しかしながら、自国はいかなるときにも一定の G をもつ。もし G がその潜在的成長率をこえるとすれば、それはもともと良い状況であろう。輸出は、 G よりも低い成長率の輸入よりも速く成長し、経常勘定は持続的に余剰を示すことになる。このことは、前章で明らかにされた潜在的成長率を達成しようとする政策にとって、なんの障害にもならないであろう。

第八章では、結語として先進国においても、もとと高い成長率を示しうるのではないか、ということを主張する。そして、これまで先進国が継続して高い成長率を維持しなかった原因を、分析する。英連邦では、一九〇〇年以後成長が潜在的な率に近い率で維持されたことはなかった。また、拡張は需要インフレーションなしに維持されたことはなかった。また、潜在的な率に接近した率で過剰需要なしに産出高を増大させようとする試みも、成功しなかった。これまでの大部分の期間において為替レートは固定され、外国の物価に比して国内物価を低下させるようなメカニズムも、必要に応じ

がって民間部門の活動をある場合には相殺し、他の場合には促進する要因として、政策を導入せざるをえない。しかし、景気変動を政府政策の誤りに求めるという前提条件は、少し非現実的であるように思われる。そして、均衡成長の達成しえないことは政策の誤りに帰してしまうことになるのではなかろうか。

国際収支が成長との関連するかについて述べている点については、とくにイギリスやわが国のように貿易依存度の高い国々では、有益な示唆を受けるところがある。エルティスの指摘するように、成長と景気変動にとって国際収支の赤字は障害になるという点では、異論がなかろう。しかし、経済がこのような状態にある場合、それが政府政策の障害となるか否かの観点から論議をすべきではなく、むしろ政策がその障害をどのように除去するかという観点から、接近すべきであるようと思われる。

本書は、さらに細部に立ち入ってみれば他にも問題点がないわけではない。だが、全体的にみれば、ハロッド的成長理論をさらに精密化するという試みをなしている。このような点で興味深いものである。

て効率的に作用しなかった。したがって、潜在的成長率は低く、現実的成长率がさらにも低かったのである。

結局のところ、潜在的成長率を高めかつ達成するための政策は、将来における労働者一人当たりの産出高をいつそう速く高めることである（英連邦では一九〇〇年から一九六四年までの労働者一人当たりの産出高の増加は、年率〇・九%であった）。

以上がエルティスの書の概略であるが、これまでの論議から汲み取ることは、成長率が一般に低下しているか、あるいは現実的成长率と潜在的成長率とのギャップが大きい先進国経済の成長をいかにしていつそう大きなものとするかという問題意識である。そして分析にはハロッド・モデルを用いるのである。現在の成長理論において、ハロッド・ドーマー・モデルに明示的に財政的要因を導入する試みがなされている。本書でも、ハロッド・モデルに政策面から接近し、また国際収支という要因もとり入れている。

エルティスの問題意識からすれば、景気循環およびその安定化には、成長が重要視されるのは当然である。それだけに成長のヴァイジョンとして、直線的均衡的な成長を描いているようと思われる。長期的にみればこのような考え方も認められようが、それはややもすると経済が knife-edge の上で均衡成長するための条件のみを、求めることになりかねないであろう。

このことは、政府政策にかなりの力点をおいていることに関連する。政策目標としては、均衡成長に焦点を合わせるのは当然だからである。先進国において成長率を高めるための条件を民間部門に求めにしても望ましい効果を期待しうるかどうか疑問である。した

C. P. キンドルバーガー 『戦後ヨーロッパの経済成長 ——労働供給の役割——』 水野朝夫 <中央大学>

C. P. Kindleberger
Europe's Postwar Growth : The Role
of Labor Supply
Harvard University Press, Cambridge,
Massachusetts, 1967, pp. xi+270.

経済的先進国或いは後進国との研究対象は異なるにせよ、経済発展を取扱った書物は極めて多い。そして多くの人々は、経済発展における資本、技術変化、需要の側面に大きな意義を見出し、労働力ないし人口要因の重要性を適切に評価してこなかったように思われる。否、過剰労働力の存在は経済発展の阻害因であると主張されることも多かった。これに対して『経済発展』（一九五八年）、『フランス・イギリスにおける経済成長』（一九六四年）を既に刊行しているキンドルバーガーは、『戦後ヨーロッパの経済成長—労働供給の役割』においてその副題が示すように、ルイス（W. A. Lewis）成長モデルに立脚して、戦後ヨーロッパ諸国の経済成長が利用可能な

労働供給の大きさといかに結びついていたか、の問題に照査をあてたのである。

さて本著者は無制限労働供給のもとでのルイス成長モデルをこう説明する（序論及び第一章）。国民经济は二つの部門からなる。まずその内部に厖大な過剰労働力を持つ農業においては、労働の限界生産力はゼロ（それゆえ偽装失業が存在する）である。しかし恐らくは生存水準に相当した賃金が支払われる。他方、工業の雇用は技術・資本の利用可能性・生産物需要の一函数たる労働需要によって決定され、所得分配は競争的要素市場を通して行なわれるが、工業の賃金は無限に弾力的な労働供給に規制される。

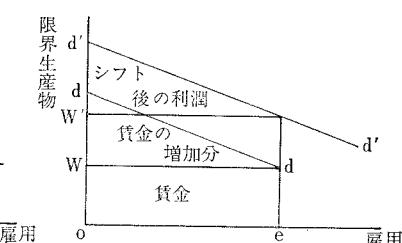
もし工業内部に或る擾乱（例えは生産物需要の増大、技術変化）が生じるなら、工業の労働需要は増大する。しかし、農業から工業へ移動せんとする豊富な労働力が存在する限り、この労働需要の増大も工業賃金を上昇させず利潤の拡大にのみ帰着する。かくして無限に弾力的な労働供給が存在しうるなら、労働需要の増大→利潤の増大→貯蓄→再投資→労働生産性の上昇→賃金不変という動態的成长過程の継続が可能である（図参照）。

これに対し農業では、農業における生存水準が限界生産物を越える限り、工業への移動が続く。だが労働力が農業を去るにつれ、或る時点以降、限界生産物は生存水準まで上昇する。この段階においては、工業による農業労働に対する需要は労働の限界生産物と賃金を引きあげ、かくして工業賃金の上昇へと導く。かくして農業における賃金が一度び上昇するや、農業投資の誘因が生まれ、農業は停滞から成長へと転じるのである。

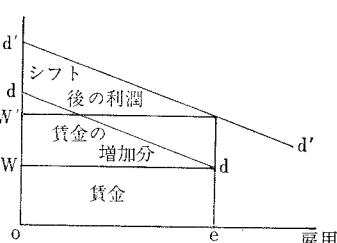
第一のグループは成長率・労働投入率・粗投資率がいずれも高いドイツ、イタリー、スイス、オランダの四カ国である（第二章）。リ奇蹟」とまでいわれた一九五〇年代のドイツにおける高い成長率の要因は、工業の賃金・労働分配率の上昇を抑え、利潤と投資の拡大を可能にした弾力的労働供給の存在に求められる。この豊富な労働力は高い自然増加率、失業者の存在、東独からの避難民・追放者（＝約一二〇〇万人）更には一九六〇年以降急速に増加した外国労働者により形成された。それゆえにこそインフレを伴なわずに輸出、投資、消費財に対する需要を維持することが可能となつた。しかし五九年中葉からの労働力不足の発生と共に、ルイス的成長過程は終末を告げるのである。

またイタリアにあっても、六二年まで、賃金上昇は生産性と密接な関係を持つことがなく、少くとも一九五〇年代においては、製造業の内部にかなりの過剰就業が存在した。それゆえ雇用の実質的増大なくしても、それは特殊な賃金構造と結びついているが——生産の拡大が可能であった。他方、国外出稼も一貫して増加しており、五〇～五六六年にかけて上昇した労働力配分もその後一九六二年まで安定していた事実は、まさにルイス的発展を意味するものといえよう。

これに対してスイスは、その弾力的労働供給を外国労働力に依存するルイス成長モデルの古典的事例である。初期において国内労働力と非競合的関係にあった外国労働力も、その比率の増大（全労働力の約三分の一）と共に、一方では企業主のスイス労働者への選好を強めさせ他方では六〇年以降における労働力不足によって、国内



図A 弾力的労働供給



図B 非弾力的労働供給

かように経済成長が財貨市場における需要あるいは供給から始動させられるや、その後の成長は不变賃金での労働の利用可能な部⾨からの移動、労働力率の能性に大きく規制される。キンドルバーガーによれば、この無制限的労働供給（経済の非能率の存在こそ、産業革命期における英国资本の成長、一八八〇～一九一三年のアメリカ経済の発展、更には第二次大戦後のヨーロッパの一部の国における急速な成長、の原因である。

以上のようない理論的視点から著者は、第二章から第五章において、利用可能な労働供給と経済成長とを組合わせることによつて、欧洲の十五カ国を四つのグループに分けて議論を展開す

労働者の賃金を「賃金ドリフト」なる形で実質的に上昇へ導いた。

かくしてこの賃金ドリフトの増大、他方における「スイス人のスイス」という感情の拡大による外国人労働力の制限は、まさにルイス的成長の終えんを意味した。給源が異なるとはいえオランダもまた、豊富な労働力の存在とその所得政策とを通じて、一九六三年まで賃金・労働分配率の上昇を抑え、貿易収支の面で成功をおさめてきた。けれどもそれ以降におけるオランダの経験は、所得政策が弾力的労働供給の代替物たりえないことを示してきている。

第三章では急速な経済成長が低い労働投入率と結びつき、ルイス成長モデルに一致しないオーストリアとフランスが分析される。まず、低い自然増加率と強い労働組合、外国労働力に対する組合の反対などから、オーストリアは総雇用の成長が極めて低く（一九五一年～六年でみると年率〇・三%）、賃金も五〇年代全体を通して着実に上昇していた。この意味において、経済成長は総雇用量不变のなかでの労働力再配分に支えられたのである。もとより戦前におけるドイツへの併合、戦後におけるロシアの占領が、五〇年代の高成長にとって好都合であった一面もあるが、高成長の主たる理由は、国外あるいは法人利潤によって供給された大きな貯蓄によって、技術的ギャップを狭めながら、ハロードドーマー、或いはカルドア投資モデルのもとでオーストリアが発展したことである。

フランスの場合、一九五七今までの高成長を説明する要因は、稀少な生産資源の効果的利用であろう。即ち、フランスの企業家をしてrestrictionist から expansionist へ転化させるに役立った一連の経済計画のもとで、生産単位の大規模化と効率化が一層促進されたの

である。この事実は、農業部門に関するルイス・モデルの変形と考えることができる。けれどもフランスは、五七〇六三年の期間を(一)入移民の増大、(二)アルジェリア人自身、アルジェリアのヨーロッパ居住者、除隊)、(三)一九四六年に始まる出生率改善による生産年齢人口の増大、によってルイス的発展を辿りうる条件があつた。それにも拘らず、六〇年以降加速的速度で賃金、賃金コストは上昇し、国際取扱は脅やかされ、六三年には安定化政策の登場を見るに至る。かくて無制限労働供給、高い利潤と法人貯蓄を伴なった成長の終末が広汎な停滞に突入したのは、フランス資本市場の組織上の欠陥にある。

制限的労働供給と低い成長率とが結びついたのはスカンジナビア諸国、イギリス、ベルギーであった(第四章)。例えばキンドルバ

ーガーはイギリスに関して、その経済的停滞を逼迫せる労働市場における労働供給の困難性に求め、需要が供給の隘路、即ち全く異なる結果をもたらすところの労働供給の非弾力性に遭遇する限り、イギリスの成長にとって需要の維持は何らの解答になりえないと言張したのである。

さて「出移住低開発国」と題した第五章では、低い投資率と低い労働投入率、出移住によって急速な成長を遂げ、ルイス・モデルに示された農業部門のパターンに従った地中海沿岸諸国が対象とされる。この章において著者は、農業部門における成長が、今まで利益のなかた投資を刺戟するところの賃金の上昇、利潤の低下から進行しうるとして、過剰労働力の排除がもたらす刺戟を強調する。即ち、超過労働力が存在し、投資が沈滞し、技術が凍結的な経済に対するこの要因にあつた。

ガードナーはイギリスに関する差別的成長率が技術進歩、あるいは当該経済全般の効率化の差異の結果であるという可能性は、一つの説明変数としては排除されない。しかしそれは高度の説得力を持つものでないと判断した。かくして著者は再び労働市場の問題に立ちもどることになる。

国外労働力の供給は別にして国別の労働市場を考察するに、一国の労働供給は人口の自然増加率、労働率、失業率(及び労働時間)に依存する。それゆえ、急速な人口増加を経験したオランダ、地中海沿岸諸国、フランス、或いは女子就業率の上昇があつたオーストリア及びイギリス(但しイギリスでは、男子就業者数が減少している)を除けば、国内的要因にもとづく高度の労働供給弾力性を見出すことが当然に困難になる。これに対し、考察の初期にイタリー、ドイツ、ベルギーには相当の失業が、地中海沿岸諸国には低位雇用が存在していた。かくして、大陸諸国によって享受せられた高度成長の達成に必要であったものは、所得弾力的・価格弾力的輸出、産出高の増大、輸出品コストの低下を通して、国外から提供せられた、或いは国外で獲得された大きな需要、失業の存在しないは弾力的労働供給である。なお国内労働供給に関しての重要な一因たる地域的流動性は、住宅不足によって著しく阻害されてきた。かくして各政府は、この非流動性を克服する手段として企業の地方分散を実施した。しかし成功が聞かれないのは、著者によれば、地方的投資を行なう企業に対し提供される補助金が、企業によつて要求される危険の大きな投資に対する高い収益率と比較して、不適切であったからである。

既に著書の第二章～第五章で明らかなように、ヨーロッパ諸国は

さて以上のように欧州諸国の成長を支えてきた弾力的労働供給も、それ自身では経済の成長をリードするものでも、成長が維持される水準を決定するものでもない。そうである限り、欧州諸国における成長を始発させ、しかも各国の成長率に差異を生み出した要因が問わねばならない。キンドルバーガーはこの点に関して、第二次大戦後において急速な発展を遂げた国すべてにおいて、成長のエンジンが輸出の成長にあったと見、一九五九年までは、「弾力的労働供給のもとでの輸出主導的成長モデル」が確証されうるという(第六章)。

国内需要ではなくして、かかる国外からの需要の意義を強調したのち、第七章では労働以外の供給要因、即ち技術進歩率、規模の経済、競争、企業家精神、政府干渉などを検討し、ヨーロッパ諸国に

しては、技術変化、資本投下或いは価格低下へ導きうるような何らかの衝撃、例えば需要の急激な上昇、過剰労働力の排除、賃金の恣意的引上げが必要であり、これのみが成長を促進しうる。しかしかかる動態的モデルが可能となる為には、革新能力或いは未利用の技術的機会の存在が必要であり、要素市場における価格制度が変化のための刺戟を造出せねばならない。過剰労働力の排除は要素市場における価格制度の効果的機能化を妨げる障害を取り除き、成長を加速化しうるのであって、トルコを除く全ての地中海沿岸諸国(ギリシャ、スペイン、ポルトガル)の急速な成長は、まさに農業部門におけるこの要因にあつた。

三

労働力の給源を国内的要因のみに求めているのではなく、労働力の国家間流動性の促進に寄与する機構としてベネルックス経済共同体、スカンジナビア共同労働市場、欧州経済共同体を持ってゐる。もとよりこの場合でさえ、地理的近接性(それは出移住者が故国へ帰る住国と入移住国との間には、例えギリシャ・トルコ人はドイツへ、イタリー人はスイス・南フランス・南ドイツへ移動するというように、一定のパターンが存在している)とともに、ヨーロッパ労働市場の広域化のもとで、二つの問題だけを指摘しておこう。一つは、外国人労働者に対しても「同一労働・同一賃金」の原則が公式的には確立されている。それにも拘らず、国内労働者に対しては賃金ドリフト、格上げなどを通じて、実質的には労働市場の二重性が——国内労働者と国外労働者との間の非競争性は時の経過と同化の進展と共に競争的となろうが——ある。またいま一つの特筆すべき点は、主として北ヨーロッパ諸国による外国人労働力をめぐる競争の激化であり、その結果として、労働力の「輸出国」がいまや他の国から例えイタリアの場合にはスペイン・ギリシャ人を労働力を雇い入れつてある状況が発生してきている。以上のようないくつかの労働移動は入移住国、出移住国それぞれに対してコストと同時に利益をもたらすだろう。もちろんそれは私的な見地、短期或いは長期によって相違する。少なくとも、外国人労働者の雇用が発生し、それが継続している事実は、私的雇主と移住者の双方にとって、利益がコストを上回っていることを意味しよう。短期においてもやはり、超過労働の排除が限界生産物を伝統的生存

水準まで押し上げ、そこで成長を促進するという出移住国利益は、出移住によって生ずる産出高の低下というコストを償うはずであり、他方、入移住国の場合には、労働供給の短期的増大が賃金、利潤、投資と成長、物価安定に有利に作用し、消費の増大や送金による不利を越えるであろう。

しかし長期的にはどうであろうか。著者キンドルバーガーによれば、豊富な外国労働力の利用——それは資本の拡張へ導く傾向がある——というルイス・モデルの下での短期的利益は、資本の拡充を通じての成長という長期的利益を犠牲にすることによって達成されるかもしれない（ドイツ、フランスの場合はそうではないが、一九六四年以前におけるスイスがその例である）。また外国労働力の利用が逆に国内流動性を弱めることもありえよう。更に重要なことは、外国労働力が極めて流動的であることから、低開発国が急激に成長するとき、彼らの本国への還流を生む可能性がある。その場合、一国が国外労働力に大きく依存することは重大なリスクを構成しよう。入移住国にとってはこのようなコストが考慮されうるのに反し、出移住国にとっては、出移住者が国外で修得するであろう熟練、土地・労働比率、資本・労働比率の改善、生産的・社会的資本に対する負担の軽減は、長期永続的な利益を形成する。

四

以上、キンドルバーガーの新著『戦後ヨーロッパの経済成長——労働供給の役割』から、労働力が経済成長といかに関連しうるか、また関連してきたか、を中心に概観した。その意味において所得政

策、マンパワー政策、経済計画が弾力的労働供給の代替物たりうるか（結論のみ云々著者は否定的である）、ヨーロッパの成長とアメリカの貿易収支との関連、成長・所得分配・社会正義の部分に関する割愛せざるをえなかつた。この限定のもとで、本著書について最後に二つの点を指摘しておきたい。

第一は、ルイス成長モデルにおける転換点にかかわる問題である。即ちキンドルバーガーは、転換点を画定する重要な指標として賃金したがって労働分配率を採用してきている。しかしこれら指標が果して全経済部門のものであるのか、農業ないし工業部門のものが全く不明確である。これを問題にする理由は、著者によれば経済成長の転換点が農業部門と工業部門とで異なると理解されているからに他ならない。確かに地中海沿岸諸国の場合には農業部門が、そしてそれ以外では工業部門が中心的に取扱われている。しかし転換点が二つの部門で異なるなら、それについて残されたいま一つの部門についても分析のメスが入れられない限り、以上において記述してきた経済成長の転換点を国民经济的視点から判定しえないのではなかろうか。

然し他方において、本書のもう意義ある側面を承認しないわけにはゆかない。即ち、多くの伝統的見解は過剰労働力の存在を低賃金の決定的原因と見、或いは経済発展の果実を喰いつぶすものと主張してきた。経済成長の果実を所与とし、分配的見地をとる限り、それは正しい。けれどもこの観点はいま一つの側面を無視している。即ち豊富な人口 労働力は生産要素の一つとして経済に積極的に働きかけうるし、果実それ自体を大きくしうる生産的視点である。ま

『イギリスの 産業国有化』

遠山嘉博

（追手門学院大学）

Leonard J. Tivey, *Nationalisation in British Industry*, Jonathan Cape, London, 1966, pp. 219.

さに後者の視点を戦後のヨーロッパの分析を通して生き生きと浮びあがらせたのが本書であり、この意味において現今の中南アジア諸国における経済開発問題に対しても一つの示唆を与えると同時に、労働力問題研究の一つのあり方を示すものといえよう。

本書の性格は、このシリーズの目的を反映して、すぐれて概説的包括的であり、事実の平易かつ客観的な叙述によって、イギリスで多くの論議をよんだ国有化問題への一般的な入門と簡潔な手引とを与えることを目的とするものである。その内容は国有化に至った背景の回顧、主要な論争に対する各政党の態度の吟味、国有産業に対する政策決定の問題の討議などである。著者のレナード・J・タイプイ（Leonard J. Tivey）は、バーミンガム大学商業および社会学部の行政学および政治学講師である。

二 本書の構成

本書は短い序文につづくつきの八章から成っている。

- 第一章 国有化的範囲
- 第二章 国有化の源泉
- 第三章 主要国有産業
- 第四章 国有化の実際
- 第五章 組織の諸問題
- 第六章 統制と責任
- 第七章 国有化の諸目的
- 第八章 公所の諸政見

本書は「イギリス産業研究」(Studies in British Industry)シリーズの第二巻である。このシリーズの編集者はノッティンガム大学工業経済学部の工業経済学講師シルビア・トレーンチ(Sylvia French)であり、その目的は各種産業についての概説と参考文献の紹介、発展や政策の分析とそれらの経済理論研究への関連づけ、政府の政策が産業に与える影響の検討などである。

一 はじめに

本書は「イギリス産業研究」(Studies in British Industry)シリーズの第二巻である。このシリーズの編集者はノッティンガム大学

工業経済学部の工業経済学講師シルビア・トレーンチ(Sylvia French)であり、その目的は各種産業についての概説と参考文献の紹介、発展や政策の分析とそれらの経済理論研究への関連づけ、政府の政策が産業に与える影響の検討などである。

を簡単にあとづけた第四章、これら前半の三つの章は主として歴史的、実際的な分析である。

これに対し、後半の四つの章は国有化に關する諸問題と諸論争とを検討したものである。第五、六章では国有産業の内外に発生せる諸問題を考察しており、第五章では内部組織の問題、第六章では政府、議会、大衆などとの対外関係の問題をとりあげている。第七、八章では基本的な諸論争を考察しており、第七章ではすでに国有化された産業において企図された諸目的、第八章では第二章のテーマへの復帰である国有化論および公的所有論を検討している。前半における事実の客観的な叙述とは異なり、後半の諸章では問題の性質上通常かなりの主觀がありがちであるが、著者はここでもいすれにも偏しない中正の立場を堅持しており、「公正かつ客観的な叙述」という基本的態度を貫いている。

以下順を追って、各章を要約的に紹介することにしよう。

三 本書の内容

著者はまず序文において、「本書の目的は国有化問題研究への入門書として役立つことであり、それ以上のことは意図していない」(九頁)と述べている。

第一章は本書の性格と領域とをのべたものである。それは、一口にいえば、政治的観点から国有産業を考察したものであるといえよう。著者は「本書の関心の焦点は、国有、という地位 (nationalised status) のもつ政治的な事実である」(一一頁)といっている。諸国有産業が共有し、それらを議論するに値せしめるものは、まさにこ

の「公社の発生」とについて論じている。

まず、公的所有の信念について著者は、資本主義の批判者として現われた社会主義の所有論からはじめ、ことに近代の社会主義が個人の所有物ではないに、「生産手段」に注意を集中している事実を強調する。かくて、一九世紀以降は大規模企業の公的所有が主張され、イギリスでは二〇世紀中葉に結実するのであるが、その發展を形成する国有化の思想的源泉として、つぎの五つをあげ、簡潔な説明をしている。(一)一九世紀中葉の「消費者協同組合運動の発生と限界」(二)一九一八年以後の「労働党とその綱領」(三)ギルド社会主義を中心とする「労働者管理の思想」(四)断片的な干渉とは別個の大戦間にはじまる「全国的経済計画の要求」(五)独占の場合などにおける「非社会主義者の国有化の主張」。

ついで、公社の発生については、今日の国有産業の公社の先駆者としてロンドン港湾局、森林委員会、電力委員会、BBC、中央電力委員会、ロンドン旅客運輸委員会などを年代順にとりあげ、「公的责任と事業型の經營との結合」という公社にとって基本的な、挑戦的な課題(三二頁)が具体化されていく過程を述べている。以上の政治面での发展と経営面での发展とが、今世紀中葉に労働党の綱領の中に入ることによって、国有産業の今日の姿が生れた(一五頁)となるのである。

かくの如き发展の二側面でのところ方は、きわめて手際のよいものと思われるが、たゞ、両者の結合は第二次大戦後の労働党の綱領の中にみるよりも、大戦間のモリソン一派によるロンドン旅客運輸法案に求められる方が妥当ではないかと思われる。というのは、ロンド

の「地位」であるからである。もちろん、彼は国有産業の経済的性格を無視するものではないが、彼の目的は「経済問題を購入、生産、販売の如き問題としてではなく、政策決定の過程の一部として考えることである」としている。つまり、経済学者のために、「諸制度が諸問題を、その制度の性格がいかに形成するか、換言すれば、国有産業のもつ問題が国有という地位にどの程度帰せられ、又どの程度影響されるか」を示すことであるという。さらに、彼は「経済学者が国有産業の産業上の問題を、あたかも真空状態にあるが如くもつ問題を、その制度の性格がいかに形成するか、換言すれば、国有産業のもつ問題が国有という地位」から切離して――筆者註)論じることは容易であるが、統制組織、国有化の目的などは実際に無視しえない重要な事実である」(一一頁)といっている。これらのことからみて、彼のこの問題接近方法は、政治、行政学者の立場から、経済学者の国有産業の分析方法を批判、補完せんとしているものと考えられるのである。

分析対象については、著者は制度面から領域を限定している。すなわち、国有化された石炭業、電力業、ガス業、内陸運輸業および航空業を經營する各公社が対象とされる。

第二章において著者は、「国有化思想の源泉をたずね、その發展をあとづけている。その際彼は、「国有化は目的ではなく、目的に対する手段であり、所有の問題が解決されると、つぎに經營の問題が解決されるべく残される」(一五頁)といつて――R.H. Tawney)の言葉にしたがって、問題を「所有の問題」と「經營の問題」とに分ける。そしてこれらを「政治面での发展」と「経営面での发展」としてとらえ、具体的には、「公的所有の信念」とその具体化とし

ン地区での公有化と全国的規模での国有化との違いはあるにせよ、本質的な点で両者に大差はない、筆者が別の機会に指摘した如く、戦後の公社の原型はすでにここにみられるからである。

第三章は、前章でのべた発展のクライマックスともいふべき国有化の実施段階を、各産業別に論じたものである。イングランド銀行、石炭、航空、電信および無線、運輸、電力、ガス、鉄鋼の順に、国有化前後の事情や国有化法の立法の過程が検討される。そして、これららの国有化法が共通してもっている特徴として、つぎの五つをあげている。(一)国有化法はすべて、かなりの程度の自治を有する公社を設立し、労働者管理や政府の省の直接管理を排した。(二)一九三九年以前の法律に比べて大臣の統制力は強化され、「一般的性格の指令」権、ボードの委員の罷免権、公社の財政への介入権が新設なし強化された。(三)消費者代表や労働者代表との協議機関の設置と行使協議制の設立とを義務づけている。(四)数年を一期として収支相償わせる会計原則を規定している。(五)公社の構成に関する細目は、分権化への要望を反映して増加した。

さらに、以上の基礎産業以外のものの国有化として、綿花(一括購入)法、免許法、海外資源開発法、都市地方計画法、さらに、注意すべき三つの公共当局として全国研究開発公社、原子力公社、郵便局などに論及している。そして、海外諸国の国有化事情にもふれており、共産主義諸国、フランス、西ドイツ、イタリア、アメリカなどの国有化の状態が説明され、イギリスと比較されている。

第四章で著者は、これまでの国有化の経験から、その主要点のいくつかを論述するのであるが、ここで重要なのは、彼が国有化の成

否の価値判断は不可能だとしていることである。ここにも、客観的叙述という彼の基本的态度の貫徹がみられ、從来の国有化産業の実績の批判な多くのが、左右いずれかの立場から、国有化産業の実績の批判ないしは弁護に集中してきたのと大いに異なる。彼が国有化の一般的「成功」についての問題に答えないとするのは、成功の明確な基準がなく、可能なテストはあいまいで議論の余地が多いことにもよるが、「国有といふ地位」のもつ政治的事実、すなわち、公社は自由な行動主体ではないということにもよるのである。

ここで彼ははじめに財政問題をとりあげ、業種別にその概略を紹介するが、剩余や損失の計算上注意すべき点として、つきの二つを指摘している。(一)補償債券の利子支払は公社の法的な負債であり、コストの一部とみなされるが、私企業の配当は利潤から支払われるから、コストとはみなされないという重要な相異がある。(二)公社の価格政策は、法律の規定、政府の要請、運輸審判所や国際協定の存在などの諸制限のために、商業基準(＝商業ベース一筆者註)による価格の採用を不可能にした。彼は「価格はコストと能率だけではなく、政策の変化をも反映する」(七三頁)として、国有産業における政治価格的性格を重視するとともに、巨額の赤字が税の支払者によって支えられているとの従来の非難に対しでは、消費者が原価以下の価格の恩恵をうけているとの証拠でもあると強調している。しかし実際には、国有諸産業は基礎産業であるため、家庭用消費よりも私的独立体の工業用消費の方がはるかに大きいから、消費者概念の内容検討の不足が気にかかるのである。

つぎに彼は、投資、能率と技術進歩、研究計画についてのべたの

これまで激しい論議をよんだものである。国有化の進展にしたがって、石炭業からガス業へ分権化の傾向がみられ、これについてのチニスターとクレッグ(T.E.Chester and Hugh Clegg)の集権化批判、石炭業に関するフレック委員会の報告や電力業に関するハーバート委員会の報告における諸提案が紹介されている。そして、当初集権化を必要とした諸要因を実際的な経営面からみたのち、集権化を有利とする一般的要因と分権化を有利とするそれを、経営的、經濟的、政治的側面から論じている。最後に、「産業の動的発展に応じて組織は、したがって集中と分散のバランスは当然変化すべきであり、その変化は固定的標準からではないに、変化する要求との関連において評価されるべきである」(一一〇頁)として、二者択一の問題としてではなくに、彈力的に考えることの必要性を強調している。

第六章は公社概念の基礎となっている大臣の統制と公共的責任について論じたものである。これは「委員会、大臣、議会」の三者の関係の吟味である。ここで著者は、委員会や国有産業の政策に対する大臣の強い統制の内容を具体的にのべ、これが公社の独立性を脅かしているという。しかし、統制の動機が国民の経済的福祉に対する政府の責任ないしは配慮である以上、今後もこの圧力は軽減しないであろうが、公社の財政的困難の改善は、公社の立場を強化するのに役立つであろうとしている。

つぎに彼は、議会に対する公社(実際には大臣)の責任について論じる。公社に対する大臣の統制は、議会に対する大臣の責任を生ずる。大臣と議会とを結ぶ方法としては、議会での討議、大臣に對

ち、労働関係の個所では、労働者の地位に根本的な変化はない、期待が大きかっただけに、幻滅もまた大であったと説明している。(四)たゞ、訓練計画と昇進方法の発達、労使協議制の過程に多大の関心をよせたことの二点については、労働関係改善の上に功績があつたと評価している。

「しかし要するに、国有産業の実際上の記録は、より一層の問題と論争とへ導くにすぎない」(八八頁)として、ここでは事実紹介以上に論議はさて、本書の第二部ともいうべき、これらの問題や論争の検討へ進むのである。

第五章は組織の問題として、管理委員会と集権化・分権化の問題について論じたものである。市有化とは異なり、国有化は全国的規模での統一をはかるうとすることより生ずる組織の巨大化、その組織内部で完全な権力を有する管理委員会の重要性を指摘したのち、著者は管理委員会の各産業共通の主な標準的慣行として、つきの五つをあげている。(一)ボードの委員は互選ではなく、大臣によつて任命され、これが政府統制の主要なルートとなっている。(二)委員となるたまには、若干の法的資格を満たし、欠格事項にふれないことが必要である。(三)ボードの外部者が特定人を委員に推薦する正式の権利はない。(四)委員の任期は通常五年、再任は可能であるが、大臣には罷免権がある。(五)産業の外部から委員を入れることは可能であり、また、非常勤の委員も多い。さらに彼は、委員の任期や給与、機能ボードか政策ボードかという委員会の役割など、議論の多い問題についても論及している。

集権化・分権化の問題は、中央当局の統制範囲の問題として、こ

する質問、下院における専門的な特別委員会の設置の三つをあげ、詳しく述べて説明している。

さらに、消費者との関係も公衆に対する責任の一局面とみなすのが合理的であるとして、各産業における消費者委員会についてのべている。消費者保護のために各産業に強制的に設けられたこの制度が余り効果的でないことに対し、多くの批判があるとして、つきの三つをあげている。(一)公社と消費者委員会との関係は、過度に密接で穩便であった。(二)委員会の存在自体が広く知られておらず、機構の複雑さが消費者を遠ざけている。(三)委員会は資金、職員、知識の面で弱体であるため、ボードの専門家と対抗しえない。しかし根本問題は、委員は大臣の任命によるために、委員会は大衆との関係を開拓せねばならなかつたことにあるとしている。

かような統制と責任の発達は、公社の自律性の低下と崩壊に導くのではないかとの危惧に対しても、著者は公社概念の正当性と公社の存続とを主張している(一四一—一二頁)。

第七章で著者は、国有産業の活動の窮屈の目的は何かという問題に答えることによって、公企業の經營原則、より端的にいえば、国有企業の赤字経営の正当化の根拠を追求せんとする。そのため、国有化論者の主張を一瞥し、労働党の見解をその具体化したる国有化法の中に探り、国有産業の価格政策をとりあげて、その政治的な価格決定のメカニズムを分析する。そして、電力供給に関する一九五六年のハーバート委員会の報告の見解、すなわち、「(国有)産業はまず第一に経済的な基準(タイプイの言葉では、経済的基準ではなく商業的基準に相当する)によって判断される」(一五〇頁)との主

張に基づいて、問題の商業的な解決法を求めるとする。しかし、國有産業の場合は(1)社会的費用社会全体に対するコスト)、(2)より広範な社会的、または政治的な諸価値、(3)国民経済、(4)長期間、などの配慮という、商業的利益と矛盾する要因のために、商業ベース、したがって商業基準の採用は困難となる。そこで、彼は公社の目的について、より積極的なものとして、国民経済的な接近を試みるが、この経済的目的をいかに広義に定義しても万能の答えでないことを知る。

かくて第一に、最も単純な政策基準は厳格な商業テスト (strict commercial test) であるが、第二に、若干の場合には cost-benefit analysis によって(1)を体现した経済基準 (economic criterion) を代替するものが望ましく、さらに第三に(2)と(3)も重要性は減じたが無視しえない) を考慮する際には、单一の公式ではあるゆる場合に妥当しえなくなるから、「すべての社会的費用を含み、他の考慮によって何度も修正された経済的諸目的に対する一般的配慮」 (general regard for economic ends) (1)七七頁) が最良の有効な目的となるだろうと結論している。結局、国有産業の政策は、産業の影響力が大であるために、各種の人々の理想を尊重することが必要となるのである。彼は自らの結論を、きわめて特異なものでないかもしれないといっているが、本章における問題の展開は、他の章に比してはるかに著者の独自性に富んでおり、最も魅力的な個所の一つであったと思われるるのである。

第八章では、第二次大戦前ににおける公的所有の政治論争を扱った第二章の延長として、戦後におけるそれを考察している。著者はこ

こでさまざまな立場からの公的所有の主張を紹介するが、その際も終始一貫して客観的中正の立場に立っている。

はじめに、労働党の国有化政策については、議会民主主義の方法と漸進主義にその特色を見出している。一九五五年以後は修正論者 (revisionists) と正統派 (fundamentalists) の分裂が生じ、前者の優勢の下に、(1)公的所有の方法の多様化、(2)党的政策における公的所有政策の地位の格下げという、この問題の接近方法上重大な修正が生じ、さらに第四条削除の提案にまで進展し、再び鉄鋼再国

有化への出発に戻った経緯が説明されている。つづいて、保守党的態度、自由党的態度、産業界の態度とそれを代表する F.B.I. の主張、左翼の見解をあらわすものとしてハロルド・ラスキー (Harold Lasky) の論文に論及している。

最後に、産業所有を改革する他の可能な方法として、公的機関による「より広範な株式所有」「従業員持株制度」、西ドイツの共同決定法に相当する自由党の「共同所有」の考え方、フェビアン協会のパンフレットの「会社の社会化」「民主的な企業」の構想などをあげている。そして、これまでの如く二者択一の問題として国有化を論議するのではなく、「多様な産業所有方法の採用のために、多様な経済制度をとることが望ましい」(1)〇三頁) と結んでいる。

(1) 以上の点については、遠山嘉博「イギリス労働党の国有化政策の史的展開」(『経済学論究』第一八卷第四号、昭和四〇年) を参照のこと。
(2) 前掲拙稿一六頁、一一〇頁、その他参照。
(3) この問題は、遠山嘉博「国有化の補償問題」(『追手門経済

- 論集』第二卷第一号、昭和四二年) でとりあげられている。
(4) 遠山嘉博「産業民主主義と国有化に関する一考察」(『経済学論究』第一九卷第四号、昭和四一年) で詳述した。
(5) これについては、遠山嘉博「国有化産業における消費者民主制」(『追手門経済論集』第一卷第一号、昭和四一年) で検討した。
(6) 労働党の国有化政策に対するこの新しい接近方法を、筆者ははじめて「反省期の国有化政策」と名づけて分析した。これについては註(1)の拙稿および遠山嘉博「一九五一年以後の労働党の産業国有化政策」(『フェビアン研究』第一五卷第一号、昭和三九年) を参照のこと。

四 む す び

以上が本書の概略であるが、最後に、本書全体に対する所見をのべておこう。

著者は本書を国有化問題研究の「入門書」であるといつたが、これはむしろ著者の謙遜であり、決して單なる入門書ではない。複雑多岐な国有化問題を、精粗の差はあれ、ほとんどすべて網羅している内容の豊富さ、しかも、同じく政治、行政的立場からこの問題をとりあげた同系統の書物であるロブソンの「国有化産業と公的所有」(William A. Robson, *Nationalized Industry and Public Ownership*, 1960) が五四〇頁をこえる大著であるのに比して、僅か一〇〇頁そこそこのコンパクトな形にまとめて書いた叙述の簡潔さと要領のよさ、本書を貫く「事実の客観的な、公正な叙述」という基本的態度など、

入門書としての価値を高める長所をもっている。それと同時に入門書と称するにもかかわらず、その内容はきわめて示唆的であり、重要なかつ興味深い問題提起に富んでいる。また、政治、行政的立場からの分析は、国有産業の総体的把握には非常に効果的であり、さらには「国有という地位」のもつ重要性について、われわれ経済学者の理解と認識とを深めさせた功績は大きい。
しかし、以上の長所は、反面において、それなりの限界ともなってしまうという問題回避の傾向を生ずるきらいがないとはいえない。しかし、これらの欠陥は本書の性格上止むをえないものであつて、著者も序文でのべているように、独立した別個の研究によらねばならないものであるというのがむしろ妥当であろう。
著者は国有化問題を客観的かつ公正な立場から論じたという。しかし、筆者の感じでは、著者が国有化問題を発展的な方向においてしまって、という問題回避の傾向を生ずるきらいがないとはいえない。しかし、これらの欠陥は本書の性格上止むをえないものであつて、著者も序文でのべているように、独立した別個の研究によらねばならないものであるというのがむしろ妥当であろう。

著者は国有化問題を客観的かつ公正な立場から論じたという。しかし、筆者の感じでは、著者が国有化問題を発展的な方向においてしまって、という問題回避の傾向を生ずるきらいがないとはいえない。しかし、これらの欠陥は本書の性格上止むをえないものであつて、著者も序文でのべているように、独立した別個の研究によらねばならないものであるというのがむしろ妥当であろう。

著者は国有化問題を客観的かつ公正な立場から論じたという。しかし、筆者の感じでは、著者が国有化問題を発展的な方向においてしまって、という問題回避の傾向を生ずるきらいがないとはいえない。しかし、これらの欠陥は本書の性格上止むをえないものであつて、著者も序文でのべているように、独立した別個の研究によらねばならないものであるというのがむしろ妥当であろう。

地といった広い視野に立っていることにあると思われる。

最後に、専門的研究者の立場からみて、イギリスにおけるこれまでの国有化研究の諸成果を現時点でまとめあげたという点において、本書はこの分野における貴重な存在といわねばならない。なお、巻末における参考文献の要を得た紹介と解説とは、一層の研究の手がかりとして、ここに紹介しておく価値ありと認めるものであるが、

紙数の都合上、この点の指摘のみにとどめておく。

(一九六七年一月十五日)

「資本に関する考察」

事
藤
<中村学園大学>

Israel M. Kirzner "An Essay on Capital," New York, 1966, pp. 147.

序文において、著者は本書の意図について、「現代資本主義社会における経済成長の理論の多くが、資本の概念に依拠している点に

資産と見なし、Haavelmo は、有形資産のみならず、生産過程中に存在する、有形資産以外のものをも資本財と考える。それ故に、彼は、資本財の耐久性を問題とする。短期においては、生産過程において、資本が投入される状態と、生産物が生産される状態を、同時に知り得る。

多期間においては、任意に切りとられた期間の幅は、計画全体の一部であって、生産過程は資本財の存在を求めていたが、資本財は、維持費、使用費、年間生産高を考慮に入れて、その作業生命を予測して手に入れられるのであって、その期間に起る経済的事態は、計画全体に統合されて行くものである。

第二節 省略。

第三節 資本財は、二種類の市況を含んでいる。即ち、一方において資本財は既知量であって、漸次変化するものと考えられ、供給曲線は非弾力的である。他方、時間経過とともに、新資本財が生産され、既存の資本財は消費し尽される。即ち、貯蓄と考えられる資本財に市場勢力が作用すると共に、新資本財に作用する市場勢力が存在している。

この二つの市場勢力の相互作用を考察することによって、我々は、資本財の蓄積、及び、価格決定過程を知り得る。

第四節 Hayek は、資本財を永久的資源と見なさない。Lachman は、資本財に消費されない資源をも含ませる。Haavelmo は、資本財の投入に関して、価値減率を考慮に入れる。

しかし、価値減率がわずかでしかない生産過程が多く存在していることは、新生産物が、技術的に、資本財を媒介としているにし

かんがみ、資本理論を根本的に支えている諸問題を解明することによつて、経済成長の研究に従事する諸学者の一助となりたい」と述べている。以下、本書の内容を、その構成にしたがつて簡潔に説明してゆこう。

II

第一章「未完の計画」では、著者は、生産活動の基礎となるべき生産計画を、多期間計画とみなし、生産活動を、多期間計画の実現に一步踏み出す以前の段階、多期間計画が最初の予定通りに完成した後の段階、多期間計画がまだ完成されない、いわば、中間的な段階、の以上、三つの段階から考察している。

ついで著者は、資本理論が必要とされる局面を、一、現在の事態がどのようにして生まれたかを説明する理論が必要とされる時。

二、一定の時点のあとで役に立つ有形資産の特別の配列を説明する理論が必要の時。

三、特殊な型をした生産設備、有効なる種々の財の耐久度、種々の中間生成物の示す完成度を説明する理論が必要の時。

四、一定の時点のあとにつづいて起る出来事の経過を説明する必要のある時。

の、以上四点であるとしている。

III

第二章「貯量と流量」

第一節、Smith は、資本財は、生産にさいして必要とされる有形

要素を含んでゐるとし、最適なる生産要因の結合は、*isocost line* と *isoquant map* を比較する操作のもとで、生産関数の中に見い出されるとする。しかも、生産関係は、多期間計画に適合せる時間的組織の内部で構成されなければならないとする。

しかし、現実には、適切なる生産要因の結合は、生産者が多期間計画のもとで、生産要因の結合を、隨時変化させ得る時のみ実現出来るのである。

第五節 Hicks は、一定の時間経過を伴う生産過程にもとづく生産関数を構成せんとし、一定期間の終りに、貯量資本の一部が残り、期間の始めに貯量資本が完全に存在していることに注目する。そして彼は、流動資本投入、貯量資本投入、流動資本生産、貯量資本生産が一定の技術的関係のもとで、生産関数を構成するという。Hicks の生産関数は、時間経過を考慮を入れる点において、Smith や Enke は、資本財の存在費用は、時間的価値漸減をぐらう要素を含んでゐるとし、最適なる生産要因の結合は、*isocost line* と *isoquant map* を比較する操作のもとで、生産関数の中に見い出されるとする。しかも、生産関係は、多期間計画に適合せる時間的組織の内部で構成されなければならないとする。

Hicks の生産関数は、時間経過を考慮を入れる点において、Smith や Enke は、資本財の存在費用は、時間的価値漸減をぐらう要素を含んでゐるとし、最適なる生産要因の結合は、*isocost line* と *isoquant map* を比較する操作のもとで、生産関数の中に見い出されるとする。しかも、生産関係は、多期間計画に適合せる時間的組織の内部で構成されなければならないとする。

第六節 Knight は、経済生活において消費されるものは用役であり、生産は用役を提供するところに意義があるとする。彼は、資本財を用役の源と考える。この点において、資本財は共通の要素を持つ。更に、彼は、生産手段の価値を、それが生産する用役の収益によって測定出来るとする。又、完全なる資本市場においては、い

かかる時間形態のもとで、全ての用役の流量は、均衡的割引率によつて永続的な流量と交換される結果、生産手段は、特殊な永続的用役の生産をうながす具体的な力を附されてゐるとする。

第七節 いでは、資本の耐久性が考慮されている。Smith や Haavelmo は、一定の生産手段をとりあげ、一定の短い期間と、一定の生産過程のもとで投入された生産手段は、何ら価値を変化しないと考えた。

Knight は、生産手段に含まれる抽象的な資本を考える。かかる Knight の見解は、Hayek や Fraser によって、神祕主義的として批判されるが、著者は肯定的である。

第八節 Knight の見解に対する批判として Hayek の見解が示されている。Hayek は、「投資は、限定された所得流量しか生み出さないのであり、この流量は、消費の機会が現在、大で、将来、小である時のみ無数の決定によつて永久的な所得流量となるのである」Knight のように、「永久的な所得流量をいきなり考察することは誤りである」とする。

著者は、ここで、Knight の見解を再検討する。経済プロセスのもとで、資本の役割を研究する場合、多期間計画を分析しなければならない。しかるに、Knight は、将来の生産プロセスが完全に現在の事態によつて決定されているとするので、一定の生産水準のもとで、多期間計画を含まない局面に存在する資本理論の本質的要素を知るに過ぎない。

それゆえ、Knight の理論を意味あらしめるためには、適切なる計画の完成が要求されるが、それは実現不可能であるために、彼の

理論は無意味となる。

第九節 資本を永久的な用役の生産の源とする Knight の觀点を検討するために、Hicks と Hayek の所得の定義が示されている。

彼等は、一定期間の総生産物のうち、消費される部分と、生産過程へ投入される部分とを分離する一つの基準を求める。

総生産物の一部は、価値漸減した設備を始めの価値まで復帰される部分であり、資本の価値が漸減しないためには、総生産物と純生産物との差の部分が消費されないことが必要である。しかし、このためには、自然の経済尺度が存在しなければならぬ。Hayek は連続する時間のもとで、嗜好 (taste) の同一性を描くことが必要であるとする。しかし、異なる時間のもとで、効用を比較することは、絶対的な基準にもとづいてのみ実現出来ることであつて、今日、効用の比較は経済分析の範囲外の仕事である。それ故に、Hayek の見解は、個人の任意性にゆだねられて始めて意味を持つに過ぎない。

四

第三章 「資本と待忍」

第一節 異なつた個人の多期間計画が一致する時、時間を横切る交換が成立する。

この場合、時間消費的生産過程は、最終の計画設定のさい、修正可能な機会を与える型を持っていると考え得る。この前提のもとで、待忍の役割が考慮される。多期間計画の決定がなされる時、待忍はあらかじめ考慮に入れられる。期待が可能な生産計画のもとで約束される生産の期待は、部分的には、生産物が獲得されるまでに経過

すべき時間の長さによつて測定される。計画全体のうちで、比較的後の段階が、計画全体の最初の段階で知られ得る場合、資本財を生産するために最初に持たれた待忍は、計画全体の比較的後の段階に持たれるべき待忍を、短縮することを可能にする。労働の配分に基礎をおく市場システムにおいて、資本財が消費財の生産者によって購買される場合、資本財に対して支払われる価格は、二種類の待忍を反映する傾向がある。

一方において、価格は、資本財生産者によつて持たれる全ての待忍費用を償うに足るだけ高くなる傾向があり、他方において、その資本財の価格は、消費財生産者が生産決定をするにさいし、彼によつて考慮される必要のある期待される待忍を、その資本財が短縮する能力があることを反映して、生産上の有用性の限界まで引き上げられる傾向がある。

従観的経済においては、待忍は必要ではないが、近年、Clark や Knight あるいは、装いを新にしたオーストリア学派の研究方法の中に、資本との関連のもとで、待忍の意義を評価する傾向がある点にかんがみ、著者は、以下の節において、生産の理論をとりあげ、待忍の意味を解明せんとする。

第二節 Knight の見解にあつては、投入と产出との間に存在するタイム・ラッギングはいかなる経済的意味もないであつて、技術的に見て、生産過程がいかなる時間形態のもとで進められても、経済学者にとって、その形態は、生産にさしいしてそれぞれの段階から生産物が即時的に生まれる形態である。

それ故に、最終生産物の中にのみ生産活動の結果を見ることは不

必要であり、全ての生産活動は即時的な結果を持つてゐる。

かくして、Knight は、生産を次のようく定義する。即ち、「均衡条件のもとでは、生産と消費は同時的である。」また、「均衡のとれた作業のもと、変るところのない消費用役、満足の流量を生み出すことである。」と。

第三節 著者によると、Knight が無視する、タイム・ラッギングは、過去に関するものであつて、将来の産出高の待忍を期待することは必要であり、そのため予測的なタイム・ラッギングを考えることは必要であるという。

第四節 本節において著者は、Dorfman の生産期間の概念を説明し、更に、待忍について考察を進める。Dorfman の湯ぶねの定理とは、「一定の水量が維持されているタンクの中の水の滞留平均期間は、流率によつて分配される一定の水量に等しい。」である。

仮に、タンクの中の水量を K とし、タンクの中へ（あるいはタンクの中から）流れの流量を I とし、水がタンク内に滞留する平均期間を T とすれば、 $T = \frac{K}{I}$ となる。

ここで、 K を資本のストック、 I を投資水準、 T を平均投資期間とすると、上述した湯ぶねの定理は、静態経済のもとでの資本主義生産に直接適用されるのである。事実、Dorfman は湯ぶねの定理を、労働と機械が投入され、消費財が生産される生産過程と、機械が生産される生産過程とに適用させるのである。

そして彼は、Knight が現存する資本財は迂回生産過程によって生産されたものであるから生産期間は定義され得ないとする主張に対し実際に、生産期間を計算することによつて反論を加える。更に、

彼は、静態経済において、資本ストック、実質賃銀、労働力の大きさ、平均生産期間、などについて、Böhm-Bawerkの関係を發展させる。即ち、資本ストック、実質賃銀、労働力の大きさ、が与えられると、平均生産期間は、 $T = \frac{N}{K}$ によって与えられる。

この場合、Nは労働力の大きさ、Wは実質賃銀である。Dorfmanの湯ふねの理論は、一定の投入高が未完成の生産物の形態で、その間固定される状態のもとで平均生産期間を求めるものであつて、

Bawerkが、生産期間を一定の資本ストックが現在と将来、収益を生む日時との間に存在するタイム・ラッピングを測定するものと考えたのとは明かに異なつてゐる。

又いへば、Dorfmanは、資本主義生産過程から期待を除くが、Bawerkにおいては、平均生産期間に期待が必要である。

今、 $T = \frac{K}{Nw}$ なる式において、仮にWが上昇し、その結果、Tが下落するならば、Bawerkにとってのものは、近い将来、生活必需品に対する消費の必要度がより切迫していることを示している。一方、Dorfmanは、仮に資本ストックによって与えられる消費財の流量が比較的大きい率であり、ストックの量が一定であれば、投入高がストックの状態である平均期間がそれだけ短縮されるという事実を示しているのであり、こうしたDorfmanの見解を著者は認めるのである。

第五節 本節は、第三章の核心ともいうべき節である。著者は資本の機能を三つの点から説明している。

(a) "凝結した待忍"としての資本 Böhm-Bawerkは、資本を、過去における待忍のストックと見な

なる。

かかる観点よりすれば、投資された物がいかなる程度まで発展するとしても、基金が完全な状態で維持されるという意味において、かかる抽象的基金は永久的な存在を持っていると考えることが出来るであろう。

事実、この見解は充分具体性を与えるのであって、個人が考える生産過程の期間は、近い将来、生産物を産出する基金に人が及ぼすことの出来る支配力に依存しているのである。

以上の事実より我々は、待忍の基金という資本概念は、資本主義生産過程の理論には意味を持たないとしても、充分、実践的意味は持つているものと考えられる。

(c) 待忍期間を短縮する手段としての資本

資本財を最終消費財が現われる以前に必要とされる待忍期間を短縮する機能を持つた道具と考える時、資本と待忍との間に更に新しい関係が生まれる。Böhm-Bawerkは資本主義生産におけるかかる一面を強調しなかつた。

又、従来、経済学者は迂回生産過程は常に最終目標に対しての最短距離を表しているという事実を見落していた。

今、資本財に、上述した機能を持つ道具として新たな地位を与える理由は、資本主義生産における目的的算定、時間的効率を強調するためである。勿論、資本を所有する結果、目標達成までの期間が短縮されると論することは、資本財の使用はただ単に生産を増大する手段にしか過ぎない、という批判を生み出すことにもなり、生産増大を実現し得る全ての資源用役を統制することは、生産者をして最大

終目標により接近せしめ得るか否かという問題を提示することにもなる。この問題はいかに答えるか。

我々は、資本財が多期間計画決定者によって、過去において開始された未完成の計画を示していることを知っている。多期間計画において最初に具体化されているタイム・ラッピングは、目標とする最終生産物と、最有効なる生産計画を得ることの出来る事態を確保するために必要とされる最短の待忍期間であった。仮にこの計画が、最初計画された通りに完成に向うことが出来るとすれば、その計画の最終段階を通じての待忍期間が、多期間計画全体にわたって最初具体化されたタイム・ラッピングよりも短かい場合かかる事実は、その計画の比較的初期の時間消費的段階が既に完成したことの結果であるに過ぎない。そして、資本財が待忍期間を短縮するのはまさにこの場合である。計画の最終段階だけを考えれば資本財のかかる役割は意義を失うであろう。しかし、統一された生産計画として多期間計画が存在する時、資本財はその意義を持つのであって、こうした観点から、多期間計画の要求する中間的な道具が多期間計画の比較的初期の完成した計画の段階を示していると考えることを意味あらしめるのである。

第六節 本節において、待忍を生産要因と見なすべきか、否か、という点を考察している。

Böhm-Bawerkは生産要因として労働と自然をあげる。彼にあつては、資本は生産要因ではなく、自然と労働によって作り出される中間生産物であるに過ぎない。最終生産物の価値は全て自然と労働なる生産要因に帰すことが出来る。かかる見解が、Bawerkをして、

していふが、Hayekにおいては過去は過去であって、一定の資本財をもつて開始される生産の理論化においては、資本財の生成については何等注意を払う必要がないのである。ともかくも、Bawerkにかぎらず、オーストリア学派は、無時間的世界で資本と資本主義生産を考えることを否定する。

彼等の立場からすれば、多期間計画決定者は資本財の使用を期待すると同時に、最終消費財を期待するであろう。しかし、資本財を作り出す決定がなされた日から、この方法で将来を期待するということは経済分析において意味を持たない。つまり、貯えられた、土地、労働、待忍を参照したところで、何等それらは経済的事情の説明には意味を持たないのである。待忍を資本財生産の凝結した生産要因の一つとして含むことの妥当性は全て、待忍を資本主義生産過程における生産要因と考えか否かという見解に依存する。

(b) "潜在的待忍の貯えり"としての資本 Böhm-Bawerkが、資本を投入日と生産日との間に存在する時間的ギャップを埋め合わせる生活基金と述べたことから、社会における生産過程の長さは、この生活基金の大きさによって決定されると云える。資本財は、社会がより迂回的な生産方法によつて優れた生産性を確保するため、一定期間待忍することを可能ならしめる。

この考えは、資本財が消費財のストックから成り立ち、しかも一定の消費財の型が仮定され得るのみ認められ得るのであって、現実世界においては、一定の資本財のストックは、異なる大きさと時間型を持った多くの選択可能な生産の流れを現しているゆえに、資本を待忍の基金とする、資本は均質の基金と考えられるように

利子に関する生産力説に反対を唱えさせ、資本が消費の削減、あるいは、貯蓄なしには存在し得ないと考えさせたのであった。

生産と貯蓄は、資本形成にあたって共に重要な条件となる故に、貯蓄、待忍が、自然、労働並んで、蓄積された資本財の生産性に関する独立の要因として認められるか否かという問題が生まれる。

時間消費的生産過程に依存する、Böhm-Bawerk の生産システムを強調する、彼の追随者達は、待忍、時間を生産要因と考える傾向があつた。しかし、Bawerk 自身は待忍を生産要因と見なすことを拒否した。彼において、貯蓄の機能は作業の一部を完成する性質の中にあるのではなく、自然、と労働が、生産要因として資本財生産に向い、消費財生産に向わないようにするところにある。又、Haave-Ino は時間をば、能動的な生産活動を生み出すか、投入資本を生産物にまで転化させる媒介物として役割を果すか、いずれか一方の存在と解釈する。

Fraser は生産過程の受動的状況を生産要因として考える。(受動的状況の中には待忍が含まれている。)

Hayek は、異なる生産ライン間に、選択可能な方法で、一定の時間量が分配されない故に、又、使用される時間の総量は同じである。故に、時間は生産要因としては取り扱われ得ないと云っている。

このように、異なった意見が存在する原因は、生産関数について二つの見解が存在することによる。即ち、一つは、生産関数を絶対的なものと見なす場合であり、生産関数が単に一組の技術的関係を示すものと考える場合である。更にもう一つは、生産関数を技術に

よる選択可能な機会を示すものと考える場合である。著者は、第一の見解をとる。

なぜなら、第一の見解に立てば、生産過程の時間的尺度を知つている人も、時間、待忍を生産要因と見なさざるを得ないが、第二の見解に立てば、能動的要因にせよ、受動的要因にせよ、時間的経過あるいは待忍は、ただ自然と労働によって開始される資本主義生産過程の生産物の出現に先行するものであるに過ぎない。しかし、生産関数を経済的観点から見る時、即ち、投入高と産出を選択可能な生産計画の成分と考える時、生産関数は選択的な多期間計画を含むことになり、個々の計画は、採用される以前に時間的観点から考えられることになる。

穀物生産例にとると、第一の計画は、計画決定者が土地と労働の一定量を投資すれば、将来の特定の日に一定量の穀物を生産することが考えられ、第二の計画は、異なる生産過程を踏まえながら同量の土地と労働を投資すれば、それよりも近い将来、第一の計画によるよりも小量の穀物量を生産することが考えられる。将来の穀物が投資によって約束される効用を制限する存在となる時、待忍な立案の段階においては、当然含ますべきものであり、しかも確定的な要素として含ますべきものである。即ち、計画者が、将来、生産物を獲得する日附を知れば、又、その日附における穀物の価値を現

在の価値基準から比較出来るとすれば、彼は第一計画にもとづく生

産過程に労働と土地を投資すべきである。

かかる意味において、Bohm-Bawerk が貯蓄決定を生産過程に投入高を追加せんとする決定ではなくて、直接的目標達成よりもむしろ、将来の目標に向う過程に導く決定であると指摘したことは充分なる理由を持っている。それ故に、又、次の事実が指摘され得る。

(a) 生産にさいし、時間消費的生産過程が予測的にしか分らない場合、予測的な将来の生産物に対する現在の希望にもとづいて、投入高を時間選択の効果に適切なる関心を払うことによって、投入高を論ずる時には待忍を無視し、必要のある場合、待忍の意味に注目することが出来よう。

(b) 生産にさいし、時間消費的生産過程が確定的に分る場合、待忍を投入高の一つとなるが、著者は、より大きい待忍は、より大きい生産性を意味すると仮定することはかならずしも必要ではないとする。

即ち、計画決定者は、比較的遠い将来に約束される生産物によっては保証されない、近い将来の満足を犠牲にすることは反対する傾向がある。又、資源をますます意のままに出来るようになり、それまで払っていた犠牲を払う必要がなくなれば、それまで待忍期間が長いのに反対されていた高生産性を充分利用することが出来るこどものなると著者は云う。

第四章「資本の尺度」

第一節 一定の日付を持つ市場経済において、各個人が一定の資本財のストックを所有しているとすると、このストックは、選択可能な将来の生産過程にさまざまな形で貢献することが出来るものであり、過去における生産と消費の決定の結果作り出されたものである。それ故、このストックを手に入れるためにはある犠牲が払われているに違いない。

それ故、資本尺度を問題にする場合、前方的観点に立つ尺度と、

後方的観点に立つ尺度の、この二点を問題にする必要があるとする。

第二節 著者は、最初に物理的な物の集積と考えられる資本財の尺度を差見せんとする。今、仮に、ストックが現在の状態にまで来たた歴史に無関心であるならば、又ストックが果すことの出来る将来の生産物への貢献に無関心であるならば、資本の尺度には、経済的利益はほとんど存在しない。仮に、物理的な物の中に含まれる既知の利益が、将来の生産にさいして果す決定において、こうした物質的尺度を使用することを意味あるものとするとしても、その有効性を認めるることは困難である。なぜなら、資本財ストックを構成する種々の物理的要素の不等質性が、尺度の設定に明かに妨げとなるのみならず、資本主義生産過程における、決定遂行の分析において、意味ある役割を演じないからである。

生産者が、資源用役から選択をして実現する生産資源の結合は、全て、それぞれの資本設備の持っている特徴に決定的に依存するためである。それ故に、一定の不等質の資本財ストックを等質のものとして取り扱うことは、種々の要素の間に存在する相違を隠すこと

によつてしか実現されない。

ところで、後方的観点、又は、前方的観点に立つ資本尺度を問題にする時、我々は、過去に採用された多期間計画の比較的初めの段階が、後の段階で全然修正されない状況を設定しなければならぬかかる状況のもとにおいては、過去の犠牲の尺度は、資本財の利用によつて不必要なものとなる。

又、現存する資本財ストックを、最も効果的に利用すれば、生産されることが確定している生産的用役の流量の大きさは、財貨が作り出されるために予測される生産的貢献の尺度となる。

最後に著者は、資本理論が問題としなければならない場合は、資本ストックの、前方的観点に立つ尺度が、後方的観点に立つ尺度にあてはまらない場合であつて、我々は、資本財の量的概念を問題にする時、資本財生産のために費された過去の犠牲と、資本財が将来、生産者にもたらす生産的貢献と共に述べなければならないとし、後方的観点に立つ資本尺度、及び、前方的観点に立つ資本尺度、について考察を進めて行く。

第三節 著者は、クルーソーの例をあげて、後方的観点に立つ資本の尺度を論ずる。

クルーソーが財産獲得のために、過去において払った犠牲の総計は、確に資本財の尺度を示しているである。しかし、ここに犠牲の質的相違が存在しているのである。我々は等質の場合と異質の場合を分けて考えることが必要である。又、異質性は、資本財ストックを過去の犠牲によつて測定する故に問題としなければならないのである。

ところで、市場価格は、資本財の生産的有用性に関する現在の期待を反映しているのであり、この期待は、資本財が生産された時代に考えられた期待とは全く異なる。

我々の考えは、現存する資本財のストックを生産するために、過去においてついやされた資本投入高の市場価値を合計することであり、適切なる利子率と時間とをもつて、複利を生ぜしむることである。

かかる、資本ストックの費用算定方法によつて、種々なる投入方法の中に含まれる異なつた種類の代替的要素によつて生まれた不等質の問題は、貨幣的価値によつて等質的表現を与えられ、時間を異にして払われた犠牲を比較することを可能ならしめるよう見える。

かくして、我々は、過去の日々に、資本が投入にあたられる代りに、その時の貨幣で測られた市場価値で、現在まで継続する一定の利子率によつて貸出されるならば、今日、所有していたであろう貨幣額を知ることが出来る。しかし、この額は、異なつた過去の日々にかかる費用をその日々の貨幣価値で測つたが故に、その額自身では現存資本財のストックに含まれる全犠牲を測る尺度とはならぬのである。要するに、個人が資本ストックに含まれている犠牲量を市場価値を使用して測定する時、クルーソーの経済において見られた不等質性の問題がいぜんとして残ると著者は結論するのである。

第四節 前方的観点に立つ資本尺度の理論的根拠は、比較的大きい資本財のストックは、比較的小さなストックよりも、将来の生産にあたつて、それだけ大なる貢献を果すに違ひないという概念によつて与えられる。

ところで、過去の犠牲が、均一的性質を持たないのは一般に次の二つの理由による。

即ち、一、過去の投入高に含まれている犠牲は、一般に異なつた種類のものである。

種類の異なる資本財のストックに含まれる過去の犠牲の量を、全く同種財貨のそれとして比較することは異論がないとしても、時期を異にして生産された産出物が相互に全く異種的なものであるような事態が起る。

この異種性を隠すとしても、そのためには物価指数の問題の解決が要求される。

第二に、資本主義生産においては、資本投入について、時点的投入と、継続的投入が考えられる。仮に、継続的投入を考えると、我々は、資本財を、異なつた日付でなされた一連の諸決定に還元し得る。それ故に、互いに、過去の異なる日に価値を生むからである。かくして著者は、市場経済へと論を発展させる。著者は市場経済において、資本財相互に存在する不等質性の問題を解決するために市場価格を使用せんとする。

ところで、前方的観点に立つ資本尺度を求めるにあたつて二つの問題が存在する。

即ち、(1) 資本財ストックが、互いに異なる将来の期間を通じて果すことの出来る生産にさいしての貢献の全てを、单一の量に統合する問題が存在する。

(2) 資本財ストックが将来の生産に使用され得る時、代替的方法が使用され得るという問題が存在する。

明かに、第二の問題が、現実において困難を生み出すのである。その理由は、(2) 資本財の持つ融通性。(3) 資本財と他の投入物との間における交換の可能性、この二つによる。

それ故、我々が目的を達成するためには、第一に、ある一つの資本財が、数種の産出物の生産に使用される故に、資本ストックが貢献することが出来ると考えられる特殊の生産物を指定することが要求される。

第二に、多数の生産物を生産するにあたつて、他の投入物の額に応じて、資本の量に大小があるので、又、将来の産出高は、投入物の割合に敏感に依存している故に、我々が資本財の生産的貢献について語る時、資本の強度に注意を払うことが必要である。

著者によれば、こうした問題が解決されれば、前方的観点に立つ資本財の尺度は測定可能である。即ち、個人が資本財を売買する場合、あるいは、売買を中止する場合、常に、資本財をその時の市場価格で測定出来るのであり、人が資本財のために支払う最高価格は、その資本財が生産過程に投入された結果、将来生産される産出物量の価値に対する現在の評価に依存する。又、資本財が生産され、売

却されるという事実は、個人が資本財の生産的有効性を、他の生産資源の有効性、又、消費財の量と比較することが出来るという証拠でもある。このことは、資本財が市場価値によつて測定されることを示しているであろうか。著者の答えは、中半、否定的である。

即ち、前方的觀点に立つ資本財尺度は、個人が、資本財の生産的利用化の計画をたてる 것을前提としており、その計画は、異種な生産物と、異質な附加投入物の将来の価格に対する個人の期待に依存している結果、かかる尺度は著しく個人主義的であり、主觀的な期待に依存することになる。それ故にまた、資本財の市場価格は、かかる期待にもとづいて、市場における他の個人に対して、資本量を示しているのであるが、均衡状況が欠けると、市場価格は充分に、市場参加者の期待を表現するという保証はない。たゞ、均衡状況のもとにあっても、市場価格が基礎をおく期待の分け前に、個人が正当にあずかる保証もない。ただ、第三者の立場にある外部の觀察者にとって、市場価格は、彼が市場が特殊の資本財に帰すべき資本量を知らうとする時、確実な情報を与えるものと考えられる。

第五節 著者は、資本財に含まれる犠牲についての量的概念の処理につきまとう困難性を一時無視し、異なる個人の過去の犠牲が、単一の量に合計出来ると仮定する。

合計された犠牲量は、資本ストックの大きさの証明となるであろう。著者の答えは否定的である。前方的觀点に立つ資本財の尺度を求めるにさいしての事情はいかなるものであろうか。前方的觀点に立つ資本財を測定することは、資本ストックの有用性を予測的備は、統一的な計画の一部分に組み込まれており、果すべき役割は定まっており、代替不可能である。しかし、市場經濟においては、こうした資本ストックの状態は、均衡状況以外には考えられないのであつて、市場經濟の機能の本質が、相互にかみ合わない個々の計画をより大きな、相互に同等な状態にすることであることを考へると、資本の概念を統一するためには、現実の世界において犯される条件を仮定することが必要であると考える。

六

第五章「文献に見られる資本尺度の問題」

第一節 著者は、J.B.Clarkが資本ストックを、生产能力を持つ同質的基金として、その価値を測定することと、ある特別の時点において具體化される異質的な資本財として物理的に記述することを区別していることを指摘する。Bohm-Bawerkは、資本の基金概念に反対し、資本ストックを価値として測定することの可能性は、測定されるものが具体的な資本財としてはともかくも、抽象的な量を測定する理由はないと考える。又、Knightは、あいまいな資本の概念を、物と考え、適切なる資本の概念を、資金として考えること

に表現することである。このことは、生産者が一定の計画をたてるることを予測している。

それ故に、各個人が所有する資本ストックの尺度を一括することは、ある程度まで相互に矛盾している計画を結合することになる。

明かに、かかる操作を経る資本の尺度は、ある一定の生産計画に決定的に依存しているのであり、生産計画から独立に存在する生産

の尺度とは異なるのである。

生産の尺度を問題にする場合、即ち、生産物の合計を測定せんとする場合、かならずしも相互に一致しない計画について、考察を加える必要はない。しかし、著者は、資本財の予測的な有効性を問題にする限り、Kuznetsが個人の所有する資本財を一括して考えることを、否定する。即ち、生産過程を作り上げている諸決定のわく内で資本の性質を理解することが必要であるとし、著者は一つの問題を提出する。即ち、「労働時間、及び、労働力を含む資本量の大きさを比較することによって、A国とのB国に対する労働生産性の優秀性を証明することは意味があるだろうか」と。

この問題の解決のために、権力集中的な統制經濟を前提する必要がある。この前提のもとに、社会に利益を生むストックの大きさに关心を持つ時、生産優先権(output priorities)に関する完全なる社会的リストを作製することが出来、又、中心となる生産計画を形成するに必要な情報を伝えることが出来るとすれば将来的年数間にわたって、社会的産出物の附加生産高は、資本の国家的ストックの存在に帰すことが出来るし、各個人の異なる物によって実現される具体的計画によって統一することが出来る。又、後方的觀点に立つ資本

とを区別した。Hayekは、Bohm-Bawerkが、生計基金として活動する資本財の能力を強調する故に、同質性の概念を基金概念にまで高めたとして批判している。最近の学者の説によると、二つの尺度が考えられる。即ち、一つは資本ストックのなかにある、物理的な物を測定すること、もう一つは、これらの物によって実現される基金の価値を測定することである。

Hicksは双方共、測定可能であると考える。

著者自身としては、次のように結論している。即ち、資本を作り上げている物理的な物のストックは、等質ではない故に一つの基金とは考えられない。資本財は中間生産物であつて、比較的初期の生産過程の結果であり、又、将来の生産過程に使用され得るものである故に、我々は、かかる資本財に含まれる過去の犠牲によつて資本財を測定し、又、かかる資本財が生産するものと予測される将来の産出物によって資本財を測定したいと考えるのであるが、過去は過去であつて、資本財は過去の犠牲のストックとは考えられないし、資本財が将来の生産に貢献する能力は一連の新たな決定がなされなければ考えられない故に、将来の生産能力を持つ基金としても考えられないのである。

第二節 著者は資本の不等質性に関する諸学者の見解を示し、同時に批判している。

たとえば、Hicksは資本ストックの尺度をそれが資本増加に応じる貯蓄と同じ単位で資本増加の測定を可能にするという理由で、消費財の同質的基金と等しいと考えた。

同じ理由で、他の経済学者も又、生産性増大のために資本として

消費される物理的な物は、ただ一つしか存在していないと論じている。著者が、生産モデルは一つしか存在しないという説に反対する理由は、資本ストックに含まれる諸要素、及び、最初の投入高と最終生産高との間に存在する現実の経済的相違が、一つの生産モデルでは解明不可能であるという見解による。資本主義経済の市場プロセスにあっては、資本ストックの総体を構成する異質的な要素を、

資本財生産者が、いかに補足、調整し合いながら生産を続行していくかという点に重要な問題があるのであって、資本財を等質と見なす生産モデルは、資本理論によつて意味がないと著者は結論するのである。

第三節 著者によると、資本財の質的变化は、かららずも技術的進歩の結果のみでなく、費用状況の変化の結果としても考えられる。しかし、技術的進歩が、極く最近生産された資本財に、充分なる形をとつて現われ、比較的初めの段階で生産された資本財の限界生産性が一定の場合、資本財の質的变化を、資本の尺度によって測定するならば、その変化を資本量の増大と考えるか、あるいは、資本の生産性の増大と考えるかという問題が生まれる。Hicks は、一台の新機械が、一定の労働量をもつて、それと等量の労働量を伴う、一台の古い機械による産出高の二倍の量を産出する時、新機械は古い機械の二倍の資本量からなるという前方的観点に立つ資本の尺度を考えた。他方、Green は、一定の労働量を伴う一台の新機械が、それぞれ、これと等しい労働量を伴う、二台の旧型機械の産出高の合計額だけ生産出来る時のみ、新型機械は旧型機械の二倍の資本量からなると説明した。

しかし、從来、経済学者はかかる方法が、理論上からも実践上からも妥当性が困難であることを指摘している。まず実践面において、資本財に特有な固定性と特殊性が、必然的に不完全なる間接市場において、取引き費用 (transaction costs) を生み出すことが指摘されていることから明かなように、資本ストック中にある財貨そのものの市場価格を知ることは困難である。

次に理論面において、資本財の市場価格は、マージンを求める時のみ独立の証価を与えられることが明かにされているのであって、資本の全体的価値を測定するためには市場価格を使用することは不適当であると云える。

又、資本の質を測定せんとする時、時間経過のもとで価格変化を問題とすると、貨幣とは異なる資本財価格の指標を求めなければならぬ結果、問題はまたふり出し戻ってしまうのである。結論として著者は、資本尺度として市場価値を用いることの有用性は、市場価値が測定せんとする対象以上のものに依存しているのであって、測定する対象が、なんら資本的性質を持たない。物理的な物であれば、市場価値は、尺度として意味がないとする。

第五節 著者によると、資本財の費用によつて、資本量を測定する試みには次の三つの方法が考えられる。即ち、(a) 実質費用尺度。(b) 過去の消費財による費用尺度。(c) (a), (b) とは違う費用尺度。

仮に、資本財 A が、延べ一万時間の労働によって生産され、資本を測定せんとする。

資本費用尺度は、資本財に含まれる全投人高を知ることによつて

彼は又、技術的進歩は資本の限界生産性を増大することが出来るし、去年、一定の労働量をもつて、一定量の産出高を実現した機械をして、今年、等しい労働量をもつて、より大きな産出高を実現させるであろうと云つてゐる。明かに、資本財の生産力の増大を Hicks は資本量の増大と見なし、Green は生産性の増大と見なしてゐる。

ところで、前方的観点に立つ資本財尺度を使用する場合、産出高を二倍にすることを可能にした技術的進歩が、資本ストックをより大きな量にしないと見なすことは不可解なことであり、更に云えば、資本の生産性の変化という概念を放棄しない限り、前方的観点に立つ資本財の尺度を使用することは大した意味を持たないのである。

なぜなら、計画決定者が生産関数を使用する場合、異質の資本財は等質化されない結果、資本財に関する等質的な量的概念を持つことは不適当であるからである。

先に述べた、Hicks, Green の資本財の尺度は資本の生産能力に関する経済的尺度であるよりも、技術的要素を含んだものであると考えられる。そして著者は、前方的観点に立つ資本財尺度を問題とする場合、現存の資本ストックが産出することが確実な生産流量のみを調べるべきであるとする。

第四節 著者は、資本財の尺度として、資本財の市場価格を使用する可能性を考察する。

Lerner が云うように、市場価値は等質性を持つ貨幣によつて表わされ、所得と関連づけられる尺度であり、又、企業家が自己の資本を測定する方法を生み出し、利子率を含む計算を可能にする。し

財 B が、延べ五千時間の労働によつて生産されるならば、財貨 A は財貨 B の二倍の量からなると考えられる。

しかし、実質費用尺度は、資本財に含まれる過去の犠牲を反映していない故に、尺度として不適当であると著者は結論する。

過去の消費財による費用尺度がよつて立つ基礎は、資本を現在所有しておれば、過去において消費財を放棄する必要があるたとえいう観点に立つて、消費財に等しい量まで、資本財を減少させる方法である。しかし、消費財の犠牲量が、現存資本ストックの蓄積量と等しいとしても、過去の犠牲を決定した特殊性を問題にしなければ意味がないと云える。

第三番目の尺度について、著者は、Denison が示す特殊の費用尺度を考察する。

即ち、彼は、等量の費用によつて生産された機械は、たとえ一方がその生産性において他方よりもすぐれていても、等量の資本からなると考える。仮に、二台の機械が異なる労働量によつて生産されたとしても、等量の費用で生産されておれば、等量の資本を考えるのである。著者は、Denison の尺度は過去の犠牲を測定する目的のためには不適当であると云う。

第六節 むすびにかえて、著者は、資本の尺度についての数人の経済学者の見解を示す。

即ち、彼等は資本尺度を発見するための困難な点は、資本財の耐久性にあるとする。

二台の同種類の機械が、異なる耐久性を持つ場合、市場は比較的実質費用尺度は、資本財の尺度を発見するための困難な点は、資本財の耐久性にあるとする。

耐久性のある機械をより高く価値づける結果、資本財の尺度はゆが

められることになる。正確なる資本尺度を得るためには、より耐久的な機械に与えられた価値を減少して調整する必要がある。

彼等の考察の焦点となつてゐるのは、互いに同種の機械が持つ、異なつた耐久性が充分現われる長い期間ではなくて、充分に短い期間である。かかる前提のもとでは、機械が有する生産的貢献は、完全に耐久性から独立していると云える。著者は、彼等の以上のような考え方の中に、今後の研究の課題が含まれていると結論し、本書を閉じてゐる。

学 会 記 事

第二十四回大会について

日本経済政策学会第二十四回大会は、五月二十六日（金）・二十七日（土）の両日、青山学院大学において、新築されたばかりの八号館と九号館で開催された。

これに先立ち二十五日（木）午後三時から、主催校青山学院大学の六号館第四会議室で、学会の役員会（四十三名出席）が開かれ、山中篤太郎代表理事を座長として、本部および各部会からの報告が行なわれ、また規約改正・年報編集・会費値上げ・入会申込者等々の件が審議された。また、日本経済政策学会連合評議員は、現評議員任期満了後、気賀健三・松尾弘両氏を後任にあてることが決定された。

第二回 大会について

大会第一日（出席者約二百五十名）には、まず主催校を代表して大木金次郎学長（大会準備委員長）の挨拶があり、引続いて共通論題による報告と討論が、午前・午後にわたり熱心に展開された。第二日（出席者約二百

二十名）は二つの部会に分れたが、自由論題による報告と討論が活発に行われた。

第一回 共通論題「戦後二十年の経済政策」

座 長	神戸大学 北野熊喜男	伊東岱吉	第二部会	同志社大学 野間俊威
追手門学院大学 宮田喜代藏	慶應大学 伊東岱吉	第三部会	同志社大学 野間俊威	
1 経済計画の性格と意義	1 中小（零細）企業存続論	中央大学 五井一雄	3 社会・経済体制発展の原理——最近におけるハイマンの所説を中心にして——	
報告者 東京大学 中村隆英	予定討論者 東京都立工業短期大学 加藤寛	東洋大学 岩田勝次	近畿大学 後藤文利	
2 戦後二十年の財政政策	2 名古屋地方陶磁器工業組織論——競争と独占の日本の形態——	南山大学 中村精	福岡大学 柴田勝次	
予定討論者 法政大学 高橋誠	3 経済成長と二重構造	関西学院大学 金子精次	青山学院大学 森田優三	
3 戰後二十年の産業組織政策	午後の部	第一部会	第二部会	

第二回 自由論題

第一部会

座 長	慶應大学 気賀健三	梅田政勝	第一回	第二回
1 ドイツ初期ブルジョワジーの経済政策論 ——L・カムブハウゼンとG・メヴィッセ ンの論争を中心にして——	1 戦後九州の産業構造と経営労働の動向	東洋大学 島田悦子	福岡大学 柴田勝次	
2 フランスにおける経済集中化の發展	2 物価指標の問題点	青山学院大学 森田優三		
3 ニューゴスラビアにおける経済改革の展開				

第二回 自由論題

第一部会

座 長	福岡大学 梅田政勝	第一回	第二回
1 ドイツ初期ブルジョワジーの経済政策論 ——L・カムブハウゼンとG・メヴィッセ ンの論争を中心にして——	1 戦後九州の産業構造と経営労働の動向	東洋大学 島田悦子	
2 フランスにおける経済集中化の發展	2 物価指標の問題点	青山学院大学 森田優三	
3 ニューゴスラビアにおける経済改革の展開			

1 拠点開発政策と都市形成

2 工場団地の現況と問題点—— 東京女子大学 伊藤善市
　　における実態—— 東海大学 吉沢栄蔵

3 神奈川県における工業団地化の現状と課題
　　関東学院大学 山田一郎

第一日の共通論題報告に関する一般討論終了後、板垣与一教授を議長として会員総会が開かれ、本部移転（一橋大学より慶應義塾大学へ）、新入会員、明年度大会主催校（大阪経済大学）、会費値上げ（千円を千五百円）、年報編集者交替（野田稔氏より松尾弘氏）、規約改正（学会規則第十二条に「理事会は常務理事及び理事をもつて構成する」を加えること、および「役員選出内規」の制定等）等の件が承認または可決された。なお関東（中村秀一郎幹事）・関西（新野幸次郎幹事）・中部（滝沢菊太郎幹事）・西日本（伊東正則理事）各部会の報告もおこなわれた。

会員総会終了後、一同バスに分乗してホテル・オーラークラで懇親会に出席した。懇親会は森田優三教授の名司会で進められたが、主催校側から大木大会準備委員長・大野弥曾次、経済学部長の挨拶、山中代表理事の謝辞をはじめ、主なるものは、つぎの通りであった。(1) 大会共通論題。こと数年間にわたり大

じめ、赤松要、大泉行雄、梅田政勝諸教授、その他のスピーカー等があり、甚だ盛會であった。

大会の準備を進めるにあたって、助言と協力を惜しまれなかつた代表理事および多数の幹事、それに多忙中のところを研究報告を快諾された報告者の方々に、謝意を表したい。（西岡久雄記）

関東部会について

本年度の関東部会研究会は、幹事会の申合せにより、集中的な研究会方式をとった。

期日 昭和四十二年十一月四日（土）
会場 関東学院大学経済学部（横浜市金沢区）

課題

一、ガイドコスト・ボリントについて 報告者 加藤寛孝（神奈川大）

二、経済政策の概念と主体について 報告者 宮崎犀一（国学院大）

司会 渡辺輝一（関東学院大）

加藤寛孝氏は、アメリカ経済の実態を背景に、ガイドコスト・ボリントについての論点

に、ガードコスト・ボリントについての論点

昭和四十二年四月七日（金）午後一時半より専修大学第二会議室において理事・幹事会を開催した。この席に本年度大会の主催校である青山学院大学から大木学長が特に出席し、大会の準備状況・運営方針などについて説明をされた。そのほか関東部会当番校のことで、活発な研究会が展開されたことは当番校にとっても幸であった。（清水嘉治記）

理事・幹事会

昭和四十二年四月七日（金）午後一時半より専修大学第二会議室において理事・幹事会を開催した。この席に本年度大会の主催校である青山学院大学から大木学長が特に出席し、大会の準備状況・運営方針などについて説明をされた。そのほか関東部会当番校のことや、学会規則の改正に伴つておこる事務的なことについても協議した。

用されてよいと思われる三ないし四つの問題について、関東部会報告会は今年度当番校としてが提起され、話合いの結果、「資本自由化と関東学院大学が主催し、関東部会の事務は慶應義塾大学が担当することになった。

昭和四十二年十一月二十五日（土）午後一时より四時まで、慶應義塾大学において、関東部会幹事会を開催。昭和四十三年二月に実施される常任理事、理事の選出について検討をおこなつた。

昭和四十二年十二月九日～二十七日 国際アフリカ学会に、本学会の推薦によって会員矢内原勝氏（慶應義塾大学）が派遣された。実施される常任理事、理事の選出について検討をおこなつた。

昭和四十二年十二月九日～二十七日 国際アフリカ学会に、本学会の推薦によって会員矢内原勝氏（慶應義塾大学）が派遣された。

なお、当番校の立地条件および特質をも考慮して、自由論題報告の一部を整理して、中小企業問題の分析をテーマとする部会をもつてはという意見もあり、全員の承認をえた。

なお、その運営については当番校に一任することにした。

ついで、共通論題の報告者および予定討論者について、いくつかの案がでて、その交渉を行なうこととした。

(2) 大会準備について。以上のことについて、関東・中部・西日本の三部会の意見をきくこととし、その連絡員をきめるとともに、大会報告の申込み、依頼、および最終的案内の発送などの時期およびやり方について検討した。

(3) 今後の詳細については、部会幹事会と大

会当番校との間で十分連絡をとりつつ、実行に移すことを確認した。

なお、理論分科会および部会は、一月以降

に開くべく、準備をして頂いていた御三方に御礼を申記しておきたい。（新野記）

久し振りの工業分科会であり、期待している。報告者および報告題目はつぎの通りである。報告者および報告題目はつぎの通りである。「イギリス鉄鋼業における独占形成」田中充氏（関西学院大）
「開放体制下の中小企業問題」高橋哲雄氏（甲南大学）

西部会理事会 九月三〇日午後一時より関西会理事会を東洋紡績経済研究所において開いた。議題は、第二五回日本経済政策学会大会準備について。当日は、大会準備委員長である藤田敬三、大阪経済大学学長のほか、約十名の理事幹事の出席をえて、午後四時近くまで詳細にわたつて討議した。

うち、主なるものは、つぎの通りであった。(1) 大会共通論題。こと数年間にわたり大

て、関東・中部・西日本の三部会の意見をきくこととし、その連絡員をきめるとともに、大会報告の申込み、依頼、および最終的案内の発送などの時期およびやり方について検討した。報告者および報告題目はつぎの通りである。報告者および報告題目はつぎの通りである。「イギリス鉄鋼業における独占形成」田中充氏（関西学院大）
「開放体制下の中小企業問題」高橋哲雄氏（甲南大学）

なお、理論分科会および部会は、一月以降に開くべく、準備をして頂いていた御三方に御礼を申記しておきたい。（新野記）

関西大学会館において、工業分科会を開催し

昭和四十一年度には、左記のように見学会

ンタ一月報

新潟大学法経論

新潟大学人文学部

農村研究

竜谷大学経済学

東京農業大学

論集

竜谷大学経済学会

流通経済論集

産業経済研究

久留米大学産業経済研究会

証券投資信託月報

証券投資信託協会

五年史

高木良一「日本企業の海外進出」

日本国際問題研究所

The Annals of the School of Business Administration,

神戸大学経済学部

東北開発研究

東北開発センター

東京銀行月報

東京銀行

東京都立商科短期大学

東京大学論集

学・会計学・商学)

西野照太郎「岐路に立つアフリカ」

神戸生糸取引所

高木良一「日本企業の海外進出」

日本国際問題研究所

The Annals of the School of Business Administration,

神戸大学経済学部

Bulletin

Asiatic Research Korea University

The Annals of the School of Business Administration,

神戸大学経済学部

学・会計学・商学)

Economic Indicators

U.S. Government Printing

Kobe University

The Annals of the School of Business Administration,

神戸大学経済学部

tors

Office, Washington

The Annals of the School of Business Administration,

神戸大学経済学部

学・会計学・商学)

戦後二十年の経済政策

1968年5月1日 第1刷発行

¥ 960

◎編 者 日本経済政策学会
(代表者 山中篤太郎)発行者 井 村 寿 二
東京都千代田区神田駿河台2印刷者 田 中 忠
長野市中御所2-30発行所 東京都千代田区
神田駿河台2-3 効草書房
(株式会社大和出版部)落丁本・乱丁本はお取替えします
大日本法令印刷・谷島製本
Printed in Japan. 1968. 効草分類 No. 9316

日本経済政策学会編 日本経済政策学会年報

経済自立の政策的課題

三〇〇円(品切)

戦後十年の日本経済政策の変遷

三〇〇円(品切)

戦後各国の経済政策の検討

三四〇円(品切)

経済政策の対象と方法

三〇〇円(品切)

経済計画の諸型態

四〇〇円

構造分析と経済政策

三四〇円

現代日本経済における国家の役割

四〇〇円

日本の経済計画

五〇〇円

ビッグ・ビジネスと経済政策

七〇〇円

地域開発と経済政策

七〇〇円

日本経済の構造変化

九六〇円

経済体制の変化と経済政策

九六〇円

転型期の経済政策

九六〇円

THE ANNUAL
OF
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

1968

No. 16

CONTENTS

ARTICLES

- The character and Significance of Economic Planning
in Japan..... *Takahide Nakamura*
Financial Policy of Japan in the Post-war Twenty Years
..... *Makoto Takahashi*
Industrial Organization Policy in Post-war Japan
..... *Kojo Niino*

REPORTS

- On a Dynamic Theory of Economic Systems *Toshitake Noma*
Problems of Consumer Price Index..... *Yuzo Morita*
Economic Growth and Dual Structure in Japan..... *Seiji Kaneko*
Evolution and Problems of Economic Reforms in Yugoslavia *Kazuo Goi*
The Development of Economic Concentration in France..... *Etsuko Shimada*
On the Problems of Survival of Small Scale Industries in Japan
..... *Fumitoshi Goto*
A Treatise on the Organization of the Ceramic Industry around
the Nagoya Area *Tsutomu Nakamura*
Development for Growing Points Policy and Urban Growth..... *Zenichi Ito*
Japan's Industrial Estate, its Situation and Rroblems *Eizo Yoshizawa*
Study or their serviceable Character to Big Business..... *Ichiro Yamada*

BOOK REVIEW

- E. Salin : Politische Ökonomie. Geschichte der wirtschaftspolitischen
Ideen von Platon bis zur Gegenwart, 1967..... *Shoichi Hashimoto*

EDITED BY

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
(BUREAU OF JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION
KEIO UNIVERSITY, TOKYO, JAPN)

Published by
The Keiso Shobo Publishing Co.
